

九州大学百年史 第8巻 : 資料編 I

九州大学百年史編集委員会

<https://doi.org/10.15017/1448763>

出版情報 : 九州大学百年史. 8, 2014-05-30. Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

第二章 戦時体制の形成

第一節 戦時体制の形成

三二〇 九州帝国大学事変業務概況書

『支那事変行蹟調』一九四二（昭和一七）年

（表紙）

一

〔秘〕

九州帝国大学

事変業務概況書

九州帝国大学事変業務概況

| | | | | | | |
|---------------|------------------|---------------|-----------------|-----------|--|----|
| 業務 ノ 種別 | 順位 | 関与事項 | | 関与期間 | | 備考 |
| 一 | 国民精神総動員ニ 関スル件 | 昭和 一、二、七、八 | 昭和 一、五、四、二、八 | 昭和 二、九 | | |

| 類 | 一 | | | 第 |
|--------|---------------------|-----------------|----------------------|---------------------|
| | 五 | 四 | 三 | |
| 各種委託研究 | 事変ニ関連シテノ 事変ニ関スル件 | 事変処理協力ニ関 スル件 | 臨時附属医学専門 部設置ニ関スル件 | 生産力拡充ニ関ス ル件 |
| | 一、二、七、八 | 一、二、七、八 | 一、四、三、 一、五、四、二、八 | 一、二、八、 一、五、四、二、八 |
| | 一、五、四、二、八 | 一、五、四、二、八 | 一、一、一 | 二、九 |
| | 二、九 | 二、九 | | |

第一 国民精神総動員ニ関スル件

支那事変勃発スルヤ本学ニ於テハ総長始メ教職員学生生徒、聖戦ノ目的ヲ体シテ国体ノ本義ニ徹シ常ニ尽忠報国ノ精神ヲ以テ各自其ノ本分ニ邁進シツ、アリシガ偶々第七十二回帝国議会開院式ニ於テ 勅語ヲ賜ヒ以テ帝国ノ嚮フ所ヲ明ニシ国民ノ進ムベキ道ヲ示シ給フヤ全学ヲ挙ゲテ愈々結束ヲ固メ一意奉公ノ誠ヲ至サンコトヲ期セリ

以下其ノ大要ヲ略記ス

記

国民精神総動員運動ノ本旨ニ基キ之ガ運営ニ付テハ先以テ別紙（一）ニ記載セルガ如キ委員会ヲ設ケ万遺算ナキヲ期シ逐次左ノ

如キ事項ヲ実践セリ

一 時局ニ関スル認識ノ普及徹底

1 告諭式

昭和十二年九月二十二日総長ヨリ別紙(二)ノ如キ告諭ヲ發シ教職員学生生徒ニ対シ訓話ヲナセリ

尚又祝祭日、国民精神総動員強調週間等ノ機会アル毎ニ時局認識ノ普及徹底ニ努メタリ

2 事変記念日並興亜奉公日

昭和十三年七月七日事変一周年記念ニ際シテハ教職員並学生生徒ニ対シ総長ヨリ訓示ヲナシ更ニ堅忍持久ノ精神ヲ涵養シ必勝ノ信念ヲ堅持セシメ愈々奉公ノ誠ヲ至サンコトヲ誓ヒ左ノ行事ヲナシタリ

イ 本学職員学生生徒ニシテ陣歿シタルモノ、遺族ヲ招キテ慰靈祭ヲ举行セリ

ロ 興亜奉公日制定セラル、ヤ本学ニ於テハ其ノ実施事項ヲ定メ毎月之ヲ実施セリ

(一) 自肅自省

(1) 国旗掲揚

(2) 標識掲揚

「興亜奉公日」ト染メ抜キタル大標識ヲ学内数箇所ニ掲揚シ此ノ意義深キ奉公日タルコトノ認識ヲ新ニ

シ自肅自省ノ徹底ヲ期ス

(二) 遙拝黙禱

(1) 「サイレン」吹鳴 (正午)

(2) 遙拝黙禱

各員(職員学生)ハ「サイレン」ト共ニ各自其ノ持場ニ於テ起立遙拝シテ皇恩ノ無限ヲ感謝シ併セテ皇軍將兵ノ武運長久並ニ戦歿將士ノ英靈ニ対シ暫時ノ黙禱ヲ捧グ

3 時局ニ関スル講演

イ 学内ニ於ケル講演会開催

学内ニ於テ十数回ニ亘リ時局ニ関スル講演会ヲ開キ教職員並学生生徒ニ聴講セシメ日本精神ノ發揚軍事思想ノ普及ニ努メタリ其ノ講演者及題目ハ別紙(三)ノ如シ

ロ 講師派遣

九州各府県並公共団体等ヨリ国民精神総動員ニ関スル講演ヲ依頼セラレシコト數十回ニ及ベリ茲ニ於テ本学ハ適任者ヲ定メ之等ヲ各地ニ派遣シ日本精神ノ發揚ニ尽瘁シタリ其ノ講演者及題目ハ別紙(四)ノ如シ

4 学生大会

イ 昭和十二年十月九日学生大会ヲ開キ上海派遣陸軍司令官天津北支派遣軍司令官、関東軍司令官、上海第三艦隊司令

長官ニ対シ感謝文ヲ發送シ尚又皇軍慰問金ヲ募リ之ヲ陸軍大臣、海軍大臣ニ托送セリ

口 右大会ヲ終リテ官幣大社宮崎宮ニ行進シ皇軍戦捷ノ折念式ヲ举行セリ

5 朝鮮及台湾出身学生ノ指導

朝鮮及台湾出身ノ学生ニ対シテ事変發生ノ由来ヲ説キ併セテ之ニ対処スル皇国民トシテノ心構ニ徹セシムルノ要ヲ痛感シ昭和十二年十一月二十五日先ツ朝鮮出身ノ学生ヲ集メ総長各学部長等主要ナル職員臨席ノ下ニ座談会ヲ催シ学徒トシテノ嚮フベキ処ヲ指示シタリ

次テ同十三年一月二十五日台湾出身ノ学生ヲ集メ前同様ノ懇談会ヲ催シタリ

6 時局ニ関スル図書ノ閲覧並学生ノ思想善導

学生ヲシテ時局ヲ認識セシメ必勝不敗ノ信念ヲ涵養セシムル目的ヲ以テ事変勃発ト同時ニ時局ニ関係アル図書ヲ蒐集閲覧ニ供シ進ンテ戦争ニ関スル図書写真ノ展覽会ヲ催シ更ニ学生中心ノ読書座談会ヲ催シ君国報恩思想涵養ニ努メタリ又東郷元帥乃木大将廣瀨中佐等ノ諸軍神ノ肖像ヲ展覧シ是等ニ添ヘテ其ノ当時ノ戦時面報写真等ヲ展覧シテ以テ日本帝国ノ光輝アル国体ヲ認識セシメ若キ青年学徒ニ君国報恩ノ精神ヲ喚起セシムル様努メタリ又学徒ノ思想傾向ニ関シテハ特ニ留意シ

入館閲覧学生ノ読書傾向ヲ綿密ニ調査シ時ニハ懇談ヲ遂ケ思想打診ヲナスト共ニ他方ニ於テハ善キ思想ニ向ハシムルタメ特ニ命ジテ一定ノ図書ヲ閲覧セシメタリ特ニ防謀ニ関シテハ特別ノ注意ヲ払フト共ニ若キ学徒ニ其ノ危険性ヲ認識セシメタリ

二 学内外ニ於ケル統後援強化持續ノ件

1 応召職員学生ノ慰問

本学職員学生生徒ニシテ応召セル者尠シトセス之等応召者ニ対シテハソノ行ヲ壮ニシ鼓舞激励安ンジテ征途ニ就カシムルト共ニ絶エス慰問文慰問品ヲ送リソノ劳苦ヲ謝シ併セテ之等家族ノ慰問ニ努メタリ

2 出征者ノ家族タル学生、戦病死者ノ家族タル学生ノ扶助

之等学生ニ対シテハ授業料ヲ免除シ学資補給困難ナリト認めタルモノニ対シテハ奨学資金中ヨリ学資ヲ貸与シ又各種ノ育英会ト懇談ヲ遂ゲ学資ノ給与又ハ貸与ノ途ヲ講ジ修学ニ遺憾ナカラシメタリ

(一) 事変関係授業料免除者数

| | |
|------|----|
| 医学部 | 二名 |
| 工学部 | 一名 |
| 農学部 | 二名 |
| 法文学部 | 六名 |

(二) 応召ニ付奨学貸費金返納延期許可者数

五名

3 出征軍人遺家族並支那事变負傷避難者ノ治療

出征軍人ノ遺家族ノ治療ニ就テハ受診料、入院料、薬価、処置料、手術料等ハ能フ限り之ヲ免除シ献身的治療ヲ行ヒ専心之ガ完治ニ努メ出征将士後顧ノ憂ナカラシメンコトヲ期セリ又事变勃発当初支那各地ニ在リテ皇軍ト共ニ行動シ不幸傷痍ヲ受ケテ内地ニ送還サレタル邦人ノ本学ニ治療ヲ求ムルモノ不尠ヨツテ本学ニ於テハ之等ノ劳苦ヲ憐ヒ病状ニヨリテハ官費ヲ以テ入院セシメ或ハ私費ヲ以テ入院ヲ希望スルモノニ対シテハ入院料ヲ除ク諸料費ノ一部又ハ全部ヲ免除スル等種々ノ便宜供与ニ努メタリ

(一) 軍事扶助法ニ因リ医療扶助ヲ受クル者及応召軍人遺家族ノ診療ニ関スル調

| 自昭和 至昭和 | 期 間 | 種 別 | |
|--------------------|--------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | | 軍事扶助 法ニ因ル 入院患者 延数 | 応召軍人 遺家族入 院患者延 数 |
| 一三、九、一一 一五、四、二八 | | 一五、八八二 | 二九、七六三 |
| | | 計 | |
| | | 四五、六四五 | 五、八四二 |
| | | 軍事扶助 法並応召 軍人遺家 族外来患 者延数 | 軍事扶助 法並応召 軍人遺家 族外来患 者延数 |

(二) 出征軍人遺家族及支那事变負傷避難者ノ診療ニ関スル調

| 自昭和 至昭和 | 期 間 | 種 別 | |
|--------------------|--------|--------|--------|
| | | 入院患者延数 | 外来患者延数 |
| 一一、八、一七 一三、九、一〇 | | 七、六〇二 | 二、一六七 |

4 傷病兵慰問

昭和十二年十二月以来今日ニ至ルマデ十数回ニ亘リ教職員(在別府温泉治療学研究所職員ヲ含ム)学生生徒班ヲ分チテ福岡、久留米、小倉、佐世保、別府及大分ニ於ケル陸海軍病院、療養所等ヲ訪ネ戦病傷兵ノ慰問ヲナセリ

5 皇軍将士慰問図書蒐集

昭和十二年十月、同年十二月及同十三年二月ノ三回ニ亘リ全学学生並教職員ヨリ皇軍慰問ノ為ニ図書及雑誌等ヲ募集シ之ヲ戦地ニ発送セリ

三 非常時財政経済ヘノ協力

1 勤勞作業

イ 学内外ノ勤勞作業

昭和十三年以来本学教職員、学生生徒ヲ打ツテ一丸トナシ学内外ノ勤勞作業奉仕ニ従事シ併セテ勤勞精神ノ昂揚及心身ノ鍛鍊ニ努メタリ

ロ 興亜青年勤勞報國隊派遣隊

昭和十四年夏期興亜青年勤勞報國隊ノ結成セラルヤ本学ニ於テハ教官及学生生徒ヲ左ノ通り現地ニ派遣セリ

(一) 北支那及蒙疆派遣

九州帝国大学助教授 林 禎一郎

同 篠原 謹爾

同 伊藤 良二

元九州帝国大学助教授 野見山 温

学 生 四十名

(二) 満洲派遣隊

九州帝国大学助教授 高田 雄之

九州帝国大学助手 石田 一

学 生 二十名

2 国債ノ応募

支那事変国債ノ発売セラル、ヤソノ都度之ヲ購入ヲ奨励シ共

同購入ノ斡旋ニ努メタリ

3 冗費ノ節約

イ 物資ノ節約

本学ニ於テハ建物ノ増加、講座ノ増設等ニヨリ瓦斯、電力、石炭等戦時下重要物資ノ使用量年々増加ノ傾向ニアリシガ所謂冗費節約ノ趣旨ニ則リ常ニ最善ノ注意ヲ払ヒタル結果昭和十三年農芸化学教室、航空学教室、昭和十四年物理探

鉱学実験室、有機化学工業綜合実験室、農学部第三温室、

昭和十五年理学部創設建物、造船学教室原図室、等総延坪

數二千四百坪ニ及ブ建物増加アリタルニモ不拘電力、石炭

ノ使用量ニ於テ一ケ年平均一〇六、二一〇キロワット三八

三觔ノ夫々事実上ノ減少ヲ見ルニ至レリ之即チ全学協力一

致物資節約ニ努メタル証左ニシテ其ノ他ノ物資、消耗品等

ニ対シテモ多少ノ使用量増減アリタリトハ雖モ冗費ノ節約

ニ致シタル努力ハ大ナリト謂フベシ

ロ 勞力ノ補給

從來学内ニ於ケル器具其他物品ノ運搬整理或ハ運動場、構

内ノ除草等ニハ常ニ人夫ヲ傭上居リタルモノナルガ事変ノ

進展ニ伴ヒ之等入夫ノ入手ニ漸次困難ナル状態ヲ呈シ来リ

タルヲ以テ冗費節約及人的不足ノ克服ヲ目的トシ職員並傭

人ヲ動員シテ勞力奉仕ヲ行ヒ以テ多大ノ効果ヲ挙げタリ

4 貯蓄ノ奨励

事変ノ進展ト共ニ国債ノ消化、生産力補充資金ノ円滑ナル供

給ヲ要スル切ナルモノアリ本学ニ於テモ此ノ際率先貯蓄ニ努

メシムルノ要ヲ痛感シ昭和十三年七月從來ノ貯蓄ヲ更ニ強化

スル目的ヲ以テ新ニ各部局ニ夫々規約貯金組合ヲ組織シ競ツ

テ貯蓄ノ増加ヲ計リ年ト共ニ之ヲ強化ニ努力シツ、アリ

5 国際収支ノ改善

本学ニ於テハ從來外国ヨリ図書雜誌其他研究器具研究資材等

ノ購入ヲナシ来リタルモノ少シトセザリシガ国際収支ノ状態

ヲ考慮シ必要欠クベカラザルモノ以外ハ外国品ノ購入ヲ停止

シテ国家ノ負担軽減ニ努メタリ

6 金ノ使用節約及金回収

公的ニハ金ノ使用節約ヲ極度ニ励行シ併セテ個人的ニハ教職員ニ対シ死蔵セル金及金製品ノ供出ヲ督励セリ

7 資源ノ愛護

軍需資材トシテ最モ必要欠クベカラザル鉄、銅、石炭、紙、油、燃料、電力等ノ節約ニ付テノ計画ヲ樹立シ之ガ実行ニ努メ着々ソノ実績ヲ挙ゲタリ

8 鉄類ノ特別回収

政府当局ノ指令ニ基キ鉄類ノ第一次特別回収ヲ行ヒ左ニ示

ガ如キ実績ヲ挙ゲタリ

| | |
|-------|---------|
| 本部 | 一、五二五疋 |
| 附属図書館 | 六〇三疋 |
| 医学部 | 五、六五八疋 |
| 工学部 | 三、四五七疋 |
| 農学部 | 八三〇疋 |
| 附属農場 | 九四九疋 |
| 理学部 | 一一、二三九疋 |
| 法文学部 | 二五、二六一疋 |
| 附属医院 | |
| 計 | |

第二 生産力拡充ニ関スル件

一 学生増募

事変ノ長期ニ亘ルヤ各種産業部門就中軍需産業ノ生産力ヲ拡充シ必勝不敗ノ態勢ヲ整フルノ要アリト雖モ従来ノ状態ニ於テハソノ目的ヲ達成スルニ人的資源ノ質及量ニ欠クル処アリタリ茲ニ於テ本学ハソノ使命ノ重大ナルニ鑑ミ最高度ノ機能ヲ發揮シ優秀ナル技術者ノ養成ニ努メ之等ヲ斯界ニ送り以テ国策ニ寄与スル処大ナルモノアラシメントシ左記要項ニヨリ学生、生徒ヲ増募スルニ至レリ

工学部

| | |
|-----------|----|
| 昭和十三年四月入学 | 六名 |
| 機械工学科 | |
| 応用化学科 | 四名 |
| 昭和十四年四月入学 | |
| 機械工学科 | 十名 |
| 電気工学科 | 五名 |
| 応用化学科 | 八名 |
| 冶金学科 | 五名 |
| 造船学科 | 二名 |
| 昭和十五年四月入学 | |

土木工学科 七名

機械工学科 十五名

電気工学科 五名

応用化学科 九名

採鉱学科 一名

冶金学科 八名

造船学科 二名

二 農学部ニ於ケル水産学科設置ノ件

戦時下ニ於ケル重要資源タル水産資源ノ確保並之ガ増産ヲ図ルニハ水産ニ関スル系統的の研究機関ノ存在ト優秀ナル水産技術者養成機関設置ノ緊急欠クベカラザルコトヲ痛感シ本学ニ於テハ水産学科設置ノ計画ヲ樹立シタル処昭和十五年初頭米内閣ニ於テソノ創設ニ伴フ予算ノ成立ヲ見タルヲ以テ直チニ創立委員会ヲ設ケテ之ガ創設ノ事務ヲ開始セリ

三 理学部創設ニ関スル件

近代戦ハ過去ノ武力戦ノミニ解決セラルベキモノニ非ズシテ之ガ完遂ニハ優秀ナル兵器、火器ノ製造並之ガ改善増産ヲ図ルハ勿論幾多ノ地下資源ノ開発又ハ増産ヲ図ルノ要アリ之即チ近代戦ガ科学戦ナリト称セラル所以ナリ

而シテ之等応用科学科ニ属スル産業部門ノ拡充發展ニハソノ基礎科学タル物理学、化学、地質学、数学等ノ純理学科ヲ究理シ

テ始メテソノ効ヲ完フスベシ

然ルニ我国ニ於テ此ノ基礎科学タル理学ノ研究機関極メテ少ナキ実情ニアリシヲ以テ本学ニ於テハ国策遂行上ソノ設置ノ急務ナルヲ痛感シ鋭意之ガ設立ノ計画ヲナシ昭和十三年平沼内閣第七十四回帝国議會ニ於テ之ガ予算ノ成立ヲ見ルニ至リタルヲ以テ創立委員ヲ挙ゲ昭和十四年四月ヨリ左ニ示スガ如キ内容ヲ以テ授業開始ノ運びニ至レリ

(一) 講座

数学 三講座

物理学 六講座

化学 五講座

地質学 四講座

(二) 学生定員

物理学科 二〇名

化学科 一五名

地質学科 一〇名

四 木炭増産ニ関スル件

軍需産業ノ重要資材トシテ又内燃機関ノ代用燃料トシテノ木炭ノ需要ハ事変ノ進展ト共ニ増加スルニ至レリ偶々朝鮮総督府ヨリ本学ニ対シ木炭ノ増産方ニ関シ協議シ来リタルヲ以テ欣然之ニ応諾調査研究ノ結果南鮮演習林ヲシテ生産セシムルコト、ナ

リ直チニ林道ノ開発及生産設備ノ充実ヲ図リ左ニ示スガ如キ実績ヲ挙ケタリ

記

昭和十二年度 六五、三八〇疋
 昭和十三年度 七四、九〇〇疋
 昭和十四年度 六六、一四〇疋
 昭和十五年度 一七、〇〇〇疋

備考

昭和十五年度内生産額ハ二〇三、八八〇疋ナリ

第三 臨時附属医学専門部設置ニ関スル件

支那事変ノ進展ニ伴ヒ陸海軍衛生部医官ノ増員並ニ占領地域内ニ於ケル住民ノ医療ニ従事スベキ要員及内地ニ於ケル医療機關ノ増設ニヨル医師ノ需要益々多キヲ加フルニ至レリ。然ルニ従来ノ我国ニ於ケル医学教育機關ニテハ之ガ需要ヲ満スニ充分ナラザル憾アリタリ。茲ニ於テ文部省並關係当局ノ要請ニ基キ急速ニ慎重審議ノ結果左記要旨ニヨリ附属医学専門部ヲ設置スルコト、ナリ医学部長、附属医院長ノ協力ヲ得テ昭和十四年五月ヨリ開学ノ運ニ至レリ

記

一、九州帝国大学臨時附属医学専門部ト称ス

一、修業年限 四年

一、収容定員 一学年六〇名

一、当分ノ間専任ノ職員ヲ置カズ本部及医学部教職員ヲシテ授業及事務ヲ担当セシム

第四 事変処理協力ノ件

一 教官派遣

1 九州帝国大学教授 鹿子木 員 信

右者本学教授在官ノ儘昭和十二年十二月二十九日北支那方面司令部附ヲ命セラレ北支ニ於ケル文教並思想対策調査ニ携リ事変処理ニ致セル功績大ナリ

2 休職九州帝国大学助教授 佐々木 清 綱

右者北支派遣軍特務部、陸軍省軍務局ヲ通シ中華民國臨時政府ヨリ招聘セラレ本学助教授在官ノ儘北京大学教授トシテ昭和十四年三月十六日現地ニ赴キ同大学農学院ノ創設ニ尽瘁シテ日支文化ノ提携ニ致セル功績顯著ナルモノアリ

又同人ハ現地赴任ト同時ニ北支派遣多田部隊本部囑託、興亜院華北連絡部囑託トシテ事変事務ニ関与セリ

3 休職九州帝国大学教授 田町 正 譽

右者陸軍省ヲ通シ中華民國臨時政府ヨリ招聘セラレ本学教授在官ノ儘北京大学教授トシテ昭和十四年六月二十五日現地ニ

赴キ同大学農学院ノ創立並支那学生ノ薰育ニ携ハリ日支文化ノ提携ニ尽瘁セルトコロ尠カラス

又同人ハ昭和十二年七月ヨリ同年九月迄英領北ボルネオ、蘭

領東印度、中ジャワニ赴キ詳ニ同地域ノ状況ヲ視察調査シ之

ニ基キ事変処理ニ重要ナル建策ヲ為シ其ノ功績没スヘカラサルモノアリ

次テ同人ハ昭和十二年七月一日ヨリ同月二十

二日迄北支及蒙疆ヲ視察調査シ農業水利、地下水利用ニ関シ

テ軍並興亜院建設総署、華北交通会社等ニ建策セリ

二 診療班派遣

事変現地ト近接ノ地ニ位セル本学ニ於テハ診療班ヲ組織シ之等ヲシテ診療ニ従事セシメ事変処理上ノ一助タラシメント欲シ著々之ガ実施ヲ為スニ至レリ其ノ重要ナルモノヲ挙クレハ左ノ如シ

1 南支方面診療班

| | |
|-------------|-------|
| 九州帝国大学教授 | 後藤七郎 |
| 同 | 小野寺直助 |
| 同 | 箕田貢 |
| 元九州帝国大学助手 | 永富勳 |
| 同 | 西野卓 |
| 九州帝国大学助手 | 三瀬一三 |
| 九州帝国大学医学部副手 | 森田專一 |

医学部附属医院看護婦 岸本クニエ

同 村上和

同 後藤クミ

右者昭和十四年三月四日ヨリ同年四月二十二日マテ南支広東及其ノ附近ニ於テ難民ノ診療ニ従事シ診療患者延人員三千数百名ニ及ビ宣撫工作上貢献大ナルモノアリタリ

2 北支方面診療班

| | |
|------------------|-------|
| 九州帝国大学教授 | 赤岩八郎 |
| 同 | 皆見省吾 |
| 九州帝国大学助教授 | 小宮昇次 |
| 九州帝国大学助手 | 永山徳郎 |
| 同 | 田邊猛 |
| 同 | 中村武男 |
| 同 | 川上誠一 |
| 九州帝国大学医学部副手 | 田中清十郎 |
| 九州帝国大学医学部附属医院看護長 | 加藤愛 |
| 医学部附属医院看護婦 | 西島敏子 |

右者昭和十四年九月十一日ヨリ同年十月二十日マテ北支天津ニ於テ本間部隊ノ下ニアリテ天津地方ニ於ケル防疫並難民ノ診療ニ当リ其ノ診療患者二千数百名ニ及ビ宣撫工作上貢献セルトコロ大ナルモノアリ

3 北支ニ於ケル痲瘵中毒患者診療

九州帝国大学教授 下田光造

九州帝国大学医学部副手 岡崎正志

右者昭和十四年十月四日ヨリ同年十一月十七日マテノ間痲瘵中毒患者ノ群集セル張家口、厚和、北京、天津等ニ於テ精神病学的見地ヨリ之ガ診療ニ従事シ併セテ痲瘵中毒ノ本質及其ノ治療ニ関スル調査ニ従ヒ現地機関ニ対シ所見ヲ披瀝シ宜撫工作上資スルトコロアリタリ

三 軍選送患者等ノ診療業務囑託

1 九州帝国大学教授 後藤七郎

右者陸軍省選送患者診療業務囑託シテ昭和十二年十一月二十一日以来熊本、大分、久留米、広島、岡山、姫路、大阪、名古屋、善通寺、丸亀、松山、小倉、佐賀、北京、天津、張家口、石家莊、濟南、南京、漢江、九江、杭州、蘇州、上海、福岡ノ陸軍病院ニ於テ診療指導ニ当リ又福岡陸軍病院ニ於テ北支派遣沼田部隊長陸軍中将沼田徳重ノ診療ヲ担当シ更ニ北支派遣飯田部隊長陸軍中将飯田貞固、同參謀陸軍中佐芝田經一並同隊陸軍航空兵大佐北島熊雄赴任ノ途飛行機事故ノ為メ負傷セル際本学医学部附属医院ニ入院加療セシメ夫々治愈任地ニ赴カシメタル等其ノ功績顯著ナルモノアリ

2 九州帝国大学医学部講師 松岡壽

四 傷兵保護院(後軍事保護院トナル)ニ於ケル協力

1 傷兵保護院ニ於ケル職業補導

九州帝国大学教授 神中正一

右者昭和十四年五月十二日傷兵保護院職業補導所事務取扱ヲ囑託セラレ傷痍軍人福岡職業補導所勤務ヲ命ゼラル同年七月十五日傷兵保護院廢止セラレ軍事保護院設置セララルト共ニ軍事保護院囑託ヲ命セラレ引續キ従来ノ事務ニ従事ス小倉市三萩野ニアル傷痍軍人福岡職業補導所ニ毎週一回出張シ左ノ事項ニ關係ス

- 一 傷痍軍人職能昂上ノ為メ作業義肢及作業補助器ノ研究及製作指導
- 一 傷痍軍人ノ機能障礙ノ檢診及適職ノ選定
- 一 戦傷ニヨル肢体不自由者ノ職業動作、作業疲労ノ調査研究

2 傷痍軍人医療委員会委員心得

九州帝国大学教授 小野寺 直 助

イ 右者昭和十四年七月二十八日以来軍事保護院診療委員会委員トシテ傷痍軍人療養所医員ノ整備、診療方針ノ指導等ニ尽力セリ

ロ 又同人ハ同仁会評議員トシテ本学ヨリ現地ニ派遣スベキ診療班員ノ詮衡ニ参画シ之等医員ノ指導ニ當レリ

3 傷痍軍人療養所ニ於ケル眼科診療

九州帝国大学医学部講師 松 岡 壽

右者昭和十四年四月ヨリ傷痍軍人福岡療養所ニ於ケル傷痍軍人中ノ眼疾患者診療ヲ依託セラレ其ノ診療ニ従事セリ

五 中華民國政府ニ対スル援助

1 国民政府ノ金融制度確立ヘノ援助

九州帝国大学教授 波多野 鼎

右者昭和十四年十一月十日以来対重慶法幣対策ノ調査ニ當リ国民政府ノ金融制度確立ニ参与シ其ノ功績顯著ナルモノアリ今茲ニ其ノ事項ヲ述ブレバ左ノ如シ

當時中支ニ於ケル通貨政策トシテハ我国側ハ華興商業銀行券ヲ以テ貿易通貨トシ軍票ヲ以テ国内通貨トスルニ本建ニテ重慶法幣ト闘争ヲ為シツ、アリシガ上海愚園路ノ汪公館ニテ新政權樹立ノ準備中ナリシ汪精衛側ニ於テハ新政權樹立ノ前提

問題トシテ新法幣問題ガ考慮サレツ、アリ之ハ我国ニトリテモ深甚ノ注意ヲ要スル問題ナリシコトハ言フマデモナシ蓋シ新法幣ニ如何ナル性格ヲ有セシムルヤハ通貨闘争ニ於ル共同作戦ノ進展ニ関係スルトコロ多大ナレバナリ

同人ハ先日本側諸機関、銀行諸会社等各方面ニ亘ツテ意見ヲ聴取シ理論ナル整理ヲ加ヘタル上重慶法幣ノ運命米英ノ安定資金問題新政權治下ニ入ルベキ支那民衆ノ財産保全問題一般の国際情勢等ヲ考ヘ且ツ汪政權ニ対スル我国ノ全幅的支持ノ方針堅持ノ建前ヨリ見テ対重慶法幣戦ニ於ル一翼トシテノ新通貨ハカクアルベキモノトノ点ニツキ或程度ノ確信ヲ得タリ

十一月二十日汪精衛ノ招待ヲ受ケテ汪公館ヲ訪ネ褚民誼、陳君慧等ノ汪精衛腹心ノ同志ノミト席上通貨問題ニツキ討議セリ

而シテ汪公館側ノ意向ノ大体ヲ知り得タルヲ以ツテ更ニ我国側ノ諸機関ノ意向ヲ重ネテ聴取シタル後十一月二十九日ヨリ十二月六日迄李蔭南（現、広東銀行総裁）ヲ加ヘ陳君慧ト慎重討議ス

討議ノ中心題目ハ概ネ左ノ諸点ニ亘レリ

- (一) 新中央銀行ノ資本金ノ問題
- (二) 資本金出資方法ノ問題

- (三) 銀行券（新法幣）発行準備ノ問題—華興商業銀行トノ関係ノ問題
- (四) 重慶法幣トノ交換比率ノ問題
- (五) 重慶法幣トノ聯結及ビ離脱ノ問題、及ビ離脱時期並ニ離脱後ノ新法幣価値水準ノ問題
- (六) 新法幣ノ流通領域ノ問題
- (七) 軍票トノ関係ノ問題
- (八) 北支聯銀券トノ関係ノ問題
- (九) 日本円トノ関係ノ問題
- (十) 蔣政權ノ発行セル公債繼承ノ問題
- (十一) 治安地区ニオケル関稅收入ノ問題
- (十二) 之等ノ諸問題ニツキ互ニ胸襟ヲ開イテ討議セシガ尚互ニ考フベキ点多カリシヲ以テ更ニ研究ヲ約シテ十二月八日帰国セリ
- (十三) 帰來研究ノ上十五年二月二十七日上海ニ赴キ翌二十八日李蔭南、林柏生、陳君慧等ト更ニ討議ヲ続行セリ
- (十四) 尚又上海駐在財務官相馬敏夫ヲ介シテ當時樹立スベキ汪政權ノ新中央銀行問題ニ関シテ密使トシテ上海ニ滞在中ノ石渡莊太郎ヨリ会见ヲ求メラレタルニヨリ三月三日ブロードウエー、マンシヨンノ一室ニテ会见スル諸点ニツキ説明セリ
- (一) 汪側ノ企図セル中央銀行ハ我國ノ日本銀行ノ如キ性格ヲ有ツモノニアラザルコト—即チ全国的組織ノモノニ

- アラザルコト
- (二) 北支ヲ日支合作ノ模範地区タラシメントノ見解ヨリ北支ノ特殊性ハ充分認識シオリ從ツテ北支ノ聯銀券ヲ駆逐セントスルガ如キ意図ヲ有ツモノニアラザルコト
- (三) 作戰進行中ナルコトヲ考慮シ軍票ト協調セントノ意図ハ十分ナルモノアルコト
- (四) 華興商業銀行ヨリノ借款ヲ考ヘコレニ伴フテ我國側ヨリ顧問ヲ入ルルコトヲ拒否スルモノニアラザルコト
- (五) 米國或ハ英國ヨリ借款セントノ意図ハ毛頭ナキコト
- (六) 要スルニ新政府ヲ樹立スル以上中央銀行ヲ有タザレバ財政運用ヲ為シ得ザルガ故ニ中央銀行ヲ設立セント意図セルノミニテ如何ナル形態ニテ設立シ新法幣ヲ如何ニ運用スルカニツキ腐心シツ、アルモノナルコト
- コレ等ノ点ニツキ石渡氏ノ問題把握ヲ正確ニナシ得タリト信ズ
- 以上述べタルガ如ク同人ガ今日ノ儲備銀行ニ対スル組織運営ノ根本方針樹立ニ寄与貢獻セシトコロ大ナリ
- 2 国民政府樹立諸制度ノ整備援助
- 九州帝国大学教授 今 中 次 磨
- 右者自昭和十四年十月五日至十月二十一日、及自昭和十五年一月五日至一月三十日ノ二回ニ亘リテ渡支シ汪精衛其他ノ要

人ト上海ニ於テ会谈同政府ノ成立並樹立後ニ於ケル諸制度ノ整備ニ関シ援助セリ

六 支那人留学生ニ関スル件

事変発生当時ノ本学ニ於ケル中華民國留学生ハ六十余名ノ多キニ及ベリ而シテ事変勃発ニ伴ヒ之等留学生ニ不安動揺ノ兆アリシヲ以テ関係各庁ト連繫ヲ保チテ之ガ保護監督ニ当リ本国ノ事情ニヨリ学資補給ノ途ナキモノニハ授業料ヲ免除シ又引揚グルノ已ムナキニ至リタルモノニハソノ手續等ニ懇切ヲ施シ之ガ取扱ニ遺憾ナキヲ期セリ

又聖戦ノ目的ヲ了解シテ復学セント欲スルモノ、新タニ留学ヲ求望スルモノ等ニ付テハ能フ限りノ便宜ヲ与へ且ツ入学後ニ於テハ懇切丁寧ニ之ヲ指導シ以テ日華提携セズンバ東亞ノ安定ヲ期シ得ザルコトヲ自覚セシムルヨウ努力セリ

七 内閣各種委員トシテノ協力

九州帝国大学教授 井上克巳

右者昭和十三年四月十五日科学審議会委員、同年七月十六日企画院委員被仰付内閣総理大臣ノ諮問事項タル不足資源ノ急劇補填並生産拡充ニ関シ十数回ニ亘リ慎重審議ノ上答申セリ

第五 事変ニ関聯シテノ各種ノ委託研究

事変ノ進展ニ伴ヒ軍部並関係各庁ヨリ各種ノ研究事項ニ就テ委託

セラル、モノ多数アリ本学ニ於テハ全教育職員ヲ動員シテ欣然ニ応諾着々ソノ業績ヲ挙ゲ功績没スベカラザルモノアリ。今茲ニソノ主要ナルモノヲ掲グレバ左ノ如シ。

一 医学部

1 陸軍軍医学校業務囑託

九州帝国大学助手 石川 數雄

右者昭和十二年十一月二十二日以来陸軍軍医学校診療部業務ヲ囑託セラレレントゲン科ニ於ケル戦傷者ノ診療ニ従事シ特ニ頭部顔面及胸腹部戦傷ニ対スル特殊治療ヲ施シ又将兵ノ無自覚性肺結核症ヲ発見スル為集団胸部レントゲン検査並徴兵検査ニ於ケル間接撮影法適用ニ関スル基礎的研究ヲ行ヒ貢献スル所大ナリ。

二 工学部

1 耐弾橋梁等ニ関スル研究

九州帝国大学教授 三瀬 幸三郎

イ 耐弾橋梁ノ研究

右者朝鮮總督府及南滿洲鉄道株式会社等ノ委嘱ヲ受ケ右研究ニ従事セルモノナリ。

即チ鉄路幹線上ノ長大橋ハ最モヨク空爆ノ目標トナルヲ以テ戦時輸送ノ万全ヲ期シ其ノ安全ヲ確保スル為防空強化ノ観点ヨリシテ橋梁ノ耐弾の構造ニ関スル左ノ如キ研究並発

表ヲ行ヒ多大ノ業績ヲ挙げタリ。

(一) 研究事項

- (1) 橋梁ノ耐弾の補強
- (2) 実用的経済的ニシテ而モ耐弾のナル橋梁ノ型式
- (3) 耐弾橋梁トシテノ高次不静定構造ノ応力及変形ノ解明

(二) 研究業績

- (1) 朝鮮總督府鐵道局京議線複線工事旧橋ノ架換トニ際シ耐弾橋梁數種ヲ推挙シテ臨津江、大寧江、清川江、大同江及鴨綠江等何レモ總延長一〇〇〇米ニ及ブ長大橋ニ採用セラレ、殊ニ鴨綠江大鐵道橋ハ其形式及架橋方法ノ初応力調整操作ニ於テ新機軸ヲ開キ且ツ鉄材ノ節約、構造ノ強剛ナル点ニ於テソノ功績ヲ称揚セラレタリ。

- (2) 朝鮮總督府鐵道局南滿洲鐵道株式会社鐵路總局河北交通公司等ニ於ケル外數次ニ亘リ講演並研究発表ヲ行ヘリ。

ロ 尚右研究ノ外鉄筋コンクリート拱橋ノ架設ニ関スル左ノ如キ研究ヲ行ヒ我国土木工学界ニ多大ノ貢獻ヲ齎ラシ之ガ為土木学会ヨリ土木賞ヲ受クルニ至レリ。
連続拱橋ノ解法ニ関スル研究(九変位ノ定理)

近時鉄筋コンクリート拱橋ノ架設セララル、モノ多ク之ガ設計ニ当ツテ數経間ニ亘ルモノニ付テハ之ヲ連続拱橋トシテ解明スベキモ本問題ニ関シテハ彈性学構造学上殘サレタル一ツノ問題トシテ外国ハ勿論我國各方面ニ於テモ未ダ結論ヲ得ルニ至ラザリシモノナルガ三瀬教授ハ新ニ「九変位ノ定理」ヲ提案シ之ニヨツテ正確ナル解決ヲ得以テ鉄筋コンクリート拱橋架設上ノ設計ニ対スル貴重ナル指針ヲ与ヘタリ。

2 建築物ノ空襲ニ対スル研究実施

九州帝国大学助教兼同技師 坪 井 善 勝
右者昭和十三年四月十六日以来西部防衛司令部ノ囑託ヲ受ケ建築物ノ空襲下ニ於ケル耐久破壊ノ状態、之ニ対スル処置等ヲ研究シ就中都市ニ於ケル建築物ノ構造様式ニ付テ所見ヲ開陳シ都市防護ニ関スル一大示唆ヲ与ヘタリ

3 船舶及造船ニ関スル研究

イ 船舶ノ動揺等ニ関スル研究
九州帝国大学教授 河 東 卓四郎
右者海軍省ノ囑託ニヨリ船舶ノ動揺ニ関スル研究ニ從事セルモノニシテ本研究ハ海軍ヨリ指示セラレタル主題ノ事項ニ関シ理論的實驗的研究ヲ行ヒソノ所見ヲ報告シ斯界ニ貢獻スルトコロ大ナリ

尚又同人ハ左ニ掲グルガ如キ研究ニ従事セリ

(1) 河川用船舶ノ研究

本研究ニ付テハ滿洲及支那大陸ニ於ケル河川及河川用船舶ノ実施調査ヲ行フ事数回其結果ハ其ノ都度海軍当局ニ報告セリ

(2) 電気熔接ニ関スル基礎的研究

本研究ハ熔接構造物ノ歪及内部応力ノ問題ニ関シ基礎的研究ヲ行ヒタルモノニシテ熔接ニヨル欠陥ヲ未然ニ防止シ之ガ普及ヲ計ラントス

ロ 艦船ノ復原性ニ関スル研究

九州帝国大学教授 渡邊 惠 弘

右者昭和十三年三月一日ヨリ現在ニ至ルマデ海軍技術研究所ヨリノ依託ニヨリ艦船ノ復原性及動揺ニ関スル研究ヲ行ヒ来レリ

即チ艦船ノ復原性及動揺ハ艦船ノ安全性ニ大ナル脅威ヲ及ボスモノニシテ之等ノ原理ニ付テノ基礎的研究及ソノ安全性ヲ増加セシムル方策ニ対スル研究ヲナセルモノナリ
右研究ノ外左ノ如キ研究ヲ行ヒ我国造船造艦技術ノ向上ニ寄与シ斯界ノ發達ニ貢獻セシトコロ多大ナリ

(1) 船内浸水経過中ニ起ル最大横傾斜ニ就テノ研究

右ハ船体ニ損傷ヲ蒙リタル時船体傾斜ノ問題ヲ取扱ヒタ

ルモノナリ

(2) 初期歪ヲ有スル薄板ノ圧縮力ニ対スル有効率ニ就テノ研究

右ハ駆逐艦ノ如キ薄板ノ構造物ガ初期歪ヲ有スル時著シク其ノ強度ノ減少シテ折レ易クナルコトヲ論ジタリ

(3) 可浸長ノ簡易計法ニ就テノ研究

右ハ船内ニ浸水ノ際沈没ヲ防遏スルニ必要ナル船内区劃ヲ簡單ニ計算スル方法ヲ述ベタリ

(4) 錨鎖ノ跳リニ就テノ研究

右ハ船ノ錨ヲ下ス場合鎖ガ跳躍シテ著シク作業能率ヲ害ス此ノ跳リノ原理及其防止法ニ関スル研究ナリ。

4 欽油系潤滑油ノ有効成分ニ関スル研究

九州帝国大学教授 安藤 一 雄
九州帝国大学助教授 加藤 常太郎

右ハ海軍燃料廠ヨリノ委託ニ係ル兩者ノ共同研究ニシテ既に第二報ヲ終了セリ

即チ国内産原油ヨリ航空潤滑油ノ製造並ソノ有効成分ノ探求ヲ目的トセルモノニシテ潤滑油ノ合成ニ資セントスルモノナリ。

尚又加藤常太郎助教授ハ左ノ如キ研究ニ従事セリ。

イ ゴム熱分解ニヨル高級ガソリンノ製造

右ハ石油分解揮発油ノ品位向上ノ目的ヲ以テ石油熱分解ノ
際原料油ニゴム又ハ古ゴムヲ混ジテ熱分解ヲ行ヒ高オクタ
ン価分解揮発油ヲ得ントスルモノニシテ優良航空機燃料ノ
供給ヲ企図スルト共ニ貧困状態ニ在ル我航空燃料ノ新資源
開拓ニ重大ナル研究トシテ寄与スル所多大ナリトス。

5 石炭液化ニ関スル件

九州帝国大学教授 安藤 一雄

右者海軍燃料廠囑託シテ石炭液化ノ工業化ニ関シソノ諮問
ニ応ジ之ガ工業化ノ実現ニ寄与シ燃料資源確保上貢献スルト
コアラリタリ

6 金属材料ニ関スル研究

九州帝国大学教授 谷村 瀧

右者昭和十三年七月八日ヨリ現在ニ至ルマデ陸軍造兵廠小倉
工場及陸軍省ヨリノ委託ニヨリ左ノ如キ研究ニ従事セリ
イ 陸軍造兵廠小倉工場ヨリノ委託研究

(1) 将校用軍刀ニ関スル研究

(2) 日本刀ノ材質及日本刀ノ製作法研究

(3) 含銅鑄鉄ノ研究

(4) 戦車気筒用材料トシテ含銅クロム鑄鉄ノ基礎的研究

ロ 陸軍省ヨリノ委託研究

(1) 防弾鋼ノ研究

7 発動機ニ関スル研究

九州帝国大学教授 岡本 勇象

右者陸軍技術本部ヨリノ依頼ニヨリ右研究ニ従事セルモノニ
シテ左ノ如キ高速ディーゼル機関及ソノ燃料並燃焼ニ関スル研
究業績ヲ挙げタリ

(1) 高速ディーゼル機関ノ燃料噴射ポンプニ就テ

(2) 高速ディーゼル機関ノ燃料噴射系ニ就テ

(3) 高速ディーゼル機関ノ燃料噴射ニ就テ

(4) 高速ディーゼル機関ノ燃料及其燃焼ニ就テ

(5) ガソリン機関ノ各シリンダヘノ混合氣ノ配分ニ就テ

(6) 酸素ヲ使用スルディーゼル機関ニ就テ

(7) On the Mixture Distribution in Cylinders of the
Gasoline Engine

(8) On the Diesel Engine using Oxygen

(9) 酸素ヲ使用スルディーゼル機関ノ排氣量

(10) 戦車用重油発動機噴射弁ノ性質ニ関スル研究

8 地質並地盤ノ調査研究

九州帝国大学教授 木下 龜城

イ 地質調査

右者佐世保海軍建築部長ヨリノ依頼ニヨリ右研究ニ従事セ
リ。

ロ 基盤地質ノ研究調査

右者小倉陸軍造兵廠ノ依囑ニヨリ土木築造物及軍用築造物ノ基盤地質並ニ地下水ニ付キ調査研究セリ。

9 特殊発火装置ノ研究

九州帝国大学教授 原田恭介

海軍技術研究所ノ囑託ヲ受ケ目下研究中ナリ。

10 鉱山及炭田調査

九州帝国大学教授 小田二三男

九州帝国大学助教授 瀧本清

右者上海陸軍特務部ノ依囑ニヨリ中支大冶附近ノ鉱山及炭田漢口上流ノ土地塘炭田ニ就キ炭量並ソノ開発ニ関スル調査研究ヲ行ヒ報告書ヲ上海陸軍特務部ニ提出セリ。

三 農学部

1 中支建設資料整備事務所標本部ニ於ケル標本整理

九州帝国大学教授 江崎悌三

九州帝国大学助手 安松京三

右者興亜院ノ委囑ニ依リ昭和十四年十二月五日ヨリ同十五年一月卅日マデノ間南京及杭州ニ滞在シテ右標本部ニ於テ保管セル昆虫標本ノ整理ニ当リ保存方策ヲ樹テ中支那ニ於ケル文化再建ニ寄与セルトコロ大ナリ。

2 肥培法ノ改善ニ関スル調査

九州帝国大学教授 川村一水

右者数回ニ亘リ北支各地ニ於ケル土壤ノ分布状態ヲ踏査シテ其ノ本質ヲ研究調査シ夫レ等ト農作物栽培トノ關係ヲ明ニシテ北支ニ於ケル肥培法ノ改善ニ貢献スルトコロ大ナルモノアリ

3 北支及蒙疆地区ニ於ケル農作物病害ノ調査

故九州帝国大学教授 中田覺五郎

右者興亜院ノ囑託トシテ昭和十四年八月二十日ヨリ同年十月十四日迄ノ間ニ於テ北支及蒙疆地区農作物病害ノ状態ヲ詳ニ調査シ其ノ予防及措置ニ付所見ヲ開陳シテ該地域ニ於ケル農業開発ニ益スルトコロ大ナルモノアリ

4 軍事氣象調査

九州帝国大学教授 鈴木清太郎

右者陸軍氣象部囑託トシテ氣象ニ関スル調査ニ従事ス。風速測定器並雲高測定器ヲ考案作成シ軍事氣象ニ貢献スル所大ナリ

5 熱帯植物ノ研究並探検

九州帝国大学教授 金平亮三

九州帝国大学助手 初島住彦

右者拓務省及南洋庁ノ囑託トシテ昭和十三年三月十五日ヨリ同年四月十八日迄ノ間南洋群島ニ出張シ熱帯植物ニ関スル調

四 理学部

査研究ニ従事シ又昭和十五年一月十三日ヨリ同年四月二十八日迄ノ間馬來半島、海峡植民地及蘭領東印度諸島並ニニューギニア等ノ探検ヲ行ヒ同地域ニ於ケル植物ニ関スル調査、地理学的調査ニ従事シ傍ラ当該地域ノ經濟、民情等詳細ニ亘リ報告ヲ為シ大東亞戰爭遂行上重要ナル示唆ヲ与ヘタリ

6 船底附着生物ノ調査研究

九州帝国大学教授 大島 廣

右者海軍技術研究所ヨリノ委嘱ニ依ルモノニシテ船底ニ附着スル生物ノ動物学的見地ヨリ船底附着動物ノ發生、形態、生態ニ付テ調査研究ニ当リ之方防除方策ニ付テ報告ヲ為シタルモノナリ

7 支那蚕糸業ノ調査及研究

九州帝国大学助教授 林 禎二郎

右者昭和十四年十月七日ヨリ同年十一月五日迄ノ間ニ於テ中支ノ蚕糸業ノ中枢地及北支ノ重要蚕糸業地ニ於テ蚕糸行政機關、各種ノ推興団体、製糸会社並教育機關等ヲ調査シ或ハ危険ヲ冒シテ農村ニ於ケル育蚕ノ現況ヲ詳ニ視察シ以テ支那ノ農業生産部門ニ於ケル蚕糸業ノ位置並發達普及ノ程度ヲ調査シテ之方将来性ニ就テ考察ヲ加ヘテ現地ニ於ケル指導方針ノ確立ニ寄与スルトコロ大ナリ

1 鉱物資源ノ調査研究

九州帝国大学助教授 松下久道

右者興亜院ノ委嘱ヲ受ケ北支ニ於ケル鉱物資源ノ調査研究ニ従事シ次ノ如キ業績ヲ挙げタリ

(1) 北支代県塞里村附近ノ調査

右地方ニ於テハ陸軍部隊ノ護衛ノ許ニ鉄鉱床、金銅鉱床ノ外特ニ砂金層ニ関スル精細ナル調査ヲ行ヒ現地軍管理工場ノ経営上大ナル寄与貢獻ヲナスト共ニ更ニ附近一帶広範圍ニ亘リ砂金鉱床ノ分布セル事ヲ発見セリ

(2) 北支代県八塔村附近ニ於ケル調査

右地方ニ於テハ鉄鉱床ノ發達アルヲ予想シ实地調査ノ結果八塔千枚岩系ノ發達セルヲ確認鉄床賦存ノ状態ヲ精査シ學術上ノ疑問ヲ解明スルト共ニ八塔鉄鉱床ノ稼行価値、採掘法等ニ関シ獻策具申スル処アリタリ

2 地下資源調査ニ関スル研究

九州帝国大学教授 伊藤 徳之助

右者興亜院ノ委嘱ヲ受ケ彈性波探鉱法(物理探鉱法)ニヨル地下資源開發ヲ目的トシ滿洲国及北支方面ニ出張实地研究調査ヲ行ヒ当局始メ諸国策会社ニ獻策シ国家総力戦下ニ於ケル地下資源開發ニ多大ノ貢獻ヲナシタリ

別紙(一)

国民精神総動員九州帝国大学実行委員会規程

第一条 国民精神総動員九州帝国大学実行委員会ハ国民精神総動員会ノ企劃ニ即応シ九州帝国大学ニ於ケル国民精神総動員ニ関スル実行方策ヲ樹立ス

第二条 国民精神総動員九州帝国大学実行委員会ハ委員長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

委員長ハ九州帝国大学総長ヲ以テ之ニ充ツ、委員ハ学部長評議員温泉治療学研究所長及臨時附属医学専門部主事ノ中ヨリ総長之ヲ命ス

第三条 国民精神総動員九州帝国大学実行委員会ニ幹事ヲ置ク

幹事ハ九州帝国大学在職ノ高等官中ヨリ総長之ヲ命ス
幹事中若干名ヲ常任幹事トス

第四条 国民精神総動員九州帝国大学実行委員会ニ於テ樹立セラレタル実施方策ハ各当局ヲシテ之ヲ実施セシム

第五条 国民精神総動員九州帝国大学実行委員会ノ事務ハ庶務課之ヲ掌ル

以上

別紙(二)

告諭

第七十二回帝国議會開院式ニ当リ畏クモ

天皇陛下 ハ優渥ナル 勅語ヲ賜ヒ我等臣民ノ嚮フベキ道ヲ宣示シ給ヘリ内閣ハ本月九日コノ御趣旨ヲ奉体シ全国民ニ対シ告諭ヲ発シ大御心ニ答ヘ奉ルベキコトヲ告ゲタリ

惟フニ日支両国相提携シ東洋平和ノ実ヲ差ゲンコトハ是我国是ニシテ多年支那トノ親交ニ努力シタルモ全ク之ガ為ナリ然ルニ固陋ナル支那ハ迷夢醒メズ或ハ遠交近攻ノ策ニ出デ或ハ同文同種ノ我国ニ対シテ抗日毎日ノ愚ヲ企テ遂ニハ条約協定等ヲ蹂躪スルノ暴挙ヲ敢テスルニ到レリ

コ、ニ於テカ我国ハ支那ヲシテソノ非ナルコトヲ覺ラシメンガ為ニ厥然立チテ之ニ一大鉄錘ヲ下スコトナレリ

今ヤ我忠勇ナル軍隊ハ或ハ北支ニ或ハ中南支ニ勇猛果敢ナル進撃ヲ續ケ到ル所驚クベキ戦果ヲ收ムルコトハ国民ノ感謝措ク能ハザル所ナリ

然レ共今次ノ事變ハ実ニ日清日露ノ戦役ニモ匹敵スベキ困難ニシテ最終ノ目的ヲ達成スル迄ニハ多大ノ艱難ヲ覚悟セザルベカラズ

我等最高学府ニ在ルモノハソノ職員タルト学生タルトヲ問ハズコノ難局ニ遭遇シ非常ナル決心ヲ以テソノ本分ヲ守リソノ業務ヲ励ミ或ハ社会風潮ノ一新ニ或ハ銃後ノ後援ニ又ハ資源ノ愛護ノ非常時經濟政策ヘノ協力ニ率先奮勵シテ政府ノ企劃セル国民精神総動員ノ成果ヲ得以テ

| 昭和年月日 | 講演題目 | 講演者 |
|-----------|-----------------------|------------------|
| 一一、一〇、一五 | 支那事变ト飛行機 | 東京帝国大学名誉教授 田中館愛橘 |
| 一一、一九 | 国体上ヨリ見たル帝国憲法ト皇室典範トノ関係 | 枢密顧問官 清水澄 |
| 自〃 一一、三〇 | 古代精神五構 | 九州帝国大学名誉教授 春日政治 |
| 至〃 一一、四〇 | 今事变ニ於ケル帝国海軍ノ活躍 | 海軍大佐 三坂直廉 |
| 一一、一四 | 朱子学ト臣道 | 九州帝国大学教授 楠本正繼 |
| 〃 二、一七 | 中支視察談 | 眞貝貫一 |
| 一三、一、二四 | 支那事变下ノ農業問題 | 九州帝国大学教授 澤村康 |
| 〃 二、二七 | 国家産業トシテノ水産業ノ重要性 | 荻田静夫 |
| 一三、六、二二 | 航空機発達ノ跡ヲ顧テ | 橋本賢輔 |
| 〃 六、二九 | 支那文学ノ動向 | 九州帝国大学教授 日加田誠 |
| 〃 九、二七 | 支那満洲視察談 | 九州帝国大学名誉教授 大平得三 |
| 自〃 一一、一六〇 | | 九州帝国大学教授 河東卓四郎 |
| 〃 一一、一六〇 | | 九州帝国大学教授 田町正譽 |

リ 叡慮ヲ安ンジ奉リ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼シ奉ランコトヲ期スベキナ

昭和十二年九月二十二日

九州帝国大学総長 荒川文六

| 昭和年月日 | 別紙(四) | 本学教官ニシテ時局講演ノ為派遣セルモノ | 講演場 | 講演場 | 題目 | 講演者 |
|---------|---------|---------------------|--------|-----|---------------|-----------|
| 一三、二、一七 | | | 明治専門学校 | | 古代文学ニ現レタル国民精神 | 名誉教授 春日政治 |
| 一五、二、二三 | 一五、二、一六 | 戦乱中ニ於ケル欧米ノ情勢 | | | 福岡工業試験場長 | 野田俊郎 |
| 〃〃〃〃 | 〃〃〃〃 | 詩文ニ現レタル民族思想 | | | 同 | 目加田誠 |
| 〃〃〃〃 | 〃〃〃〃 | 吾ガ古代文芸ト臣道 | | | 同 | 高木市之助 |
| 〃〃〃〃 | 〃〃〃〃 | 満洲労働事情 | | | 同 | 菊池勇夫 |
| 〃〃〃〃 | 〃〃〃〃 | 時局ト日本精神 | | | 九州帝国大学教授 | 長沼賢海 |
| 〃〃〃〃 | 〃〃〃〃 | 東西思想ノ分岐点 | | | 東京帝国大学名誉教授 | 高楠順次郎 |
| 〃〃〃〃 | 〃〃〃〃 | 明治天皇ノ御製ニ就テ | | | 同 | 高木市之助 |
| 〃〃〃〃 | 〃〃〃〃 | 欧洲ノ危機 | | | 九州帝国大学教授 | 田中和夫 |
| 一四、六、二三 | | 独逸ノ土産話 | | | 九州帝国大学助教 | 佐藤博 |
| 〃〃〃〃 | 〃〃〃〃 | 海外視察談 | | | 同 | 渡邊惠弘 |
| 〃〃〃〃 | 〃〃〃〃 | 古代精神及復古ノ問題 | | | 同 | 金平亮三 |
| 〃〃〃〃 | 〃〃〃〃 | 南豊ノ儒学ト近代思想 | | | 同 | 竹岡勝也 |
| 〃〃〃〃 | 〃〃〃〃 | | | | 同 | 長壽吉 |
| 〃〃〃〃 | 〃〃〃〃 | | | | 同 | 重松俊章 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|-------------------|----------------|-----------------|------------------|--------------------|-----------------|-------------------|------------------|----------------|----------------|----------------|------------------------|------|
| 一三、 一〇、 二二二 | 一三、 九、 二〇 | 一三、 八、 二九 | 一三、 一、 二九六 | 一一、 九、 一五 | 一一、 二、 五四 | 一一、 二〇、 二七六 | 一一、 二、 一 | 一一、 九、 二一 | 自一四、 四、 三〇 | 自一〇、 一〇、 二九六 | 一一、 三、 六二 | 自一一、 二、 二〇七 | 一一、 二、 三〇七 | 一一、 三、 九 | 一一、 三、 六 | 一一、 三、 六 | 一一、 三、 一、 二二〇 | |
| 福岡県社会教育会館 | 若松市金光教会所 | 三池染料工業所 | 佐賀師範学校 | 長崎高等女学校 | 大阪市夕陽丘青年塾堂 | 福岡県庁 | 佐賀県庁 | 長崎高等女学校 | 文部省第一会議室 | 長崎県庁 | 同 | 福岡県社会教育会館 | 福岡県庁 | 松江高等学校 | 高知高等学校 | 松山高等学校 | 佐賀師範学校 | |
| 本邦ノ財政経済ノ動向 | 支那事変下ノ財政経済ト国民ノ覚悟 | 時局ト経済 | 戦時経済ト国民ノ覚悟 | 時局ト国民ノ覚悟 | 時局ト皇道精神 | 時局ト国民ノ責務 | 国際情勢概観 | 吾力国民精神ノ本質 | 新体制ト歴史的反省 | 時局ト日本精神 | 新体制ト歴史的反省 | 時局ト日本精神 | 新体制ト歴史的反省 | 同 | 同 | 我力国体ト国民道德 | 時局ト国民道德 | |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 三田村一郎 | 鹿子木員信 | 阿武京二郎 | 西山重和 | 四宮兼之 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 大島直治 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|--------------------------|------------------------|---------------------------|-------------------|---------------------------------|----------------------------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|---------------------------|-----------------|------------------|-------------------|----------|
| 一三、 一〇、 一一七四 | 至自 四、四、 〇、九、 〇、 | 至自 三、 三、 二、〇、 | 至自 四、四、 二、一、 九、三 | 一三、 一〇、 一一二 | 一五、 三、 八一 | 至自 四、四、 二、〇、 二、七、 | 一四、 八、 二、七、 | 一四、 七、 二、八 | 一四、 一〇、 六、三 | 一四、 七、 二、二 | 至自 四、四、 二、一、 九、三 | 一三、 一、 一一 | 一三、 一、 一一 | 一三、 一〇、 一一二 | |
| 福岡県社会教育会館 | 福岡県庁 | 同 | 福岡県社会教育会館 | 佐賀師範学校 | 山口師範学校 | 佐賀師範学校 | 同 | 福岡県庁 | 長崎県庁 | 愛媛県 | 佐賀師範学校 | 久留米高等小学校 | 福岡県立図書館 | 山口師範学校 | |
| | | | | | 福岡、佐世保、佐賀、大牟田、鹿児島、宮崎、延岡、小倉、八幡各市 | | | | | | | | | | |
| 秩序卜權威 | 時局下ノ国際秩序 | 戦時財政経済卜国民生活刷新 | 同 | 公債消化卜消費節約 | 同 | 戦時下ノ財政経済 | 戦時財政下貯蓄 | 同 | 戦時財政経済卜国民生活刷新 | 生産拡充卜勤労精神 | 支那事变下ノ財政経済卜国民ノ覚悟 | 本邦ノ財政経済ノ動向 | 支那事变下ノ財政経済卜国民ノ覚悟 | 同 | 戦時下ノ財政経済 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 大澤章 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

| | | | | |
|-----------|---------------|----------------------|---|-------|
| 一三、一一、二二七 | 宮崎県高原町 | 農業経営ト役馬ノ利用 | 同 | 同 |
| 一四、二、二二五 | 宮崎県役馬利用指導者養成所 | 役馬ト農機具（講演並実地指導） | 同 | 同 |
| 一四、三、二九七 | 佐賀県小城郡 | 役馬利用共同作業講習会講師（講演並指導） | 同 | 同 |
| 一四、七、八五 | 大分県大分郡 | 馬利用ト農業経営馬利用水田中耕除草ニ就テ | 同 | 同 |
| 一四、七、二二四 | 京都府□府民館 | 犁耕法及畜力原動機 | 同 | 同 |
| 一四、九、二二六 | 長崎県小学教育研究所 | 皇道精神 | 同 | 佐藤 通次 |

三二一 九州帝国大学防護計画

（表紙）

一

九州帝国大学防護計画

└

九州帝国大学防護計画

第一章 総 則

第一条 九州帝国大学ノ防空ハ本計画ニ基キテ実施ス

第二条 本計画ハ福岡市所在ノ九州帝国大学各局部ニ対シ適用スルモ

ノトス（医学部附属医院生ノ松原分院及早良演習林ヲ除ク）

第三条 本計画ヲ適用スル九州帝国大学各局部ノ職員並ニ学生生徒ハ凡テ本計画ノ定ムル所ニ従ヒテ各自其ノ責務ヲ遂行シ職務上ノ指揮命令ニ対シテハ特ニヨク之ヲ遵守シ一致協力以テ防空ノ目的ヲ達成センコトヲ期スルモノトス

第二章 組織

第四条 九州帝国大学ニ防護団ヲ設ケ九州帝国大学防護団ト称ス（以下防護団ト称ス）

第五条 九州帝国大学ノ防護地区ヲ左ノ如ク区分シ各地区ニ防護分団ヲ設ケ各地区ノ防空ニ当ルモノトス

- 一 東 地 区 大学本部、図書館、工学部、農学部、法文学部、理学部

- 二 西 地 区 医学部、同附属医院、臨時附属医学専門部

第六条 防護団ニ左ノ各部ヲ置キ各附記ノ事項ヲ掌ル

一 参画部 防護計画全般ニ関スル指導、監督及研究、並

ニ各部ノ連絡統制

二 防火部 消防ニ関スル事項ノ計画、指導、監督及研究

三 救護部 救護、治療ニ関スル事項ノ計画、指導、監督

及研究

四 防毒部 瓦斯防毒ニ関スル事項ノ計画、指導、監督及

研究

五 警備部 警報伝達、交通整理、灯火管制等一般警備ニ

関スル事項ノ計画指導、監督及研究

六 学生部 学生隊及生徒隊ノ編成及訓練、九州帝国大学

報国隊トノ連絡

防護団ノ一般庶務ニ関スル事項ハ大学庶務課ニ於テ、又会計事務及

資材、機器、糧食等ノ整備及配給ニ関スル事項ハ大学会計課ニ於テ

之ヲ処理ス

第七条 防護団ニ奉護班ヲ置キ御真影及勅語詔書謄本ノ泰安ニ任ズ

第八条 東地区防護分団（以下東分団ト称ス）ニ左ノ各班ヲ置キ各附

記ノ事項ヲ掌ル

一 総務班 庶務、会計、警報ノ受領及伝達、被害工作物

等ノ修理

二 防火班 消防ニ関スル事項

三 救護班 傷者及瓦斯患者ニ対スル救護及救急治療

四 防毒班 瓦斯防毒及消毒ニ関スル事項

五 警備班 警報伝達、交通整理、灯火管制（屋外灯）監

視等一般警備ニ関スル事項

六 氣象班 氣象特ニ風向及風速ノ観測及揭示

七 各区警護班 各分担区域（別ニ之ヲ定ム）内ニ於ケル灯火

管制（屋内灯、応急的消防、重要物件ノ搬出

等

第九条 東分団ノ地区ハ防火班、防毒班及警備班ノ業務ニ関シ之ヲ左

ノ二区ニ分ツ（附図第一号参照）

第一区 本学本部、図書館、工学部、法文学部及理学部ノ一部ヲ

含ム地区

第二区 農学部及理学部ノ一部ヲ含ム地区

第十条 東分団総務班ニ左ノ係ヲ置キ班務ヲ分掌ス

一 庶務係 一般庶務事項

二 経理係 会計事務及資材、機器、糧食等ノ整備、保管

配給ニ関スル事項

三 警報係 警報ノ受領及伝達

四 修理係 被害工作物ノ修理

第十一条 東分団ニ救急治療所ヲ置キ救護班ニ属シ分団地区内ニ於テ

生シタル傷者及瓦斯患者ノ応急治療ニ当ルモノトス

救急治療所ニ傷者治療部、瓦斯患者治療部及輸送部ヲ置ク

等

第十二条 西地区防護分団（以下西分団ト称ス）ハ臨床部（臨床医学

第十三条 西分団臨床部総務班ニ左ノ係ヲ置キ班務ヲ分掌ス

各教室、附属医院及惠愛団）及基礎部（基礎医学各教室及臨時附属

医学専門部）ノ二部トシ左ノ各班ヲ置キ各附記ノ事項ヲ掌ル

一 庶務係 一般庶務事項

臨床部

二 警報係 警報ノ受領及伝達

一 総務班 臨床部ノ庶務、會計、警報伝達、資材糧食ノ

三 巡視係 灯火管制（屋外灯）其他一般警備ニ関スル事項

整備及配給、被害建造物ノ修理避難及警備ニ

関スル事項

四 避難者管理係 一般避難者ノ誘導、監督、給養ニ関スル事項

二 防火班 西分団地区内ノ消防ニ関スル事項

五 主計係 会計経理ニ関スル事項

三 救護班 西分団地区内外ニ於テ發生セル傷病者ノ救護

六 調度係 防護資材ノ整備、保管

收容治療ニ関スル事項

七 調理係 糧食ノ調理

四 防毒班 西分団地区内ノ瓦斯防毒ニ関スル事項

八 修理係 被害工作物ノ修理

五 各区警護班 各分担区域（別ニ之ヲ定ム）内ニ於ケル灯火

管制（屋内灯）、応急的消防、患者ノ避難、重

第十四条 西分団ニ瓦斯患者收容所ヲ置キ臨床部救護班ニ属シ分団地

要物件ノ搬出等

区内外ニ於テ發生シタル瓦斯患者ヲ收容シテ救急治療ヲナスモノト

基礎部

ス

一 総務班 基礎部ノ庶務、會計、警報伝達、被害工作物

瓦斯患者收容所ニハ患者発着部、持久性瓦斯患者收容室、及一時性

ノ修理及保全

第十五条 必要アル場合ニハ西分団ニ外来患者受付所ヲ設ケ臨床部救

二 氣象班 氣象特ニ風向及風速ノ観測及揭示

護班ニ属シ外来傷病者ノ受付收容ニ当ルモノトス

三 教室警護班 各分担区域（別ニ之ヲ定ム）内ニ於ケル灯火

第十六条 西分団基礎部総務班ニ左ノ係ヲ置キ班務ヲ分掌ス

管制（屋内灯）、応急的消防、重要物件ノ搬出

一 庶務係 一般庶務事項、警報ノ受領及伝達

二 經理係 会計事務、資材機器等ノ整備、保管及修理ニ

| | | | |
|--------------------|--|-----------|---|
| 各部 | 本部 | | |
| 副部长 | 参画員 | 職名 | |
| 各一 | 事務員 | 員数 | |
| 教授、事務官又ハ学生主事 | 若干 事務官 配属将校 大学本部ノ職員 | (括弧内ハ代理者) | |
| 同右 | | | |
| 团长ノ命ヲ承ケテ当該部ノ業務ヲ統理ス | 防護団ヲ統率シ九州帝国大学防護ノ任ニ当ル 团长ノ諮問ニ応ジ防護団ニ関スル重要事項ノ参画ニ任ズ 团长ヲ補佐シテ防護団ノ事務ヲ処理ス 上司ノ命ヲ承ケテ事務ニ従事ス | 摘 | 要 |

開スル事項

第十七条 各分団ノ氣象班ニ左ノ係ヲ置キ班務ヲ分掌ス

一 観測係 氣象特ニ風向及風速ノ観測及電話通報

二 揭示係 観測結果ノ揭示

第十八条 西分団臨床部各区警護班ニハ各分担区ノ状況ニ応ジ概ネ左ノ係ヲ置キ班務ヲ分掌ス

一 灯火管制係 当該分担区域内ニ在ル屋内灯ノ管制

二 消防係 当該分担区域内ニ在ル消防器具ノ整備、応急的消防及消火隊トノ連絡

三 患者避難係 当該分担区域内ニ在ル入院患者ノ避難及保護

四 搬出係 重要物件ノ搬出及保護

東分団各区警護班及西分団基礎部教室警護班ニハ各分担区ノ状況ニ応ジ概ネ前項第一、第二及第四各号ノ係ヲ置キ班務ヲ分掌ス

第十九条 各分団ニ学生隊或ハ生徒隊ヲ置キ必要ニ応ジテ各班ノ業務及一般警備ノ任務ニ服スルモノトス

前項ノ学生隊或ハ生徒隊ハ九州帝国大学報国隊ヨリ分団ノ各班或ハ警備隊ニ配属シ各班長或ハ警備隊長ノ指揮下ニ入ルモノトス

第三章 編成

第一節 防護団

第二十条 防護団本部、同各部及奉護班ノ編成ハ左表ニヨル

| | |
|------------------------------|--|
| 班護奉 | 部 各 |
| 班 班 | 事 部 |
| 員 長 | 務 員 |
| 一 一 | 若 干 |
| 二 二 | 各 一 |
| 事務官或ハ書記 庶務課職員(六) 学生(六) | 教授、助教、事務官、技師、学生主事 ノ中ヨリ選定ス 書記、助手又ハ雇員 |
| | (參画部員ニハ庶務、会計、学生、建築各課長ヲ入ル)防 毒部ニハ特殊瓦斯係研究ヲ置ク |

必要アルトキハ本部ニ伝令六(職員一学生四)ヲ配置ス
防護団本部ハ大学本部内ニ置ク

第二節 東分団

第二十二條 東分団本部及総務班ノ編成ハ左表ニヨル

| | |
|-------------------------------------|--|
| 班 務 總 | 部 本 |
| 係 係 班 | 補 參 分 |
| 員 長 長 | 員 員 長 |
| 一 四 一 | 若 干 一 |
| 書記、助手、学生主事補、雇員 | 東分団所屬教授、事務官、司書官、学生 主事ノ中ヨリ選定ス 東分団所屬助教 |
| 事務官或ハ書記 大学本部所屬書記、助手、学生主事補、 雇員 | 東分団所屬学部長中ノ先任者(先任順) 分団長ノ諮問ニ応ジ重要事項ノ參画ニ任ズ 分団長ノ職務ヲ補佐ス |
| 庶務(一) 經理(一) 警報(三) 修理(三) 各係ニ分屬ス | 分団長ノ命ヲ承ケテ東分団ヲ統率シ分団地域内ノ防護ノ任 ニ当ル 分団長ノ命ヲ承ケテ庶務、經理、警報、修理各係ノ事務ヲ分 掌ス 分団長ノ命ヲ承ケ班員ヲ指揮シ班務ヲ掌理ス |

分団本部及総務班ニ伝令通計六(職員一学生四)ヲ配置ス
分団本部及総務班ハ大学本部内ニ置ク

第二十二條 東分団防火班ノ編成ハ左表ニヨル

| 隊 火 防 二 第 | 隊 火 防 一 第 | 部 本 |
|---|--|---|
| 隊 長 通 報 員 工 務 員 第 一 分 隊 員 第 二 分 隊 員 第 三 分 隊 員 | 隊 長 通 報 員 工 務 員 第 一 分 隊 員 第 二 分 隊 員 第 三 分 隊 員 | 班 長 通 報 員 整 備 員 一 員 三 員 若 干 |
| 一 一 二 五〇 五〇 五〇 農学部、電工及瓦斯工 工、農学部学生 (報国防隊消防隊第四班) 工、農、理学部学生 (報国防隊消防隊第五班) 第二区所属職員及傭人 | 一 一 二 五〇 五〇 五〇 工学部電工及瓦斯工 工、法文学部学生 (報国防隊消防隊第二班) 工学部学生 (報国防隊消防隊第三班) 第一区所属職員及傭人 | 一 一 一 一 一 一 工学部機械工学科教授 工学部、法文学部職員 工学部職工、火夫 工、法文学部助教、或ハ学生主事 |
| 必要ニ応ジテ電気及瓦斯ヲ遮断ス 各分隊ニ分隊長一ヲ置キ班長之ヲ命ズ 各分隊ハ「ホース」係(三〇)及「ポンプ」係(二〇) ニ分チ各係ニ係長一ヲ置ク 第三分隊「ポンプ」係ハ農、理学部職工及火夫ヲ以テ之ニ当ツ 各分隊ハ交代勤務スルモノトス | 必要ニ応ジテ電気及瓦斯ヲ遮断ス 各分隊ニ分隊長一ヲ置キ班長之ヲ命ズ 各分隊ハ「ホース」係(三〇)及「ポンプ」係(二〇) ニ分チ各係ニ係長一ヲ置ク 第三分隊「ポンプ」係ハ工学部職工及火夫ヲ以テ之ニ当ツ 各分隊ハ交代勤務スルモノトス 隊員ヲ指揮シテ第二区ノ消防ヲ担当ス | 分隊長ノ命ヲ承ケ班員ヲ指揮シテ班務ヲ掌理ス 班長ノ指揮ヲ承ケ消防機械器具ノ整備ヲ掌ル 隊員ヲ指揮シテ第一区ノ消防ヲ担当ス |

班本部及各防火隊ニ伝令各三(職員一学生二)ヲ配置ス
 班本部ハ工学部機械工学科会議室内ニ置ク

第二十三条 東分団救護班ノ編成ハ左表ニヨル(表中※印ヲ附シアルハ西分団ヨリ派遣セラル、モノトス)

| 所療治急救 | 三第・二第・一第 隊急救斯瓦 | 三第・二第・一第 隊急救者傷 | 部 本 |
|---------------------------------------|--|--|---|
| 副 所 長 長 | 隊 隊 員 長 | 隊 隊 員 長 | 事 副 班 務 班 長 員 長 長 |
| ※一 ※二 | (各一〇) 各二〇 ※各一 | (各一〇) 各二〇 ※各一 | 三 二 一 |
| 医 医 員 員 { 三内、各一 一内、二内 | 職 学 員 生 第一、第二ハ医学部学生 (報国隊医療隊第三班) 第三ハ職員(放) | 職 学 医 員 生 員 (二外、二外、整外各一) | 東分団所屬教授 同 右 東分団所屬職員 |
| 瓦斯患者治療部々長兼治療室主任トシテ交代勤務ス(第一班 乃至第三班) | 各隊ハ交代勤務スルモノトス 各隊トモ隊員ヲニケ分隊トシ各分隊ニ分隊長一ヲ置キ班長 之ヲ命ズ但シ休暇中ハ職員一〇ヲ以テ一ケ分隊ヲ編成ス | 各隊ハ交代勤務スルモノトス 各隊トモ隊員ヲニケ分隊トシ各分隊ニ分隊長一ヲ置キ班長 之ヲ命ズ但シ休暇中ハ職員一〇ヲ以テ一ケ分隊ヲ編成ス | 分団長ノ命ヲ承ケ班員ヲ指揮シテ班務ヲ掌理ス 班長ノ命ヲ承ケテ事務ニ従事ス 各救急隊長ハ隊員ヲ指揮シテ傷者ニ対スル応急手当及収容 ニ従事ス |

| 部 本 | | 所 療 治 急 救 | | | | | | | | |
|---|-------------------------|-------------------------|-------------------------------|---------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| | | 部送輸 | | | 部療治者患斯瓦 | | | 部療治者傷 | | |
| 事 務 員 長 | 一 | 運 補 事 転 助 務 手 員 員 | 看 同 補 医 護 護 助 員 員 婦 婦 員 | ※ 五 ※ 六 (※ 三) | 医 学 部 学 生 (報 国 隊 医 療 隊 第 三 班) | 医 学 部 学 生 (報 国 隊 医 療 隊 第 三 班) | 医 学 部 学 生 (報 国 隊 医 療 隊 第 三 班) | 医 学 部 学 生 (報 国 隊 医 療 隊 第 三 班) | 医 学 部 学 生 (報 国 隊 医 療 隊 第 三 班) | 医 学 部 学 生 (報 国 隊 医 療 隊 第 三 班) |
| 五 | 一 | 一 二 一 | ※ 七 五 ※ 六 (※ 三) | 学 生 | 学 生 | 学 生 | 学 生 | 学 生 | 学 生 | 学 生 |
| 工 学 部 应 用 化 学 科 教 授 | 工 学 部 职 员 (二) 同 学 生 (三) | 大 学 本 部 运 转 手 | (二 内、二 内、三 内 各 二、泌 一) | 大 学 本 部 运 转 手 | 大 学 本 部 运 转 手 | 大 学 本 部 运 转 手 | 大 学 本 部 运 转 手 | 大 学 本 部 运 转 手 | 大 学 本 部 运 转 手 | 大 学 本 部 运 转 手 |
| 分 团 长 ノ 命 ヲ 承 ケ 班 员 ヲ 指 挥 シ テ 班 務 ヲ 掌 理 ス | 通 報 及 記 録 ヲ 掌 ル | | | | | | | | | |

班本部ニ伝令三(職員一学生二)ヲ配置ス
 班本部ハ工学部本館内ニ置ク、救急治療所ハ同館地下室ニ開設ス
 第二十四条 東分団防毒班ノ編成ハ左表ニヨル

第五編 戦時体制下の九州帝国大学

| 隊知検斯瓦特殊 | 隊 毒 防 二 第 | 隊 毒 防 一 第 | |
|---------------------------|--|--|---|
| 隊 整 通 隊 備 報 員 員 員 長 | 第 三 分 隊 員 第 二 分 隊 員 第 一 分 隊 員 整 備 報 員 員 長 | 第 三 分 隊 員 第 二 分 隊 員 第 一 分 隊 員 | 整 通 隊 備 報 員 員 長 |
| 三 一 一 一 | 一 五 一 五 一 五 二 一 一 | 一 五 一 五 一 五 | 二 一 一 |
| 同 右 理学部化学科職員 | 同 右 農学部農芸化学科職員 農学部農芸化学科学生 (報 國 隊 防 毒 隊 第 三 班) 農学部農芸化学科職員 農学部農芸化学科職員 (報 國 隊 防 毒 隊 第 四 班) | 同 右 工学部応用化学教室及応用理学教室職員 工学部応用化学科学生 (報 國 隊 防 毒 隊 第 一 班) 工学部 (報 國 隊 防 毒 隊 第 二 班) | 工学部助教 工学部応用化学科職員 |
| 隊ニ属スル器具藥品等ノ整備、保管ヲ掌ル | 隊員ヲ指揮シテ第一区ノ防毒ヲ担当ス 隊ニ属スル防毒用器具藥品等ノ整備保管ヲ掌ル (一名ヲ係長トス) 各分隊ニ分隊長一副長一ヲ置キ班長之ヲ命ズ 各分隊ハ交通整理係員四、検知係員四、消毒係員二、運搬係員二、伝令一トス 各分隊ハ交代勤務スルモノトス | 隊員ヲ指揮シテ第二区ノ防毒ヲ担当ス 各分隊ニ分隊長一副長一ヲ置キ隊長之ヲ命ズ 各分隊ハ交通整理係員四、検知係員四、消毒係員二、運搬係員二、伝令一トス 各分隊ハ交代勤務スルモノトス | 隊員ヲ指揮シテ第一区ノ防毒ヲ担当ス 隊ニ属スル防毒用器具藥品等ノ整備保管ヲ掌ル (一名ヲ係長トス) |

班本部及各隊ニ伝令各三（職員一学生二）ヲ配置ス
 班本部ハ工学部応用化学科張教授室内ニ置ク
 第二十五条 東分団警備班ノ編成ハ左表ニヨル

| 隊 備 警 二 第 | 隊 備 警 一 第 | 部 本 |
|---|---|-------------------------------------|
| 隊 通 報 員 長 第一分隊長 第二分隊長 第三分隊長 | 隊 通 報 員 長 第一分隊長 第二分隊長 第三分隊長 | 班 務 員 長 一 三 |
| 一 一 三 三 一 八 | 一 一 五 二 五 二 三 一 | 東分団所属教授 |
| 農、理学部教授或ハ助教 農、理学部学生 同 右 農、理学部職員 | 法文学部教授又ハ助教 工、法文学部学生 同 右 工、法文学部職員 | 分団長ノ命ヲ承ケ班員ヲ指揮シテ班務ヲ掌理ス 通報其他ノ事務ヲ掌ル |
| 隊員ヲ指揮シテ第二区内ノ警備ヲ担当ス 各分隊ニ分隊長一ヲ各係ニ係長一ヲ置キ班長之ヲ命ズ 各分隊ハ通報係員二、及警戒係員第一及第二分隊ハ三〇、 第三分隊ハ一五トス 各分隊ハ交代勤務スルモノトス | 隊員ヲ指揮シテ第一区内ノ警備ヲ担当ス 各分隊ニ分隊長一ヲ、各係ニ係長一ヲ置キ班長之ヲ命ズ 各分隊ハ通報係員三及警戒係員第一及第二分隊ハ四八、 第三分隊ハ二七トス 各分隊ハ交代勤務スルモノトス | |

班本部及各隊ニ伝令各三（職員一学生二）ヲ配置ス
 班本部ハ図書館大会議室内ニ置ク

第二十六条 東分団氣象班ノ編成ハ左表ニヨル

| | | | |
|-----|----|------------------------|----------------------------------|
| 班 長 | 一 | 農学部気象学教授 | 分団長ノ命ヲ承ケ班員ヲ指揮シテ班務ヲ掌理ス |
| 係 長 | 二 | 農、理学部職員 | 班長ノ命ヲ承ケテ観測及揭示各係ノ事務ヲ掌ル |
| 係 員 | 一八 | 農、理学部職員(六) 及同学生(一二) | 観測(九)及揭示(九)各係ニ分属シ各係トモ三班ニ分レテ交代勤務ス |

揭示係員ハ伝令ヲ兼又

第二十七条 東分団各区警護班ハ各分担区ノ状況ニ応ジ左表ニ准ジテ編成ス

| | | | |
|-----|----|-----------------------|-----------------------|
| 班 長 | 一 | 当該分担区関係ノ教授助教、事務官、司書官等 | 分団長ノ命ヲ承ケ班員ヲ指揮シテ班務ヲ掌理ス |
| 班 員 | 若干 | 当該分担区関係ノ職員及学生ノ中ヨリ | 灯火管制係、消防係及搬出係ニ分属ス |

第三節 西 分 団

第二十八条 西分団ノ編成ハ左表ニヨル

| | | | | |
|-------|-------|-------------------------|----------------------|------------------------------|
| 本 部 | 分 団 長 | 一 | 医学部長 (臨床部長或ハ基礎部長) | 団長ノ命ヲ承ケテ西分団ヲ統率シ分団地域内ノ防護ノ任ニ当ル |
| 参 画 員 | 若 干 | 西分団所属教授、事務官、学生主事ノ中ヨリ選定ス | 分団長ノ諮問ニ応ジ重要事項ノ参画ニ任ス | |
| 補 佐 | 一 | 西分団所属助教 | 分団長ノ職務ヲ補佐ス | |

分団本部ニ伝令九ヲ配置ス

分団本部ハ医学部事務室内ニ置ク

第二十九条 西分団臨床部本部及総務班ノ編成ハ左表ニヨル

| | | | | |
|-----|-----|---|-------|---|
| 本 部 | 部 長 | 一 | 附属医院長 | 分団長ノ命ヲ承ケ所属各班ヲ指揮シテ西分団地区特ニ附属医院ノ防護ニ任ジ兼テ西分団地区内外ニ於テ発生シタル傷病者ノ収容治療ニ従事ス |
|-----|-----|---|-------|---|

| 隊 | 隊 火 防 二 第 一 第 | | | | 部 本 | |
|---------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------------------|---|
| | 隊 プ ン ポ | | 隊 ス ー ホ | | 隊 | 工 務 員 長 |
| 長 | 隊 員 | 隊 長 | 隊 員 | 隊 長 | | |
| 一 | 各 二 八 | 各 一 | 各 二 八 | 各 一 | 各 一 | 六 一 |
| 附属病院機関長 | 医学部学生 (報国際消防隊第六班第七班) | 医 員 | 医学部学生 (報国際消防隊第六班第七班) | 医 員 | 第一防火隊長ハ班長之ヲ兼ヌ 第二防火隊長ハ医学部助教 | 医学部教授 (防火隊長) 附属病院機関掛員及電工 |
| 隊員ヲ指揮シテ現場ニ於テ消防ノ事ニ当ル | 各隊ヲ二ケ分隊ニ分チ各分隊ニ分隊長一ヲ置キ班長之ヲ命ス | 各隊ヲ二ケ分隊ニ分チ各分隊ニ分隊長一ヲ置キ班長之ヲ命ス | 各隊ヲ二ケ分隊ニ分チ各分隊ニ分隊長一ヲ置キ班長之ヲ命ス | 各隊ヲ二ケ分隊ニ分チ各分隊ニ分隊長一ヲ置キ班長之ヲ命ス | 隊員ヲ指揮シテ現場ニ於テ消防ノ事ニ当ル | 臨床部長ノ命ヲ承ケ班員ヲ指揮シテ班務ヲ掌理ス 必要ニ応ジ瓦斯、給水、電気ヲ遮断ス |

第三十一条 西分団臨床部防火班ノ編成ハ左表ニヨル

第三十条 医学部臨床学科各教室ハ本計画ニヨル傷病者ノ收容ニ関シテハ臨床部長ノ指揮ヲ受クルモノトス

臨床部本部二伝令六(職員ニ学生四)ヲ、総務班ニ伝令三(職員)ヲ配置ス

臨床部本部ハ平時ハ附属院長室ニ、防護実施中ハ医学部事務庁舎一階新聞記者室内ニ置ク

| 班務総 | | | 部 本 |
|----------------------------|-----|-----|--------------------------------|
| 係 員 | 係 長 | 班 長 | 補 佐 |
| 若干 | 七 | 一 | 一 |
| 附属病院職員及雇傭員ノ中ヨリ | | | 附属病院事務官 |
| 附属病院職員 | | | 附属病院事務官或ハ先任書記 |
| 各係二分属ス | | | 臨床部長ヲ補佐シ連絡、命令ノ受領、伝達記録ノ整理保管等ヲ掌ル |
| 上ノ命ヲ承ケ各主管ノ事務ヲ掌ル(警報係長ハ兼任トス) | | | 臨床部長ノ命ヲ承ケ班員ヲ指揮シテ班務ヲ掌理ス |

| | | | | | |
|---|---------------------------------|---|---|---------------------------------|---|
| | 隊 急 救 二 第 ・ 一 第 | | | | 部 本 |
| 隊 | 隊 急 救 斯 瓦 | 隊 急 救 者 傷 | | 隊 | 副 班 班 長 長 |
| | 隊 員 長 | 隊 員 | 隊 員 長 | | |
| 長 | 各 一 〇 | 各 一 | 各 一 〇 | 各 一 | 二 一 |
| 一 | 医 員 (整 外) | 医 学 部 学 生 (報 国 隊 医 療 隊 第 一 班) | 医 員 (一 外, 二 外) (報 国 隊 医 療 隊 第 一 班) | 医 員 (一 外, 二 外) | 臨 床 部 長 之 ヲ 兼 ス 臨 床 学 科 助 教 授 |
| | 隊 員 ヲ 指 揮 シ テ 傷 病 者 ノ 救 護 ニ 当 ル | 隊 員 ヲ 指 揮 シ 現 場 ニ 於 テ 瓦 斯 患 者 ニ 対 ス ル 救 急 処 置 ヲ 行 フ | 隊 員 ヲ 指 揮 シ 現 場 ニ 於 テ 傷 者 ニ 対 ス ル 救 急 処 置 ヲ 行 フ | 隊 員 ヲ 指 揮 シ テ 傷 病 者 ノ 救 護 ニ 当 ル | 臨 床 部 長 ノ 命 ヲ 承 ケ 班 員 ヲ 指 揮 シ テ 班 務 ヲ 掌 理 ス |

第三十二条 西分団臨床部救護班本部及救急隊ノ編成ハ左表ニヨル

班本部ニ伝令三(職員一学生二)ヲ、第一、第二防火隊ノホース隊及ポンプ隊ニ伝令各二(学生)ヲ、又第三防火隊ノホース隊及ポンプ隊ニ伝令各一(職員)ヲ配置ス

班本部ハ齒学部事務庁舎一階機関掛室ニ置ク

各防火隊ハ交代勤務スルモノトス

| | | | |
|--------------------------|-----|--------------------------|---------------------|
| 隊 火 防 三 第 | | | |
| 隊 プ ン ポ | | 隊 ス ー ホ | |
| 隊 員 | 隊 長 | 隊 員 | 隊 長 |
| 八 | 一 | 八 | 一 |
| 同 右 | 同 右 | 同 右 | 医 学 部 及 附 属 医 院 職 員 |
| 二ヶ分隊ニ分チ各分隊ニ分隊長一ヲ置キ班長之ヲ命ズ | | 二ヶ分隊ニ分チ各分隊ニ分隊長一ヲ置キ班長之ヲ命ズ | |

| 隊 急 救 三 第 | | | |
|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 隊 急 救 斯 瓦 | | 隊 急 救 者 傷 | |
| 隊 員 | 隊 長 | 隊 員 | 隊 長 |
| 八 | 一 | 八 | 一 |
| 職 員 | 医 員 (整外) | 職 員 | 医 員 (整外) |
| 隊 員ヲ指揮シ現場ニ於テ傷者ニ対スル急救処置ヲ行フ | 隊 員ヲ指揮シ現場ニ於テ傷者ニ対スル急救処置ヲ行フ | 隊 員ヲ指揮シ現場ニ於テ傷者ニ対スル急救処置ヲ行フ | 隊 員ヲ指揮シ現場ニ於テ傷者ニ対スル急救処置ヲ行フ |

班本部ニ伝令五(職員一、学生四)ヲ、第一及第二急救隊ニ伝令各一(学生)又第三急救隊ニ伝令一(職員)ヲ配置ス
 班本部ハ医学部事務庁舎一階玄関ニ置ク
 各急救隊ハ交代勤務スルモノトス

第三十三条 西分団臨床部救護班ニ属スル瓦斯患者收容所、外来患者受付所、及東分団派遣隊ノ編成ハ左表ニヨル

| 所 容 収 者 患 斯 瓦 | | | | | |
|--|-----------|-------------------------|---------------------------------|---------------------|--|
| 斯瓦毒性久持 室收容者患 | | | 部 着 発 者 患 | 副 所 長 長 | |
| 看 護 婦 | 補 助 員 | 医 員 | 部 員 | | 看 護 婦 |
| 一六 | 一六 | 一二 | 一二 | 一二 | 三 |
| (一内、二内、二外、口外泌、各一、 三内、一外、整外、皮、各二、眼三) | | | 医学部学生(低学年)一〇定夫二 (婦、精、耳、放、各三) | 医 員 医 員 三内、各一 | 附属医院職員 医学部学生(高学年) (報国際医療隊第一班) |
| 第一班及第二班各四、第三班八 | 第一班及第二班各八 | 各班ニ内科一、外科一、眼科一、皮膚科一ヲ分属ス | 第一班及第二班学生各五、第三班定夫二 | 各班一 | 第一班及第二班各三、第三班六 所長ハ救護班長ノ命ヲ承ケ所員ヲ指揮シテ收容所ノ業務ヲ統轄掌理ス 所長及副長ハ所員ヲ三班ニ分チ各其一ヲ率ヒテ交代勤務スルモノトス |

| | |
|---|-----|
| 遣派団分東 | |
| 補 医 助 員 | 員 員 |
| 一 一 四 〇 | |
| (一内、二内、三内、放、各一、一外、 二外、整外各二) 医学部学生(高学年) (報国隊医療隊第三班) | |
| 本隊ニ隊長一ヲ置キ医員中ヨリ救護班長之ヲ命ズ | |

各受付所ニ伝令三(第一班及第二班ハ学生各一、第三班ハ巡視)ヲ配置ス

| 所付受者患来外 | | | | | |
|--|-----|----|---|-----|----|
| 所付受二第 (門東) | | | 所付受一第 (門正) | | |
| 事務員 | 補助員 | 医員 | 事務員 | 補助員 | 医員 |
| 四 | 四 | 三 | 四 | 四 | 三 |
| (放、精、小各二) 医学部学生(高学年) (報国隊医療隊第二班) | | | (耳二、精一) 医学部学生(高学年) (報国隊医療隊第二班) | | |
| 第一班及第二班各二 第一班及第二班各二 第一班及第二班各一、第三班二 | | | 第一乃至第三ノ各班ニ長トナリ班員ヲ指揮シテ交代勤務ス 第一班及第二班各二 第一班及第二班各一、第三班二 | | |

瓦斯患者收容所ニ伝令五(第一班及第二班ハ学生各二、第三班ハ職員)ヲ配置ス
 瓦斯患者收容所ハ医学部事務庁舎地下室及一階ニ開設ス

| 所収収者患斯瓦 | | |
|---|-----|--------|
| 斯瓦性時一 室収収者患 | | |
| 看護婦 | 補助員 | 医員 |
| 一六 | 一六 | (内兼三)九 |
| (一内、二内、三内各一、眼(兼)三) 医学部学生(高学年) (報国隊医療隊第二班) | | |
| 第一班及第二班各八 第一班及第二班各四、第三班八 | | |

各班ニ内科二、眼科一(兼)ヲ分属ス

| 隊毒防三第 | | | 隊毒防二第・一第 | | | | 部本 | | | |
|------------------------|-----|--------------------------|----------|---------------------|--------------------------|----|----------------------------|----|-------------------------------|------------------------|
| 隊毒消 | | 隊戒警 | | 隊 | 隊毒消 | | 隊戒警 | | 隊 | 班 |
| 隊員 | 隊長 | 隊員 | 隊長 | | 隊員 | 隊長 | 隊員 | 隊長 | | |
| 七 | 一 | 八 | 一 | 一 | 各七 | 各一 | 各八 | 各一 | 各一 | 一 |
| 薬局員 (二) 職員 (二) 定夫 (三) | 薬局員 | 薬局員 (二) 職員 (二) 巡視 (四) | 薬局員 | 附属医院薬局長 | 医学部学生 (報国際隊防毒隊第五班第六班) | 医員 | 医学部学生 (報国際隊防毒隊第五班第六班) | 医員 | 第一防毒隊長ハ班長之ヲ兼ヌ 第二防毒隊長ハ医学部助教 | 臨床学科教授 (防毒隊長) |
| 運搬係 (定夫三) 及消毒係 (四) 二分ツ | | 検知係 (四) 及交通遮断係 (巡視四) 二分ツ | | 隊員ヲ指揮シテ現場ニ於テ防毒ノ事ニ当ル | 各隊トモ運搬係 (三) 及消毒係 (四) 二分ツ | | 各隊トモ検知係 (四) 及交通遮断係 (四) 二分ツ | | 隊員ヲ指揮シテ現場ニ於テ防毒ノ事ニ当ル | 臨床部長ノ命ヲ承ケ班員ヲ指揮シテ班務ヲ掌理ス |

本隊ハ東分団到着後ハ第二十三条ニヨリ同分団ノ救護班ニ編入シ救護班長ノ指揮ヲ受ク
第三十四条 西分団臨床部防毒班ノ編成ハ左表ニヨル

隊
看
護
婦
一
四
(整外、泌各一、一内二内、三内、各二)
一外、二外各三

班本部ニ伝令三（職員一学生二）ヲ、各防毒隊ノ警戒隊及消毒隊ニ伝令各一（第一及第二防毒隊ハ学生、第三防毒隊ハ職員）ヲ配置ス
 班本部ハ附属医院事務室ニ置ク
 各防毒隊ハ交代勤務スルモノトス

第三十五条 西分団臨床部各区警護班ハ各分担区ノ状況ニ応ジ左表ニ準ジテ編成ス

| | | | |
|----|----|-------------------------|-------------------------|
| 班長 | 一 | 当該分担区関係ノ教授、助教、講師等 | 臨床部長ノ命ヲ承ケ班員ヲ指揮シテ班務ヲ掌理ス |
| 班員 | 若干 | 当該分担区関係ノ職員、看護婦、学生生徒ノ中ヨリ | 灯火管制係、消防係、患者避難係及搬出係ニ分属ス |

第三十六条 西分団基礎部本部及総務班ノ編成ハ左表ニヨル

| | | | |
|-----------------------------|--|--------------------|---|
| 部本 | | 部 | 部 |
| 補部 | | 補部 | 補部 |
| 部長 | | 部長 | 部長 |
| 副部長 | | 副部長 | 副部長 |
| 職員 | | 職員 | 職員 |
| 若干 | | 二 | 一 |
| 基礎部本部及総務班ニ伝令通計九（職員三学生六）ヲ配置ス | | 基礎学科学科教授 | 医学部基礎学科学科教授 |
| 基礎部本部及総務班ニ伝令通計九（職員三学生六）ヲ配置ス | | 基礎学科学科助教、講師或ハ専門部教授 | 基礎学科学科助教、或ハ講師 |
| 基礎部本部及総務班ニ伝令通計九（職員三学生六）ヲ配置ス | | 職員或ハ学生生徒ノ中ヨリ | 分団長ノ命ヲ承ケ所属各班ヲ指揮シテ主トシテ基礎学科学科教室及臨時附属専門部ノ警備ノ任ニ当ル |
| 基礎部本部及総務班ニ伝令通計九（職員三学生六）ヲ配置ス | | 職員 | 基礎部長ヲ補佐シ連絡、命令ノ受領、伝達、記録ノ整理保管等ヲ掌ル |
| 基礎部本部及総務班ニ伝令通計九（職員三学生六）ヲ配置ス | | 若干 | 基礎部長ノ命ヲ承ケ班員ヲ指揮シテ班務ヲ掌理ス |
| 基礎部本部及総務班ニ伝令通計九（職員三学生六）ヲ配置ス | | 職員 | 班長ヲ補佐ス |
| 基礎部本部及総務班ニ伝令通計九（職員三学生六）ヲ配置ス | | 若干 | 上司ノ命ヲ承ケ各主管ノ事務ヲ掌ル |
| 基礎部本部及総務班ニ伝令通計九（職員三学生六）ヲ配置ス | | 若干 | 各係ニ分属ス |

第三十七条 西分団基礎部氣象班ノ編成ハ左表ニヨル

| | | | |
|----|----|-------------------------|----------------------------------|
| 班長 | 一 | 医学部衛生学教授又ハ助教 | 基礎部長ノ命ヲ承ケ班員ヲ指揮シテ班務ヲ掌理ス |
| 係長 | 二 | 医学部職員 | 班長ノ命ヲ承ケテ観測及揭示各係ノ事務ヲ掌ル |
| 係員 | 一八 | 医学部職員(六)及同学生或ハ専門部生徒(一二) | 観測(九)及揭示(九)各係二分属シ各係トモ三班二分レテ交代勤務ス |

揭示係員ハ伝令ヲ兼ヌ

第三十八条 西分団基礎部教室警護班ハ各分担区ノ状況ニ応ジ左表ニ準ジテ編成ス

| | | | |
|----|----|---------------------|------------------------|
| 班長 | 一 | 当該分担区関係ノ教授助教或ハ講師 | 基礎部長ノ命ヲ承ケ班員ヲ指揮シテ班務ヲ掌理ス |
| 班員 | 若干 | 当該分担区関係ノ職員及学生生徒ノ中ヨリ | 灯火管制係、消防係及搬出係二分属ス |

第四節 学生々徒警備隊

第三十九条 西分団学生生徒警備隊ノ編成ハ左表ニヨル

| | | | |
|-----|----|---------------|----------------------------|
| 隊長 | 一 | 医学部教授 | 分団長ノ命ヲ承ケ隊員ヲ指揮シテ分団地区内ノ警備ニ当ル |
| 補佐 | 一 | 医学部附学生主事 | 歩哨ノ監督及分団地区内ノ監視ヲ掌ル |
| 巡察 | 若干 | 医学部助教又ハ講師ノ中ヨリ | |
| 顧問 | 一 | 教練教師 | |
| 事務員 | 二 | | |
| 隊員 | 若干 | 医学部学生及専門部生徒 | 報國隊医学部大隊及専門部支隊ノ中ヨリ採ル |

隊本部ニ伝令若干(学生)ヲ配置ス

第四章 訓練

第四十条 防護団ノ綜合訓練ハ參画部ニ於テ之ヲ立案シ团长ノ統監ノ下ニ之ヲ行フ

第四十一条 防護団ノ各部ニ於テ行フ訓練ハ当該部ニ於テ之ヲ立案シ參画部ノ承認ヲ經、团长ノ統監ノ下ニ之ヲ行フ

第四十二条 各分団ニ於テ行フ綜合訓練ハ分団本部ニ於テ立案シ參画部ノ承認ヲ經、分团长ノ統監ノ下ニ之ヲ行フ

第四十三条 分団ノ各班ニ於テ行フ訓練ハ当該班長ニ於テ立案シ分团长ノ承認ヲ經、且ツ參画部及關係各部ト連絡ノ上之ヲ行フ

第五章 防護実施

第四十四条 本計画ノ実施ハ空襲警報受領ト共ニ团长之ヲ發令ス実施ノ終了モ亦团长ノ發令ニヨル

第四十五条 防護実施ノ發令アリタルトキハ奉護班、分団ノ各班及学生隊、生徒隊(報国歌)ハ直チニ各所定ノ部署ニ就クモノトス

第四十六条 交代シテ勤務スル隊、班等ハ各十二時間勤務ニ交代ヲ以テ原則トス

第四十七条 各班ノ服務規則及裝備表ハ別ニ之ヲ定ム
〔註〕昭和十六年十月起 防護団關係書類

三二二 防空訓練規程

(一九四一(昭和一六)年一〇月制定)

防空訓練規程

一、本訓練ハ团长之ヲ統監ス

二、本部參劃員本部副部長ハ統監部附トシ特ニ命セラレタル職員ヲ補助官トス

三、大学自体ノ防空訓練ハ十月十九日実施ス(小雨決行)

四、各分団ハ十月十八日迄ニソノ臨戰態勢ヲ完成スルモノトス

五、各分団ノ幹部ハ他分団ノ訓練ヲ見学スルモノトス

六、訓練開始ハ十月十九日午前八時トシ同時刻ヨリ狀況ニ入ルモノトス

七、訓練間分团长ノ下ス命令通報等ハ統監ニ報告スルモノトス

八、狀況表示ハ次ノ如シ

1、爆彈 擬砲音ヲ以テ示ス

2、焼夷彈 「エレクトロン」焼夷彈ト擬砲音ヲ併用ス

3、瓦斯彈 擬みどり筒ト擬砲音ヲ併用ス

九、標識

1、統監部員ハ左腕ニ紅白布ヲ纏フ

- 5、
- | |
|-----|
| 色 白 |
| 弾 爆 |
- 旗ハ爆彈落下位置ヲ示ス
- 4、
- | |
|-------|
| 色 黒 |
| 斯瓦性久持 |
- 旗ハ持久性瓦斯彈落下位置ヲ示ス
- 3、
- | |
|-------|
| 色 黄 |
| 斯瓦性時一 |
- 旗ハ一時性瓦斯彈落下位置ヲ示ス
- 2、
- | |
|-----|
| 色 赤 |
| 弾夷焼 |
- 旗ハ火災発火位置ヲ示ス

三三三 昭和十六年度綜合訓練演習指導要領

〔昭和十六年度第一回防空訓練記事〕

〔秘〕 昭和十六年度綜合訓練演習指導要領

指導ノ概要

一、演習開始ニ先チ第一狀況ヲ印刷配布シ狀況ノ概要ヲ周知セシム

第一狀況

- (一) 数年来帝国ハ某国ト經濟上ノ重要問題ヲ繞リ外交々渉ヲ繼續シ来リシモ某国ノ主張ハ常ニ人道ヲ無視シ專横ヲ極メ到底帝国ノ容認シ得サル処トナリ遂ニ不幸ニモ国交断絶スルノ不得止ニ至レリ、帝国海軍ハ既ニ某方面ニ出動シ敵海軍ニ対シ攻撃ヲ開始セリ
- (二) 敵ハ強大ナル海軍力殊ニ優勢ナル航空兵力ヲ有シ殊ニ其ノ飛行基地モ帝国領土ニ近接シアリテ帝国ノ全土ハ敵空襲圈内ニアリ
- (三) 帝国ハ国土防衛ノ為十月十八日午前零時防空命令発令セラル

二、十月十九日午前八時迄ニ団員ハ登学ノ上所定ノ位置ニ就カシム

三、十月十九日午前八時十分第二狀況ヲ分団長ニ与ヘ待機

主要研究事項

対敵觀念

一、命令伝達

一、整然タル態勢ノ視察

二、各団隊相互ノ緊急ナ

主要着眼点

- 一、職員学生々徒全員真ニ状況中ノ人トシテ真剣味ヲ以テ警戒スルノ意識ヲ有スルヤ否ヤ並ニソノ程度ヲ視察ス之レカ為一、二ノ者ニ狀況ヲ試問ス

一、御真影奉遷ノ準備程度ヲ確認ス

一、分団長以下幹部ノ命ニ服従シ統制アル且ツ迅速ナル行動ヲナ

情況表示

ノ姿勢ニ迅速ニ移ラシメ其ノ結果ヲ団長ニ報告セシム

第二 状 況

- (一) 信スベキ情報ニ依レハ敵艦数双ヨリ成ル一艦隊ハ十月十七日深更台湾東方洋上ヲ北進シタルモノノ如シ
- (二) 帝国軍ノ制空権ハ未タ確実ニ手中ニアラズ
- 四、十月十九日午前十時二十分第三状況ヲ分団長ニ交付ス

第三 情 況

対馬防護団長通報（十月十九日午前十時十分発）

- (一) 対馬地区ハ十九日午前十時敵十六機ヨリナル編隊ノ空襲ヲ受ケ地上部隊ハ直チニ応戦シ敵機三機ヲ撃墜セシモ他ハ西南方洋上ニ逃飛シ爾後ノ行動ハ不明ナリ
- (二) 少ナクモ十数機ヨリ成ル一編隊ハ十九日午前十時対馬西南方洋上ヲ老岐方向ニ飛行シタルモノノ如シ
- (三) 敵ノ投下セル爆弾ハ五疋爆弾ニシテ焼夷弾ハ全部「エレクトロン」ナリ

- 五、前情況ニ依リ空襲ヲ受クベキ公算多キニ鑑ミ一層警戒ヲ厳重ニシ待機ス
- 六、午前十時三十分第四情況ヲ分団長ニ交付ス

第四 情 況

防空監視哨報告

ル連絡

一、情況ノ確実ナル伝達

一、情況ノ確実ナル伝達
二、両分団ノ連絡

スヤ否ヤ

一、情況ヲ全員承知シア
ルヤ否ヤ

一、伝達連絡ノ方法手段ノ適否
二、各種連絡伝達ノ方策ヲナスヤ否ヤ其ノ実施ノ適否

一、命令伝達ノ方法及其ノ徹底ノ状況

- (一) 敵飛行機十六機只今残島上空ヲ通過シ東方ニ前進中ナリ
- 七、前報告ニ依リ空襲警報ヲ発令ス
- 八、次テ第五情況ヲ分団長ニ交付ス
- 第五 情 況
- (一) 敵機十六機大学上空ニ現ハル
- 九、次テ擬砲音及焼夷筒ヲ以テ爆撃ノ情況ヲ表示ス
- 一〇、情況表示ト共ニ第六情況ヲ分団長ニ交付ス
- 第六 情 況
- (一) 只今敵機ノ投下セル爆弾焼夷弾ニ依リ農学部ニ火災起ル
- 一、火災ト同時ニ防火部隊ノ活動トナリ農学部ニ發生セシ火災モ該部隊ノ活動ニ依リ概ネ鎮火ノ状態トナリタル際第七情況ヲ分団長ニ交付ス
- 第七 情 況
- 警備隊長通報
- (一) 午前十時五十分敵機ノ爆撃ニ依リ第二学生集会所食堂ヨリ発火シ目下第二学生集会所ニ延焼中ニシテ火勢猛烈ヲ極メ法文学部本館ニモ延焼セントシツ、アリ
- 一二、前記火災中ニ第八情況ヲ分団長ニ交付ス

一、分団長ノ的確ナル命令下達

一、防火班活動狀況ノ視察

二、応急消火ノ処置

一、警備班、隊長ノ処置
二、応急消火ノ処置
三、防火班ノ処置

一、応急消火ノ狀況

二、農学部各区警護班ト防火班トノ連絡狀況ト

三、分団長ト防火班トノ連絡

四、防火班長処置ノ適否

一、警備班長ノ処置ノ適否

二、応急消火ノ狀況

三、法文学部ト防火班ト

ノ連絡

擬砲音ニ発焼夷筒ニヲ以テ落下ノ情況ヲ示スト共ニ赤旗ヲ以テ発火点ヲ示ス

擬砲音ニ発焼夷筒ニヲ以テ落下ノ情況ヲ示シ赤旗ヲ以テ発火点ヲ示ス

第八情 況

巡視長報告

(一) 挙動不審ノ者数名只今学内ノ混乱ニ乗シ寄宿舎附近

ヨリ潜入シタルモノ如シ

(二) 巡視ハ極力搜索ニ勉メツツアルモ未タ発見セス

一三、午前十一時三十分頃第九情況ヲ分団長ニ交付ス

第九情 況

防衛司令部通報

(一) 福岡市ヲ空襲セシ敵機ハ地上部隊ノ攻撃並ニ各防護

団ノ積極的活動ニ依リ大ナル損害ヲ受クルコトナク

敵ヲ撃退シ福岡市附近上空ニ敵機影ヲ認めス

一四、午前十一時四十分空襲警報解除

一五、以上ヲ以テ東分団ノ午前ニ於ケル演習終了

一六、午後一時三十分第十情況ヲ分団長ニ交付ス

第十情 況

防空監視哨通報

(一) 敵機十二機午後一時二十五分加布里上空ヲ通過シ東

進中ナリ

一七、前通報ニ依リ空襲ヲ再ヒ受クルノ情況ヲ知り再ヒ空

襲態勢ニ移ラシム

一八、一時四十分第十一情況ヲ分団長ニ交付ス

一、警備班長ノ処置

二、各区警護班ノ活動状

況

一、警備班長ノ処置ノ適

否

二、警備隊員ノ活動状況

三、警護班ノ活動状況

四、警備班長ト警護班ト

ノ連絡並協同動作

一、的確且ツ迅速ナル命

令下達セラルヤ否ヤ

二、命令下達要領ノ適否

三、伝達ノ方法及適否

第十一 情况

防空監視哨報告

(一) 只今敵飛行機ハ福岡市要地ニ爆撃ヲ敢行シツ、医学部方向ニ前進中ナリ

一九、一時四十五分擬砲音及焼夷筒ヲ以テ医学部爆撃ノ状況ヲ表示ス

二〇、午後二時第十二情况ヲ分団長ニ交付ス

第十二 情况

箱崎町警防団通報

(一) 挙動不審ノ者数名学内ノ混乱ニ乘シ附近ヨリ学内ニ潜入セントシツ、アルヲ発見シ捕縛ニ勉メシモ遂ニ逃走セリ

(二) 多分学内ニ潜入セシモノト判断

二一、以上ヲ以テ西分団ノ演習ヲ一時中止ス但シ態勢ハ空襲警報中ノ状況ヲ継続セシム

二二、午後二時三十分第十三情况ヲ東分団長ニ交付ス

第十三 情况

防空監視哨報告

(一) 敵機再ヒ雁ノ巢上空ニ現ハレ福岡市方向ニ前進中ナリ

二三、午後二時四十分擬砲音及擬みどり筒ヲ以テ瓦斯攻撃

一、防火班活動状況

一、巡視係長ノ処置

二、各区警護班ノ活動状況

況

一、防毒班ノ活動状況

一、防火班長ノ処置ノ適否

否

二、応急消火ノ状況

三、防火班活動状況ノ適否

否

一、分団長ト巡視係長トノ連絡ノ適否

二、巡視活動ノ状況

三、警護班ノ処置ノ適否

三、警護班ノ処置ノ適否

一、分団長ノ命令ノ適否

擬砲音ニ及焼夷筒ニヲ以テ落下

ノ情况ヲ示スト

共ニ赤旗ヲ以テ

発火点ヲ標示ス

擬砲音ニ、擬催

擬砲音ニ、擬催

ノ状況ヲ工学部ニ標示ス

二四、午後三時第十四情况ヲ分団長ニ交付ス

第十四 情况

(一)瓦斯攻撃ニ依リ患者多数発生セリ

二五、多数患者発生ニヨリ東分団救護班ハ独力救護ニ勉ム

ルモ手不足ノ為応援ヲ西分団長ニ求ム

二六、西分団長ハ東分団長ノ要求ニ依リ救護班ヲ急派ス

二七、午後三時五十分頃演習中止

三一四 九州帝国大学特設防護団規程

(一九四三(昭和一八)年二月二十八日制定)

九州帝国大学特設防護団規程

第一条 本団ハ九州帝国大学特設防護団ト称ス

第二条 本団ハ空襲其ノ他緊急ノ事態ニ際シ本学ノ自衛防護ノ責ニ

任ズルト共ニ平常之ガ企画研究及訓練ヲ行フモノトス

第三条 本団ハ本学教職員、学生生徒及傭員ヲ以テ組織ス

第四条 本団ニ左ノ各部ヲ置ケ

一、庶務部

二、企画部

第五条 庶務部ハ警報ノ受領伝達学外関係官公署及警防団トノ連絡、

文書ノ接受、發送、所要記録及調査ノ調製及他部ニ属セザル一切

涙筒ニ、ヲ使用

シ青旗ヲ以テ落

下位置ヲ示ス

二、防毒班活動狀況

三、瓦斯検知班活動狀況

四、消毒ノ適否

一、両分団長ノ連絡ノ適

否

二、応援隊行動ノ適否

三、応援隊東分団長ノ指

揮下ニ入リタル後ニ

於ケル分団長ノ処置

ノ適否

三、経理部

四、第一警備部

五、第二警備部

六、第一消防部

七、第二消防部

八、救護部

九、第一防毒部

十、第二防毒部

ノ事項ヲ処理ス

第六条 企画部ハ本学防空計画ノ設定及其ノ実施、命令ノ伝達、状況報告ノ接受等ニ関スル事項ヲ分担処理ス

第七条 経理部ハ防護施設ノ整備、資材ノ調達及配給、防護用物品器具ノ保管及監守、団員ノ給養、其ノ他会計ニ関スル事項ヲ分担処理ス

第八条 警備部ハ御真影、勅語謄本ノ奉護、学内ノ警戒、灯火管制主要施設ノ警備、重要搬出物ノ監視保管、待避者ノ統制誘導等ニ関スル任務ニ従事ス

第九条 消防部ハ学内ニ於ケル一般消防及之ガ為ニ必要ナル破壊作業、瓦斯電気ノ遮断、瓦斯管、給水管、電線等ノ修理工作等ノ作業ニ従事ス

第十条 救護部ハ傷病者及瓦斯患者ニ対スル救護治療等ノ作業ニ従事ス

第十一条 防毒部ハ毒瓦斯ニ対スル防毒、消毒、検知、瓦斯患者ノ臨機収容ニ関スル作業ニ従事ス

第十二条 本団ノ団長ハ総長ヲ以テ之ニ任ジ全団ヲ指揮統轄スルモノトス

団長不在又ハ事故アル時ハ先任学部長之ヲ代行ス

第二警備部、第二消防部、救護部、第二防毒部ノ西部地域内ニ於ケル防護活動ハ医学部防護分団長ノ区処ヲ受クルモノトス

第十三条 本団ニ団長附二名ヲ置キ団務ニ関シ団長ヲ補佐セシム
第十四条 本団ノ各部ニ部長ヲ庶務部ヲ除ク各部ニ副部长ヲ置キ左記ニヨリ団長之ヲ任命ス

| 部名 | 部長 | 副部长 |
|--------|--------|------------|
| 庶務部 | 本学庶務課長 | |
| 企画部 | 本学学生課長 | 本学学生主事 |
| 経理部 | 本学会計課長 | 医学部附属医院事務官 |
| 警備部 第一 | 報 警備隊長 | 報 警備隊副隊長 |
| 警備部 第二 | 報 警備隊長 | 報 警備隊副隊長 |
| 消防部 第一 | 報 消防隊長 | 報 消防隊副隊長 |
| 消防部 第二 | 報 消防隊長 | 報 消防隊副隊長 |
| 救護部 | 報 救護隊長 | 報 救護副隊長 |
| 防毒部 第一 | 報 防毒隊長 | 報 防毒隊副隊長 |
| 防毒部 第二 | 報 防毒隊長 | 報 防毒隊副隊長 |

部長ハ各当該部ノ業務ヲ処理ス

副部長ハ部長不在又ハ事故ノ際部長ノ職務ヲ代行ス

各部ニハ掛員若干名ヲ置クコトヲ得

第十五条 第一、第二警備部、第一、第二消防部、救護部及第一、

第二防毒部ノ編成ハ別表ニ拠ル

第十六条 第一、第二警備部、第一、第二消防部、救護部及第一、

第二防毒部ノ各部長ハ其ノ担当ノ任務ニ対スル防護実施計画ヲ立案シ防護団長ノ承認ヲ受クベシ

第十七条 本学構内ヲ左記ノ如ク区劃シ各地区ニ防護分団ヲ設ケ当

該地区内ノ防火、警備、監視、搬出、連絡、救急、收容等ノ任務

ヲ担当セシム

甲、東部地域 担当分団

一、本部地区 本部防護分団

二、工学部地区 工学部防護分団

三、農学部地区 農学部防護分団

四、法文学部地区 法文学部防護分団

五、理学部地区 理学部防護分団

乙、西部地域

六、医学部地区 医学部防護分団

地区ノ区劃ハ別図ヲ以テ示ス

第十八条 各防護分団ノ組織ハ左表ニ示スガ如シ

本部 本部所属ノ職員及備員、

防護分団 報国隊本部防護隊

工学部 工学部流研及弾研所属ノ職員及備員、

防護分団 報国隊工学部防護隊

農学部 農学部所属ノ職員及備員、

防護分団 報国隊農学部防護隊

法文学部 法文学部及図書館所属ノ職員及備員、

防護分団 報国隊法文学部防護隊

理学部 理学部及臨教所所属ノ職員及備員、

防護分団 報国隊理学部防護隊

医学部 医学部、附属医院及臨時医専所属ノ

防護分団 職員及備員報国隊医学部防護隊

第十九条 各防護分団ニ分団長及副分団長ヲ置ク、副分団長、分団

長不在又ハ事故アルトキ其ノ職務ヲ代行ス

本部防護分団長ハ會計課長ヲ以テ、学部防護分団長ハ報国隊当該

学部大隊長ヲ以テ之ニ充ツ

本部防護副分団長ハ建築課長ヲ以テ、学部防護副分団長ハ報国隊

当該学部大隊ノ副隊長ヲ以テ之ニ充ツ

各分団ニハ分団長附一名乃至二名ヲ置ク

第二十条 各防護分団長ハ各担当防護地区ニ於ケル防護実施ノ具体

的計画ヲ立案シ防護団長ノ承認ヲ受クベシ

第二十一条 各防護分団長及各部長ハ部下ニ対シ其ノ部署ヲ詳細ニ

明示シ置キ各員ノ病氣其ノ他ノ事故ノ為メ配置ニ就キ得ザル場合

ヲ考慮シ代行者ヲ定メ置クベシ

部署ヲ有スル各員病氣其ノ他ノ事故ノ為メ配置ニ就キ得ザル場合ニハ必ず分団長又ハ部長ニ届出置クト共ニ其ノ代行者ニ連絡シ置クベシ

第二十二條 各防護分団長及各部長ハ其ノ管下ノ計画及部署ヲ変更シタルトキハ速カニ之ヲ団長ニ報告スベシ

第二十三條 各防護分団長ハ防護指導員トシテ其ノ防護分団中ヨリ防護ニ関シ指導的能力アル教官及職員各一名ヲ選ビ其ノ氏名ヲ団長ニ報告スベシ防護指導員ヲ変更シタルトキ又同ジ

第二十四條 団長ハ企画部長ヲシテ随時防護指導員連絡会ヲ開カシメ防護ニ関スル研究及計画ノ打合ヲ為サシム

第二十五條 防護指導員ハ各所属防護分団担当地区ノ防護ニ関シ常ニ其ノ計画ヲ練リ防護訓練ニ際シテハ自ラ教職員及学生生徒ノ実施指導ニ当ルモノトス

第二十六條 防護指導員ハ必要ニ応ジ学外ノ見学、研究会講習会ニ参加シ随時防護ニ関スル意見ヲ団長及分団長ニ具申スルモノトス

第二十七條 本団ニ最高會議ヲ置キ団長之ヲ召集シ本学ノ自衛防護ニ関スル重要事項ヲ審議ス

最高會議ノ會員ハ各防護分団長、各部長、各副部长、防空補助隊長及配属将校トス

団長ハ必要ニ応ジ前項以外ノ者ヲシテ最高會議ニ列席セシムルコトヲ得

〔註〕『九州帝国大学時報』第六七五号 昭和一九年二月一〇日。

三二〇 紀元二千六百年記念式挙行

〔九州帝国大学時報〕第五七一号

一九四〇（昭和五）年一月五日

紀元二千六百年記念式挙行 来ル十一月十日午前十時左記次第書ノ通り紀元二千六百年記念式ヲ挙行ス

記念式次第

- 一、学生生徒式場ニ入場
- 一、総長以下職員式場ニ入場
- 一、御影ノ幌ヲ開ク
- 一、一同「君ケ代」合唱
- 一、一同紀元二千六百年頌歌合唱
- 一、総長
- 御影ニ進ミ最敬礼―此時一同最敬礼
- 一、総長教育ニ関スル 勅語奉読
- 一、総長式辞
- 一、天皇陛下万歳三唱
- 一、御影ノ幌ヲ閉ツ
- 一、総長以下職員退場
- 一、学生生徒退場

備考

畢

一、式場 第二学生集会所階上

一、服装 通常服（紋付羽織袴、代用差支ナシ）

勲章記章佩用ノコト

一、職員控室、集会所内

一、晴雨ニ拘ハラズ挙行ス

略綬佩用ノコト

ナシ）

三二一 大東亜戦争戦捷祈願式

〔九州帝国大学時報〕第六二二号

一九四一（昭和一六）年二月二十六日

大東亜戦争戦捷祈願式 昭和十六年十二月二十一日（日曜日）左記

次第書ノ通大東亜戦争戦捷祈願ノ式ヲ挙行セリ

式 次第

午前八時三十分運動場ニ集合

一、国民儀礼

二、総長訓辞

終ツテ職員学生生徒一同隊伍ヲ整ヘ官弊大社箱崎宮ニ参拜

三、戦捷祈願

四、閉式解散

備考

一、服装 通常服又ハ国民服礼装（紋付、羽織袴代用差支

第二節 学校報国隊の結成

三一七 学生報国隊結成式挙行

『九州帝国大学時報』第六〇二号

一九四一（昭和一六）年九月一五日

学生報国隊結成式挙行 来ル九月二十日（土曜日）午後一時三十分
左記次第書ノ通本学報国隊結成式ヲ挙行セラル

参列職員服装 通常服又ハ国民服礼装（略綬佩用ノコト）

（但已ムヲ得ザルモノハ平服ニテモ可）

結成式次第 （式場Ⅱ工学部運動場）

- 一、隊員一同整列
- 一、参列職員整列
- 一、報国隊長入場
- 一、国歌斉唱
- 一、宮城遥拝
- 一、勅語奉読
- 一、報国隊長訓示
- 一、宣 誓
- 一、報国隊長観閲
- 一、万歳三唱

- 一、報国隊長退場
- 一、参列職員退場
- 一、隊員一同退場

三一八 報国隊長の結成式に於ける訓示

（表紙）

昭和十六年九月二十日

報国隊長の結成式に於ける訓示

九州帝国大学報国隊

此の度の支那事变勃発以来、我が国に於ては学徒の修練と言ふ事を重要視致しまして、学校に於ける教育の性格も、漸次著るしく実践的色彩を帯ぶるに至つたのであります。即ち昭和十三年に於ては先づ集団勤労作業が開始せられ、又翌十四年よりは興亜学生勤労報国隊の活動が始められ、又昨昭和十五年には各高等専門学校に報国団が組織せられ、学徒修練の強化を図つたのであります。本学に於ても同様の趣旨に基いて、本年四月、従来の学友会を改組して興学会を創設致しました事は、諸君の記憶に尚ほ新たなる処であると

思ふのであります。此等の事は何れも皆、皇国民錬成の本旨に基くものであります。克く規律を重んじ困苦に堪へ、尽忠報国の精神を振起して、以て奉公の誠を効さんとする為に外ならないのであります。

今や内外の情勢は益々緊迫の度を加へて参りまして、最近二、三ヶ月の間に於ける時局の推移は、詢に容易ならぬ前途を予想しなければならぬ有様に立ち至つて居るのであります。此の如き時に當つて、我々国民は其の総力を挙げ、一致協力、以て此の曠古の難局を打開する為に邁進しなければならないのであります。我々学校に於て学問を修めて居ります者も亦、勿論此の現状に対して盲目である事は出来ないのであります。随て我々は学徒の修練と言う事も此の情勢に適応する事の出来るやうに、一層積極果敢の態勢を取る事の必要が生じて参つたのであります。それで去る八月八日、文部大臣は全国に訓令を發しまして、先きに作られました学校報国団―即ち本学に於ては興学会であります―其の内に指揮系統の確立した全校編隊の組織を樹て、非常時に於ける教育の体制を整へる事を要望せられたのであります。依て本学に於ても直ちに其の旨を体して、九州帝国大学報国隊の組織に着手致しまして、本日茲に其の結成の式を挙ぐるに至りました事は、私の欣快に堪へない処であります。

此の度組織せられました学校報国隊の任務は、之を外面的に申し

ますならば、其の訓練せられた団結力を以て、時に応じて各種の勤労作業等に出動し、或は国家の要請する任務に服し、又一朝有事の際には、或は我が学園の防護に任じ、或は又直接国防の任を分担し、挺身以て難局打開の一面を担当すると言ふ処に在るのであります。我が報国隊に於きましても、本隊の一部の人員を以て特技隊并に特別警備隊を編成致しまして、時宜に応じて夫れ々々の任務に就き、此等の目的を達成し得るようになしてあるのであります。然し又一方に於て、此の報国隊の実践的活動は、内面的に申しまして、教育自体の問題として意義のあるものである事を忘れてはならないのであります。即ち隊としての種々の活動は、それ自身に於て一つの活きた学問であり、又あらゆる種々の活動は、それ自身に於て一つの活きた学問であり、又あらゆる種々の活動は、それ自身に於て一つの活きた学問であり、或は何かの緊要な作業の為に、平常の授業を休んで隊の活動に従事しなければならない事が起るかも知れないのであります。之は学業を廢止して徒らに無意味な勤労に従事すると言ふのではなく、其の活動によつて国策に参画するの喜びを諸君にも体験せしめやうとする教育運動の展開であると思ふべきであります。此の様な学校報国隊は、今回全国の中等学校以上の各学校に設けられたのであります。其の中で高等専門学校以上の学校に属するものを統轄し、且つ其等の学校の報国団の組織を強化し、又其の統轄

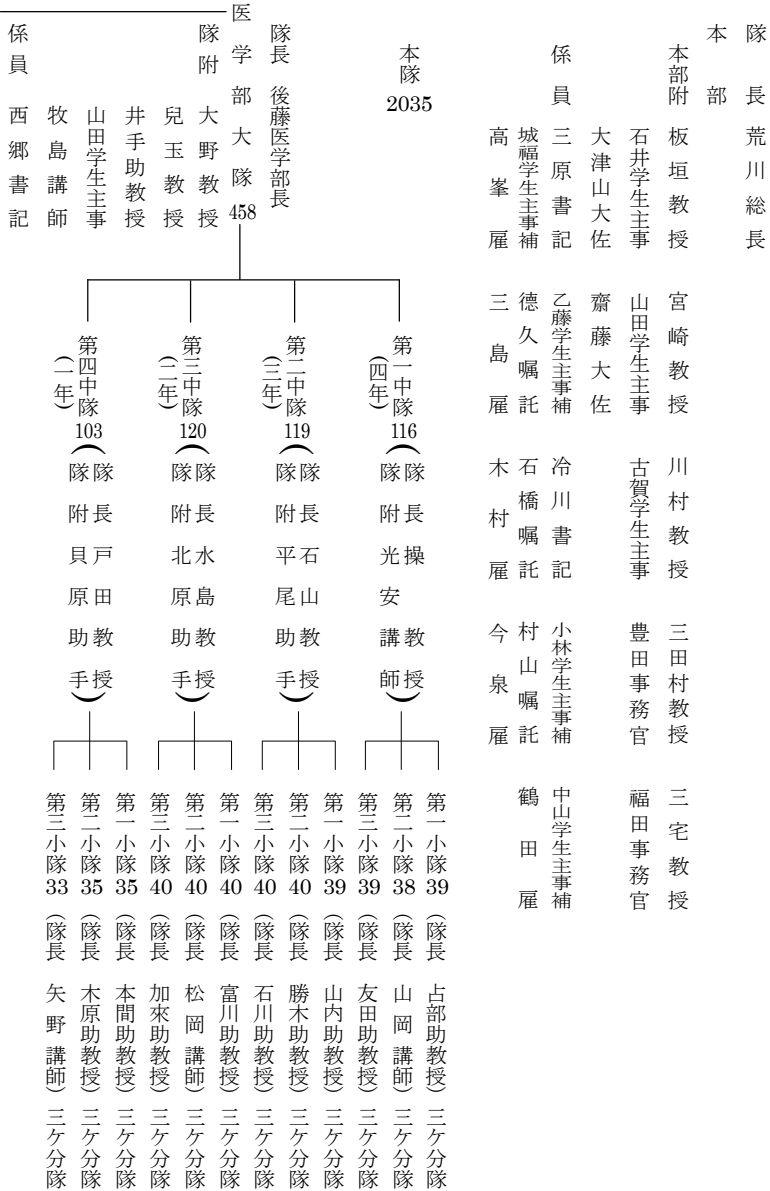
連絡を図る為に、文部省に学校報国隊本部が設けられ、又重要な地方には地方部を置いて事務を分掌する事となりまして、今回差当り、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、福岡、長崎の七つの地方部が置かれたのでありますが、当福岡地方部に於ては不肖其の地方部長を命ぜられ、福岡県下に在る十箇の高等専門学校以上の学校報国隊の連絡統轄の任に当る事となつたのであります。我が九州帝国大学報国隊も此の地方部に属する訳でありますが、福岡県は、申す迄もなく、我が国の産業、文化、国防等の点から視ましても、極めて重要な地域であります。随て我々此の地方部に属する学校報国隊の担当すべき任務も軽からざるものがあると思ふのであります。我が隊員諸君も、どうか報国隊結成の趣旨に鑑みて、我々の上に与へられたる任務を完全に遂行し、学徒としての本分を尽すと共に、非常時下に於ける皇国民としての責務を果す事に努められん事を希望するのであります。諸君が我が学園に学ぶ学徒としての本分は、勿論学業にいそしみ、将来の国家を担ふに足る者となる準備を為す事であります。此の事に聊かの間違はないのでありますけれども、平穩無事の際に於ける場合と、非常の際に於ける場合と、等しく学徒たるの本分を尽す上に於ても、其の心掛に於て、其の覚悟に於て、又其の行き方に於て、自から異なる処がなければならぬと思ふのであります。

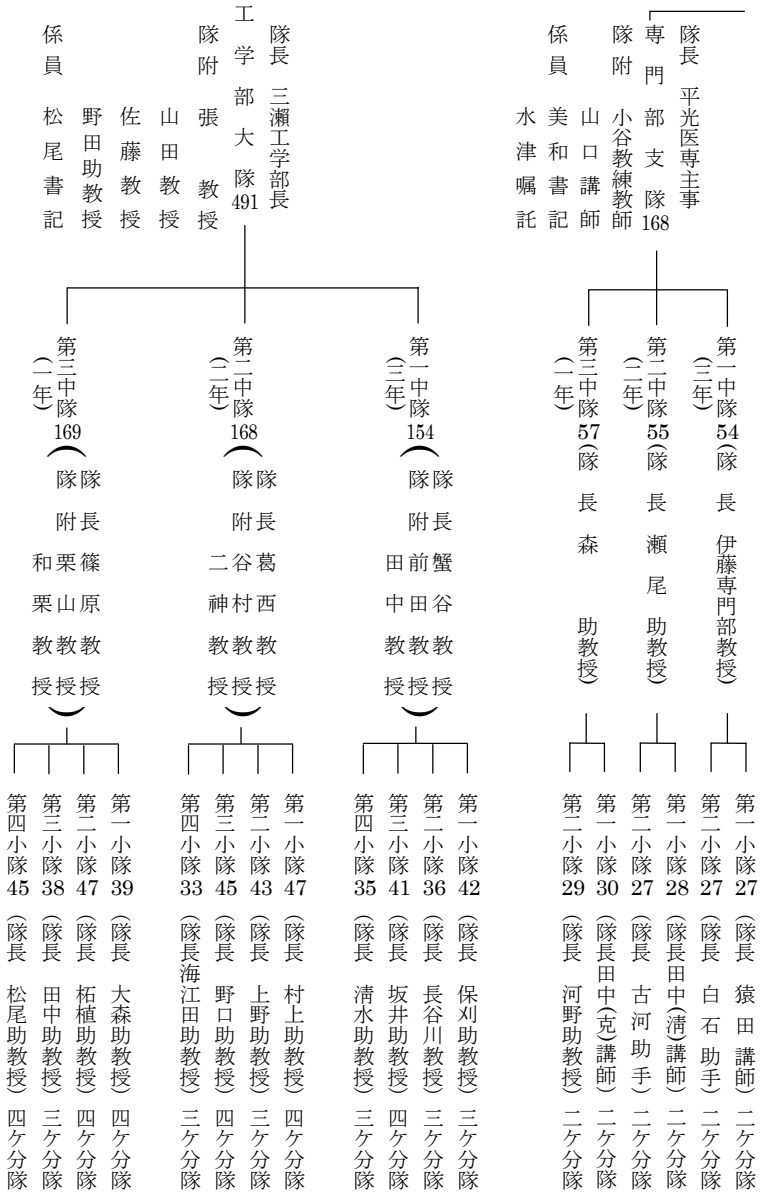
諸君と同じ年輩の青年の中には、或は戦場に赴いて尽忠報国の血

潮を流して居る者もあり、或は又産業戦士として応徴し、日夜汗と油にまみれて国防の礎を固めて居る者もあるのであります、其の数も決して尠くないのであります。此の如き時に於て、諸君はどうして独りよく晏如として居る事が出来ませうか。諸君には、学生であるが為に、此の時局下に於ても静かに学業を修得する事の出来る特権が与へられて居るのであります。諸君は決して此の特権に甘へて、此の難局に直面して居る国の国民の一人であると言ふ事を忘れてはならないのであります。此の度我が報国隊が結成せられ、諸君は学生々徒であると同時に又夫れ々々其の隊の隊員となつたのであります。之は言はず或る意味に於ての応召であります。即ち諸君は天命を拝して此の隊員となり、国家の重要な任務の一部に服する様になつた訳なのであります。どうか諸君は、此の非常時下に於ける大学の学生々徒の本分が奈辺にあるかと言ふ事を深く考へ、九州帝国大学の学生として、又九州帝国大学報国隊の隊員として、誠心誠意を以て国家の要請に応へられる様、祈つて止まないであります。

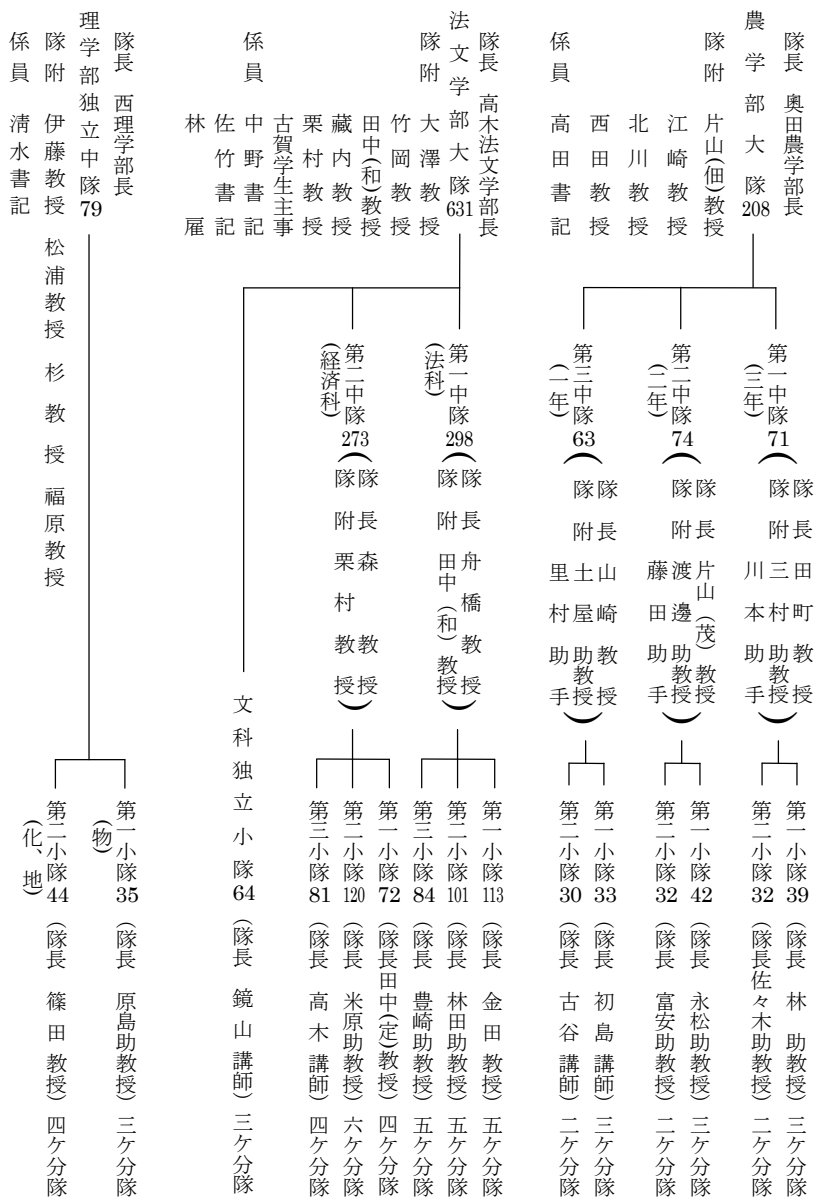
結成式に当り一言所懐を述べて訓示と致します。

九州帝国大学報国隊編成表 (昭和十六年九月三十日現在)

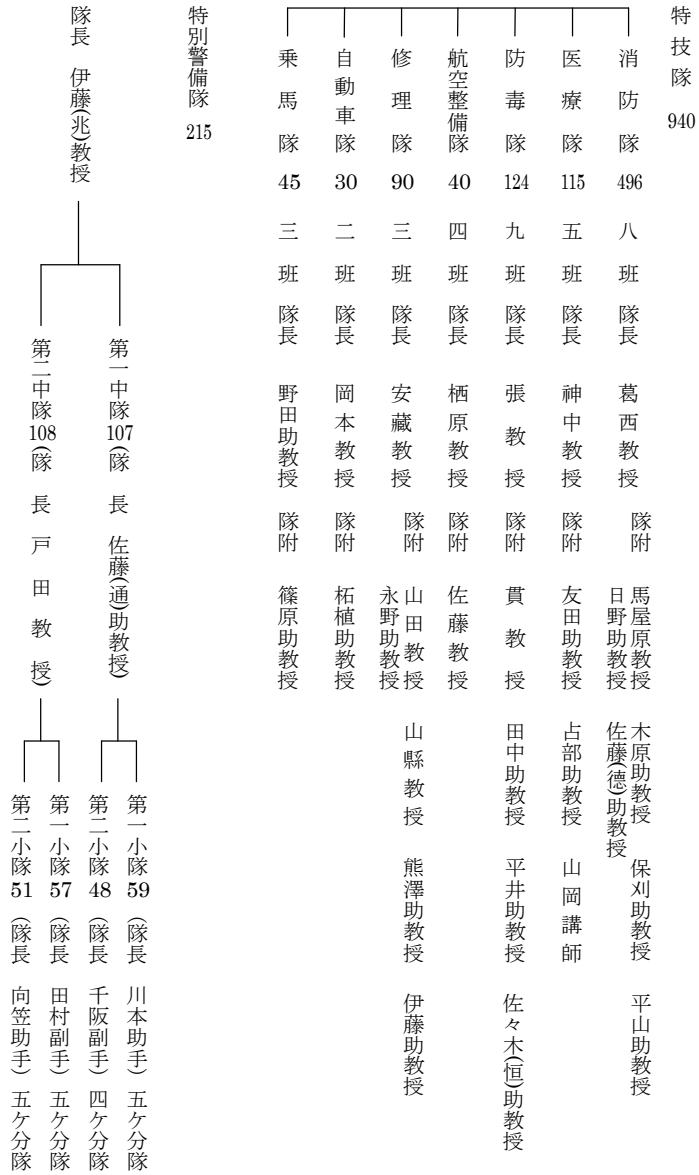




第二章 戦時体制の形成



〔註〕昭和十六年九月起 報国隊関係書類



三一九 大東亜戦争宣戦ノ大詔奉読式、報国隊観閲式並ニ慰霊祭挙行

〔九州帝国大学時報〕第六四七号

一九四二（昭和一七）年二月一日

大東亜戦争宣戦ノ大詔奉読式、報国隊観閲式並ニ慰霊祭挙行

本月八日大東亜戦争大詔渙発一周年当日、本学ニ於テハ午前九時三十分ヨリ宣戦ノ大詔奉読式ヲ運動場ニ於テ挙行セリ。先ツ定刻全員報国隊隊形ニテ集合、宮城遥拝、国歌奉唱、大詔奉読、総長ノ式辞アリテ奉読式ヲ終リ、引續キ午前十時ヨリ報国隊観閲式ニ移ル。本部職員隊ヲ最右翼トシテ医、工、農、法、理ノ順ヲ以テ各大隊毎ニ整列隊長ノ観閲アリ十一時終了、更ニ午後一時ヨリハ医学部大講堂ニ於テ、本学職員及学生生徒ニシテ昨昭和十六年七月以降戦傷病歿シタル英霊六柱ノ慰霊祭ヲ挙行、職員学生生徒並ニ遺族多数参列ノ上厳肅裡ニ二時三十分終了セリ。

〔註〕原本に句読点追加。

第三節 戦時体制下の学生生活

三二〇 支那事変ニ服役又ハ応召ノ学生生徒及ビ派遣軍人ノ子弟学生生徒取扱

〔第三三六回評議会記録〕一九三七（昭和一二）年一月二日

- 今回ノ支那事変ニ関シ服役又ハ応召ノ学生生徒及派遣軍人ノ子弟タル学生生徒ノ取扱ヲ左ノ通定ム
- 一、服役又ハ召集ニ応シタル学生生徒ハソノ期間中休学ノ取扱ヲナス
- 一、服役又ハ召集ニ応シタル学生ノ授業料八月割ヲ以テ徴収シ既納ノ分ハ之ヲ還付セス但シ服役満期又ハ召集解除ニ依リ復学スル者ニ限り既納ノ授業料中過納トナリタル額ハ之ヲ復学後納付スヘキ授業料中ヨリ控除ス
- 一、授業料未納ノ儘服役又ハ召集ニ応シタル学生生徒ハ之ヲ除籍セス
- 但シ復学後未納額ヲ徴収ス
- 一、大学院学生、専攻生及選科生ニシテ服役又ハ召集ニ応シタル者ハ前各項ニ準シ取扱フ
- 一、大学院学生ノ研究料月割額ハ一ヶ月七円五十銭（七、八月分ハ之ヲ除ク）トス

- 一、復学スル学生ニシテ授業料納期ノ中途ニ於テ学士試験ニ合格スヘキ見込ノ者ノ授業料ハ其ノ見込ノ月迄月割ヲ以テ納付セシメ若シ合格セサルトキハ更ニ追徴ス
- 一、大学院学生ノ応召期間ハ在学期間ニ算入セス
- 一、派遣及応召軍人ノ子弟タル学生生徒ニシテ学資ニ困難ヲ来シタル者ノ授業料減免ニ関シテハ学生課ニ於テ之ヲ取扱フ

三二一 我等の団体

『九州帝国大学新聞』第一九八号〜二〇五号

一九三七（昭和一四）年五月五日〜九月一九日

学業の余暇を体位向上に、或は高き教養の修得に——我ら学生は如何なる生活をしてゐるか、それぞれの委員の手を煩はして、次に紹介をしよう。

我等の団体

学友会の巻 [1]

先づヨット部から

兄貴然たるホツケー部

競技部の再建・新道場の柔道部

蹴球部長は嘗てのF・B

ヨット部

過去オリムピック選手を出したことのあるヨット部は現在部員約

三十名でその設備の点に於ては他の帝大に比し最優秀の部類に属するものであらう。五米級ヨット(四)、デインギ(二)、ヨレー(二)、スター(二)といふ豪華版で名島の艇庫から風光明媚な博多湾に滑走する快味は之又陸上の如何なる部も想像のつかぬ特異のものであらう。毎年春から初夏の候にかけての講習会には一、三年の学生は元より新入生の多くの者が忘れ得ざる快的経験に恍惚とする。小柄な併し精悍さうな色の黒い部員が懇切に手をとつて初心者に講習してゐる有様は美しい名島の景色と共に微笑ましい風景である。ヨット部のスケヂュール及講習会に就いては本紙前号及本号の記事を参照ありたい。

陸上競技部

部長は法文学部の武藤助教授で部員数約三十名、現文部省の体育奨励の方針に従つて学内一般の体力向上を目標に活動してゐる。今春は初めての試みとして春日原に一週間の合宿を行ひ練習を行った。この部は最近選手の数に於て苦境に陥つてゐた気味であるが、今春は幸ひにて多数の優秀なる新人を入れ数年前に於ける陸上競技部黄金時代を再現せんものと意気込んでゐる。今年度の新役員、新陣容並びにスケヂュールを示せば

新役員(括弧内は学部)

主将 伊藤一男(法文)

マネジャー 渡辺謙(農)

会計 沖田成美（医）

新陣容（括弧内は出身校）

トラツク

宮城（五高）内本（佐高）沖田（松江高）藤野（山口高）田中（佐

高）長尾（高知高）江口（五高）横山

新人齊藤（成城高）原（広高）中島（三重高農）渥美（台北高）松

永（佐高）進藤（松江高）

フイールド

伊藤（松江高）岸野（五高）宮城（五高）沖田（松江高）藤野（山

口高）内本（佐高）林（台北高）

新人江口（五高）原（広島）古賀（福高）臼杵（福高）石原（松

江高）町（高知高）末永（姫高）

スケジュール

四月卅日 県下大学高専練習試合

五月十四日 九州インターハイ

六月四日 九州インターミドル

六月十一日 九州インターミドル

六月十八日 対京城大学戦

九月十七日 県下大学高専大会

十一月十二日 全九州一般対学生

十二月四日 駅伝競走

柔道部

開校とその創始を共にし幾多の艱難を経つゝ、孜孜としてその進歩と榮譽とを建設し來つたものに柔道部がある。有為多才の先輩がその古き歴史と共に九大精神柔道精神を以て多才な活躍振りを示してゐる。現在部員の数も五十人近く、その目ざすところのものは年々の京城熊本両大学の定期戦を始め東京、京都両帝大との隔年毎の試合に於て過去先輩の残せし輝かしい戦跡をいや高めんとその努力にあらう。

又四帝大主催全国高専柔道大会及び中等学校撰抜大会に於る西部主催校として多年尽した功労は全国学生柔道会のみならず日本柔道会への貢献ともいへよう。この部は最近益々発展の一途を辿り従來の工学部構内の道場のみでは不足を感じ今度小野寺部長を始め先輩有志の努力により医学部に於ても新道場の落成をみるに至つた。時は春、新道場ノ新しい畳の香の上に新部員を迎へ部員一同猛練習を開始してゐるといふ。

ア式蹴球部

この部の歴史もかなり古い。記録が昭和七年より始まつてゐるので其以前の事は不明であるが現部長医学伊藤助教授は当時の名F・Bとして活躍されてゐたもので、現在学友会の数多くある中に先輩を部長として、輝かしい伝統を堅持してゐる部はこの部のみではあるまいか。過去の戦績を一瞥すると、この部の年

中行事たる対城大戦には一般に不振の模様で昭和十一年に中江主将の下に星、奥田、日置、岡山、古家等の名選手を集め宿敵城大を4対3、3対0で大勝し多年の雪辱戦に成功した。その翌年城大戦不可能の為関西に遠征して阪大を破り名を挙げたが、昨十三年名主将中江君以下多くの選手を送り出すと共に之を補充すべき部員を得ることが出来なかつたり、或は部員中健康を損る者が現はれ等した、城大に破れ、九州学生蹴球聯盟のリーグ戦にも優勝を失し不幸続きに見舞はれたが、今春十名近い新部員を得たといふから竹内主将の下に新に強力チームを編成しその前途に注目すべきものがあらう。

ホツケー部

九大ホツケー部の歴史は隠忍十五年辛酸多き年を以て埋められてゐる。大正十四年九大ホツケー部並びに日本ホツケー九州支部が創立され、以来地盤の開拓と養成とを目的として七高五高に開部を奨めたこともあるが、大学に来て始めて練習を始めた部員ばかりの時などは弟分たる七高五高と戦つて敗けたといふ程辛い時代もあつた。

近年七高は屢インターハイに優勝し、五高も又その実力を認められるやうになつたが、彼等は創生の昔を思つてか毎年優秀な選手を九大ホツケー部に送り兄貴の進歩発展に援助を与へてゐる。この部の眞の発展は今後に於ける彼等の個性たる剛健と実践力による撓まざる努力にかゝつてゐよう。

学生会の巻(2)

猛者集ひの剣道部

射撃部は明朗主義

期待さる新進各部の意気

弓道部

先づ昨年度の試合成績を示してみると(一)对国学院大学(二)福岡学生聯盟春季大会(三)对京城帝大戦であるが之らの三試合には全敗の憂目を見てきた。併し之は道場移転によるあわたゞしさが十分落着いた練習を与へなかつたせいにもよるのであらう。試みに道場改築後の対熊本医大定期戦及び福岡学生聯盟秋季大会の二試合をみると、頗る好調の成績を以て優勝してゐる。今年は更に飛躍して医学部にも新道場が設けられたので益々輝かしい活躍を望まれてよいだらう。一委員にその精進振りを聞いてみると

弓道は武勇伝的な華かさは特に現代に於ては殆んどない。戦場に於ける三十人斬りとか或は敵を投げ飛ばすとか云ふ様な痛快味は弓道の技ではない。併し弓道には深い／＼底を流れる日本的な渋味がある。此渋味は實際に体験した人ならではの知り得ないだらう。一張の弓が万人の体力に應じて変化する処に妙味があり又其処に豪快さも存する。

射撃部

この部の特徴は他の部と違つて特に部員といふものを有しない。従つて大会に限らず日曜毎の練習にも差支ない限り学友会員たる以上何人たりとも出場随意歓迎といふ明朗な組織である。

部長は工学部の張教授であるが、気分次第で自由に参加出来ると思ふ一見纏りの無さそうな組織の中にも射撃愛好者の顔触れは自から一定してきて、好いた同志のお互の雰囲気は又格別の靄然たるものを醸し出してゐるとか。工学部の和田助教や加藤助教の姿もよく見受けられる。一体射撃は武道に於けると同じく精神の統一のみならず心身一如の修練を要するのであるが、こんな堅苦しい文句は抜きにしても日曜の朝平尾山中に木魂を響かせて実弾をブツ放す爽快さも又よろしく、過度を避けた適度の運動としては最良のものゝ一つであらう。行事としては春の新入生歓迎射撃大会を皮切に十一月の全九州大学高専射撃大会迄練習が続けられる。之には学友会員である以上誰でも成績のよいものが選手として派遣される。尚配属将校湯瀬大佐に色々指導を仰いでゐる。

剣道部

御多聞に洩れず殆んど部員は医科学生によつて占められ部長も又医学部の板垣政彦博士である。年中行事としては七月中旬に西日本高専剣道大会を主催するが、この大会に出場して試験を受けた高校専門学校がその直後或は東京で或は京都で全国制覇の武功を輝かしてゐるのも、蓋しこの部の成果といへよう。十一月初旬ともなれば

隔年に遠征する城大との定期戦があり、更に越えて一月末には武徳殿で学生聯盟の寒稽古を主催する。今年度には医学部に近く新道場の開設をみるであらう。又優秀なる新入生の多数を迎へ充実振りを益々發揮してゐる。夏休には全国制覇の武者修業に出かけるといふ。

排球部

まだ新参の若者である。昭和八年の排球倶楽部創設以来、歴代部員の一致協力に依り幾多の創始の悩みと経済的苦痛とに打ち克ち、又近年九州・中国諸高校チームの全国高校大会に於ける争覇戦上への躍進と相俟つて内容も一先づ充実したと云へる。一昨々年困難を押し切つて、初めての遠征を行ひ排球王国広島文理大と二勝一敗、一昨年は福岡日日新聞社主催の西日本大学高専大会に於て文理大に優勝戦で惜敗したが、昨年同大会に於ては之に復讐をした。又福岡市内、三高リーグ戦（九大、福高、福岡高商）には春秋二期共優勝してゐる。かく九大排球チームの名が漸くその地位を認められてきたが、九大学友会の外にあるため幾多の不便と不都合を生じ倶楽部より部への昇格せんとする企図が昨年末に起り、此の度承認を得て新に学友会の一部として福田教授を部長に誕生したものである。本年度の主なる出場試合をみると

- 一、春秋二期三校（九大、福高、高商）リーグ戦（五月、十一月）
- 一、福日新聞社主催西日本大学高専排球大会（六月四日）
- 一、全日本排球選手権大会（七月中旬）

一、対京都帝大定期戦（交渉中）

一、明治神宮全国排球選手権大会（九月中旬）

一、久留米体育協会主催西日本大学高専排球大会（十一月）

ラグビー部

ラグビーと云ふと非常に野性的な逞しさを思はせる。真にこれこそ男性的なスポーツにして所謂『スクラム組んで』をモットーに練習に於てのみならず、それをあらゆる方面に活用して部員一同の結合も極めて緊密である。部長は満田隆一教授であつて直接の指導担当者には工学部の高西教授である。部員は医学部学生が大多数を占めてゐて、他の学部よりの入部少きは物足りない感がする。

学友会の巻（終）

素人最初の音楽部

強豪を誇る水泳部

其他は一般に沈滞気味

水泳部

学友会のピカ一水泳部はその戦績を顧みただけでも対城大戦十数回の中二回の惜敗があつた外全勝といふ双葉的景気である。全国帝大戦が九月上旬に行はれるが、之は工学部の部員で八月の実習からまだ帰らぬものが多く多少メンバーに狂ひがあるがそれでも昨年あたり第四位の成績を取めてゐる。西部インターカレッジでは之亦連

勝につぐ連勝であつたが、昭和十一年一点の差で高商に敗れて以来今日まで遂に首位の栄冠を回復出来ずにゐる。之は最近の数年間高校選手の入学が殆んどなかつた為であらう。

尚工学部構内のプールは一般学友体育の爲開放されてあるから激泳者は水揮着用の上コースロープに悪戯をせざる程度に利用するとよい。部員も親切に指導に當つてくれる筈である。部長は満田教授で部員は約二十名程である。活動状況を左に示す。以下何れも年中行事である。

六月十八日、西部インターカレッジ（於九大）

六月廿五日、（交渉中）対城大戦（於京城）

七月下旬、全国高校水上西部予選（於九大）

八月上旬、学生及学内関係者水泳講習会

九月上旬、全国帝大戦（於東京）

九月中旬、福岡県大学高専校大会（於九大）

音楽部

この部は日本在野の交響管絃楽団として最初の歴史を有するものであるといふ。一年に二回発表演奏会を催すことになつてゐるが、来る六月初旬には第五十二回定期演奏会を開催するといふことから推してもかなり此部の歴史の古さが分る。併し但し歴史の古いばかりが誇りに足るものではないことは明かであつてその点九大音楽部は恵まれてゐるといへよう。管絃楽器及びマンドリン・オーケスト

ラ楽器の如きは、は調トランペット、コントラ・ファゴットの如き得難いものまで備はり、聞く所によれば本邦では上野音楽学校とこの九大音楽部にのみ存するといふから部員のもの又大いに奮闘勉強しなければなるまい。楽譜も管絃楽及びマンドリン・オーケストラの多くに就て整理分類されてゐる、

部長は法文学部の豊田教授で部は三つに分れオーケストラ、マンドリン・オーケストラ及び男声合唱になる。この外に学友会の手を離れ学校関係者より成る混声合唱団もある。部員はこの中の何れに入るも又二つ、三つ掛け持ちするも随意になつてゐる。

弁論部

部員は確定して居らず人材欠乏を嘆いて居る。現在法文学部の学生が多くを占めてゐるが今日の如く熱弁を振ふ事の切実に要望せられてゐる時代に於ていさゝか寂寥の感みがある。事業としては新入生弁論大会が六月頃行はれ、更に秋十月には西日本高等弁論大会を主催し、越えて明年二月頃には卒業生送別弁論大会を開く事になつてゐる。その他過日の下田將來氏の講演の如く適宜各学期に一度名士の招待講演会を開催し、更に進んで積極的に地方巡回講演に於て地方文化のレベル向上を企図してゐる。

美術部

部員二八名は殆んど医学部によつて占められてゐるが、内容、形式共に割に充実してゐるものゝ如くである。展覧会を年二回開催し

て居り、又月数回スケッチ会を其の他名画鑑賞会を行ひ二科眞隅氏より指導を受けてゐる。一方今年より初めての試みとして市内高等美術展覧会開催の予定であり、目下は未完成の状態であるが将来これが拡張を企図して九州一般を包含する準備を進めて居る。尚本会の医学部三年原田君が独立美術展覧会に初入選の榮譽を得た事は、本会の活動を精彩あらしめるに十分であらう。

野球部

今日の生々しい現実が国民体位の向上を最も強く要求してゐる意味から野球部の存在する意義があるといふと少し皮肉じみるが、九大の野球部は凡そ試合に於て華やかさと縁が遠い。今度部長として新しく細菌学の戸田教授がなり、新入生も十名近く入部してゐるから、かなり清新の空気を吹き込まれるであらう。スケヂュールは左の通り

- 一、九州学生野球リーグ戦（六月中旬迄、於新香椎）
- 二、対製鉄OB、対杵島炭鉱戦（六月中旬、於新香椎）
- 三、四帝大野球戦（八月下旬）

文芸部

法文会唯一の文化的団体であるが、その沈滞的な活動は遺憾とされてゐる。活動としては『九大文学』を年二回発行し学生に配布してゐるが、それもまだ幼稚の域を出ない。『九大文学』発行毎に、それについて批評会を行ひ、更に文士を招いて座談会を開くことにも

なつてゐる。去年は野上豊一郎氏を招いたが今年は更に講演会をも催すプランを立てゝあるから之は期待されてよい。

庭球部

この部の歴史は古い。過去に遡つてみるとかなり多くの先輩がこゝを巢立つて関西庭球界のメンバーとして働いてゐるが、現在部としての活躍は目立つ程でもないやうだ。そのコートの完備してゐることだけは他の帝大の垂涎おく能はざる立派さである。そこで練習してゐるのは概ね一般学友会員であることからして、庭球部は未来の卵を育てる雛床としての役を務めてゐるのであらう。

其他馬術部は毎月数十里の遠乗りを行ひ、旅行部は休暇、日曜を利用して附近の山岳に徒歩行脚を行ふ。籠球部又練習を怠つてゐない。

法・工の巻

学生のための法文会

国策順応の厚生事業部

体位向上を目指す同窓会

法文学部の巻

法文学部に於て先づ学生の団体として揚げられるのに法文会がある。学部長を会長に六名の学生幹事があり、その下に新聞部、学芸部、共済部、体育部の四部が組織されてゐる。先づ新聞部をみると

この程二百号を迎へ益々学生の教養向上といふ学生新聞の使命に一路邁進し月二回の発刊を続けてゐる。

九州といふ辺疆の地で一般の文化水準に従ふこと自体が一つの困難であるに拘らず、その上にギリギリ一杯の予算が相当のブレイキをなしてゐるとは云へ未だ改良の余地を多分に有してゐる。

また文化の一翼としての映画研究会が新人部員の手によつて部内に復活し第一回『我家の楽園』第二回『干潮』第三回『浪人街』を推薦し、よきスタートを切つた。

地階の新聞部室の隣りに学芸部がある。こゝでは三年に亘つて美学の矢崎教授を部長に部員一同シツクリと固まつて『法文論叢』を発行し、今度で第二十七号になる。昨年十周年記念号を次いで学の再検討号、九州文化特輯号を発行してきたが、最近やゝ低調の感を与へないでもない。雑誌発行の他に研究会、座談会、講演会等を随時行つてゐる。

共済部は昭和二年創設されてから嘗々十有余年の辛苦を続けてきてゐる。主な事業は売店、食堂喫茶、セコハン媒介、職業紹介であるが、学生の余暇を利用しての仕事のためか充分効果が上つてゐるとは言へず、幹事会の方でも考慮してゐるときく。体育部は法文会の中で一等不活潑なものといへるが、法文の学生自体が他学部の学生に比し運動を好まぬ故やむを多ないことであらう。

自己の殻の中にこもつた独善主義を排して、意見の交換をなすこ

とよつて、親睦を兼ねて学生的向上を目ざす諸団体に政治学専攻学生懇話会、経友会、法友会がある。政治科の学生と教官を一丸として昭和十一年誕生した政治学専攻学生懇話会は、今中教授を中心に親睦を第一に月に一度の集合をなし、互に研究する他学生相互の研究発表、時局関係の講演会座談会を通じて学的向上を図つてゐる。

経友会——経済科の発展と共に最近非常な発岐振りである。経済科の全教官と全学生がこれに参加することになつてゐる。歴史は新しく創立後三年にすぎないが、見学に座談会に相当活潑な活動をしてゐる。

法友会は昭和三年來の古強者であるが、高文準備の共同研究のため宇賀田教授を指導者に約百名が月一回の例会をなしてゐる。其他法科の学生全部を以て法科会なるものが一昨年誕生したが立ち消えの形となつてゐる。

厚生事業部は昭和二年セツルメントなる名稱の下に発足、経済的に恵まれぬ人々の知識、健康生活の向上と社会事業の奨励普及とを目標に地味な努力を続けてきたが、時の流れに抗しかねてか昨年現部名に改称し国策に順応してゐる。メンバーは各学部の学生を擁してゐるが、中心は法文の学生であらう。国際問題の研究団体に日本国際協会九大学生支部がある。大澤教授を指導者に法文の職員、学生約五十名の会員を有してゐる。

東亜新秩序建設の必要から日華語会話研究会を組織し松枝講師を

指導者に留學生に対して日本語の練習指導をしてゐる。法文以外の学生をも加へてレコードを利用してゐる。

その他に九大を中心に九州の史学同好の士よりなる九州史学会その他に英文学部、国史学会、教育学会、支那学会、倫理学会、西洋史学研究会、国文学会、心理学縦談会、宗教学会、古典研究会、速記研究会等がある。

工学部の巻

工学部同窓会として共済部、図書部、運動部、遠足部、集會部がある。共済部の主なる仕事は傘の貸下であつて、職員學生に対して大いに便宜をはかつてゐる。他の仕事としては文房具店の管理及び靴屋の世話取締である。次に勉学のために設けられた図書部は新刊書を毎月十冊程購入するのであるが、別に東大、京大、九大各新聞其他諸雑誌の寄贈がある。

次に下山助教授に率ゐられてゐる運動部は催しとして各学科対抗野球クラスマツチ（春から夏にかけて）、水泳大会（七月初旬）、テニス対学科試合（秋）。定期的に行はれるのであるが、時にはラグビー、サッカーのクラスマツチを行ふ事もある、

部員は是等の催しにより各学科間の横の連絡及び職員學生間の懇親に努む。尚工学部同窓会の運動会も同部の主催で行はれる。次に遠足部は學生間の懇親を兼ねて体育の向上とを目指してゐる。部長は保刈教授。最後に集會部は部長二神助教授の下に新入生歓迎会及

び卒業生送別会を主な事業としてゐる。

次に同窓会以外のものを挙げると、機械工学科談話会は学生をして外国雑誌に親しむ準備として外国書購読及び内容紹介を行ふ。尚同会に附属して春秋二回立花山、若杉等への遠足会がある。同会と主旨を同じくせるものとして、冶金学科読書会あり、採鉱、冶金両学科関係者によつて作られた甲寅会がある。同会は会誌を年に一回発行し、毎年五月新入生歓迎会を兼ねて、園遊会を催す。次に九大造船会は航空学会と同様、学生数の少い関係上学生間の懇親^{マツ}運動具其の他の娯楽設備に恵まれてゐる。尚会誌『吾』を毎年一回発行す。此の会と要旨の類似せる九大航空学会は本家造船学科より新しく分家誕生した。

医・農の巻

活躍する九皋会

風流人の多い医学部

土の香のする農学部

医学部の巻

医学部に於ける学生の団体として先づ医学部学友会改め九皋会があり、学部長大平教授の下に各学年選出の二名の総務、副総務、合計八名の学生よりなる総務部を始め、更に栄養部、出版部、体育部、集會部の四部がある。九皋会の行事はすべて総務部が代表して行つ

てをり、その中医学部名物の行事としては、新入生歓迎会、医学部懇親運動会、学士鍋がある。新入生歓迎会は西中洲公会堂で医学部長、教授、学生が夕飯を共にしてその朗らかな笑は道行く人を驚かすものであり、運動会はこれまた臨床医局を含めてゐるだけに医学部のみに見る特殊の風景で、白衣の看護婦と黒服の学生、白い診察衣や背広の医局員で綴られたこの運動会が常に微笑ましく、和気霽々裡に行はれることは夙に医学部が自慢してゐるところである。学士鍋はこれに出て始めて卒業生も卒業した気持になるといふ懐しい存在で、毎年卒業試験のすんだ次の日曜日、医学部運動場に於て白頭の教授、軒昂の学生入り乱れて豚汁を食ひ、ビールをあをつて大いに学生最後の日に名残を惜み将来を祝福するのである。昨年よりは時節柄、ビールを遠慮してゐるがやはり一脈の淋しさは争はれない。

栄養部は先に本紙にも紹介したが、兒玉教授自慢のもので、栄養部員一同の張り切り方は物凄いものがある。唯、内科地下室を借りてゐるだけに、場所の手狭なことに位置の悪いことを歎いてゐるが、同部創立未だ三年に満たないのに、部員の熱心な栄養研究、牛乳、卵の配給等のサービスにより、取食者は益々増加して行く今日、新食堂のことも考慮されてゐると聞く。

出版部は藤原教授の下に八名の学生委員から組織され、二月に一度雑誌『九大医報』を発行してゐる。同誌は既に古い歴史を持ち研

究発表、医学随筆等所載されるが、特に卒業先輩との連絡に役立つてゐる。尚今迄は二月に一度であつたのが、この七月から予算の融通がついて毎月一度の発行になるといふことで学生を喜ばしてゐる。

体育部は戸田教授の下に八名の学生委員を以て組織され、医学部の余暇少なき講義の合間に学生を運動場に引つ張り出すべく努力してゐるが、何分学生はその一日の大部分を講義、実習に追はれてゐる仕末で、特に三年、四年ともなれば余暇は殆んどなく、僅かに控室横でキヤツチボールをする位のもので、運動場と運動具を利用してゐるのは一、二年生の一部のみであることは常に体育部委員を嘆かしてゐることである。体育部の行事の中主なもの、春秋二回の医学部軟式、硬式野球大会で、毎回強力な臨床医局チームと元氣な学生チームが鏖を削つてゐる。

集會部は部長平光教授の下に八名の学生委員で以て組織され、その行事は各種遊行、ハイキング、登山の主催、案内で休暇中など登山用具の貸出し等も行つてゐる。

その他医学部学生団体が他学部と異なる所は、九學會による団体以外に各種同好趣味団体が非常に多い。昔から医者には多趣味の者が多いとされてゐるが、医学がどうしても煩雜で乾燥したものであることを免れない点を考へれば、医学部学生が各種趣味を求めて走る気持も理解される。次にそれ等について簡単に紹介して行かう。

先づ医学部短歌會は大平教授の下に昭和二年から続けられてゐる

が、時に栄枯盛衰はあつても、同じ医学者歌人齋藤茂吉氏を頂くアラギ同人も可成りあつて、毎月一回例会を開いてゐる。

医学部俳句會棚橋講師の下に殆んど吉岡禪寺洞氏の『天の川』同人を以て結成され、常に潑刺たる活躍振りを示してゐる。

これに対しくひな會は下田教授の下に殆んど『ホトトギス』系の人達によつて結成され例会を行つてゐる。

九大吟詠會は庄司教授の下に剛健質朴の精神を鍛鍊すべく宮崎宮社務所に於て例会を行つてゐるが、この時局に當つて全福岡市吟詠會結成に乗り出すといふことである。

吟詠會に対して高木教授指導の下に漢詩講話會が泌尿器科教室を事務所にして昨年創立されたが、高木教授の意気込みは盛んなものがある。

尺八研究会には玄風會と竹和會があり、謡曲同好會には觀世會があり、九大南画會は広告にまで瀟灑な蘭の絵を書いたりして、その器用さを誇つてゐる。

医学部写真部は、その作品を患愛団三階喫茶室入口の壁に代る発表して学生の眼を喜ばしてゐるが、これ等同好団体の仕事の中では佳作の部類であらう。

囲碁同好會は兒玉教授の学生多数を擁して囲碁による會員相互の親睦を目指してゐる。

農学部の卷

次に農学部内の学生諸団体紹介に移らう。しかし何にせ、他学部の諸団体と同様、各自専門の殻に閉じ籠つてゐるためか、それとも又学友会の運動部の如く寄合世帯でもない所為か概して振はない。

農学部それ自体から受る感じは地味なものだが、それかと云つて地味といふ言葉も考へやうに依つては逞しさも想起させる位だから、もつとこの特性を發揮したならそれこそ鬼に金棒である。この部の団体の一つに村の会といふものがあるが、主として農学科の学生によつて占められてゐる。農村関係の仕事に日頃の蘊蓄を傾け、貢獻してゐるものゝ仄聞するところに依れば会員も少ないとのことである。戦時下の綾なす農村の諸相は村の会に幾多の暗示を与へるであらう。

農学部には他学部と同様同窓会があるが、本紙前号に紹介した法工両学部と同巧異曲である。又御多分に洩れず同学部には大小の研究会有る。曰く農業工学研究会、曰く生物化学研究会、農学部集談会、九大農芸化学集談会等々があるが華々しい存在ではない。

最後に鳥兎芻会と云ふ変挺古な名称の写真会がある。同会は江崎教授を会長に戴き、多数の教授を始め職員学生を擁し、心臓の二つも三つも持つほどの天狗連が、あはよくば国際サロンを狙はうとしてゐる。盛大な例会を開き、傑作を満載した会報を発行、甚だ鼻意気が荒い。地味な農学部としては同会は今後の活躍を期待される。

(終)

日本精神を標榜して

時局柄意気揚る

修養と宗教の諸団体

『學術の蘊奥』と人格の陶冶とは大学に課せられた二大使命であり、近時とりわけ『人格の陶冶』を要望されるに至つたのは衆知の事である。本学に於ても夙にこの点に意を注ぎ各種の修養団体の成立が行はれて来たが、時局柄その活躍は一部に於て相当活潑である。

皇道会 本会の結成は昭和八年に遡る。昭和六年の満洲事変を契機として時勢は大いなる転回を来し滔々たる時流は遂に学園にも浸透し来り、滿蒙に対する認識の確立を目ざして誕生した滿蒙研究会がその前身である。その初期に當つては所謂俗流愛國団体の臭を脱し切らぬ憾みはあつたが、昭和九年發展的解消を行ひ現在の皇道会と次に紹介する国綱会とに分れ、専ら指導理念の把握に全力を注ぎ会長に前法文学部教授鹿子木員信博士を戴き、会長の下に全部員堅き『むすび』を誓ひ爾来孜々として今日に至つたものである。

前会長鹿子木博士はその著『すめらあじめ』を以て世に問ひ、また現協和会の半田敏治氏をはじめ有能なる門下生を輩出してゐる。

現在では法文学部佐藤通次助教授を会長に同じく法文学部野見山田中(晃)両講師の協力を得、鹿子木会長なき後の皇道会を守り會員一同清新の一步を雄々しく踏み出した。本会は毎週土曜日例会を催

し年二回会報を発行してゐる。

国綱会 本会は昭和九年滿蒙研究会から分れて成立したもので、さきの皇道会と共に本学に於て力強き発展のコースをたどり現在に至つてゐる。本会は皇道会が指導理念の攻究に力を注ぐに對し専ら具体的な調査研究を主眼としてゐる。会長には農学部伊藤兆司教授を戴き『健全なる学生生活をとほして人格の鍊磨に努力し學術的立場から事物を具体的に觀、調査研究し以て皇國に奉ぜん』とするものである。

伊藤兆司教授は南洋の研究者として噴々たる名声を博し、数回実地踏査を行ひ緻密な数字に基づく報告は余りにも有名である。

今回新入会員六名を加へ益々本会の隆盛を見、伊藤会長の会に對する熱烈さに会員一同も一層奮起すべきを期してゐるが、実際には学生の例の調査研究は今のところ見るべきものがなく、最近中野正剛氏の講演会と法文学部田中和夫助教授の「最近歐洲の動向」の講演を行つたのが大なる収穫であつた。本会は会長が農学部関係のためか農字部の学生を多数擁するが、猶多数各字部の学生を加へ綜合的調査研究を行はんとしてゐる。

本会は各学期に二回乃至三回の講演会座談会形式の調査、研究報告会を行ひなほ毎週有志の集會雜談会を舉行してゐるが近い中、会員の親睦会を郊外で催す由。

自彊会 昨年以來頓に盛んになつた勤勞奉仕風潮は遂に本学内に

も起り校内清掃、山の家道路修繕等と諸種の實現を見たが、それらは孰れも学生課の主唱に基づくいはゞ天下り式のものであつたのに反し、学生の側から自發的に勤勞奉仕に對する動きが昨秋以來起り遂にその具体的なあらはれとして自彊会が結成されるに至つた。会長工学部張玄彦教授を中心に全学部より多数有志の参加を得、既に工場に或は農場に尊き汗の体験を積んでゐる。本会は三回出席を以て会員とするもので所謂名目のみの会員を絶対に認めず、専ら実行に主眼を置いてゐるのはこの種の会として当然の事である。

張会長を工学部応用化学の自室に訪ねると

「もう十回近くやりました。第一回の岡部鉄工所行は初めてでもあつたし、一同相当つかれた様でしたが、回を重ねるにつれて次第に馴れて来ました。兎に角少し位怪我する覺悟でやりました。農場の方は工場にくらべると大分楽です。勤勞奉仕の意義に就ては大分批評もあつた様ですが、有志の学生と共に不言実行を続けたいと考へてゐます」

と元氣に語つた。なほ近々農場への奉仕を舉行する由である。

亜細亜会 本会は滿洲出身者を中心とし、それに滿洲に関心を有する者を加へた親睦会である。昭和十年にその第一回を舉行、親睦を基とし滿洲を語り合ふ同人会ともいふべきで、会長は法文学部田中定助教授で年二回乃至四回の集會を催してゐる。現在会員は二十数名で先輩も多く滿洲に活躍中で大部分の会員も將來同方面へ飛躍

せんと希望してゐる。

九大基督教青年会 本会の創立は遠く明治三十八年に遡る。当時すでに中学校或は高等学校に於てキリスト教徒となれる同信の者が薬院養巴町に一戸をかまへ、自炊寮を開いたのがその端緒である。

次いで明治三十八年十一月二十九日日本キリスト教青年会同盟に加入し『本会はキリストによりて会員の靈性を涵養し普く学生間にキリストの精神を宣布する』を目的として、講演会、聖書研究会等の集會を催してゐる。親みの内に各自の修養にいそしみ、会長には医学部板垣政參教授を戴き同じく医学部大平教授をはじめ大島、豊田両教授等多数先輩の後援を得教授学生一体の會となつてゐる。

九大仏教青年会 本会はキリスト教青年会と共に九大に於ける二大宗教會で仏の慈悲を喜び仏に帰依し仏の心を活かして行く事を會是とし、教理研究部信仰座談部を主体とし、之に法律扶助部日曜学校部を設け西日本仏教青年会に加盟してゐる。大乘起信論、歎異鈔八宗綱要維摩經正信偈等の諸典の講読研究を行ひ事業としては毎年夏季講習會を挙行、万行寺に於て医学部の解剖に供せられた動物の慰靈祭を行ふ。尚、日曜学校にては児童に仏の慈悲をいたゞくやうに導く外、ビネージモンロツソリモ等の宗教心の検査その他の心理学上の実験を行つてゐる。

〔註〕原本に句読点追加。

三二二 学生の新体制

『九州帝国大学新聞』第二六号・二二八号

一九四〇（昭和一五）年一〇月一日・十一月二七日

学生の新体制

現状とその対策

(1) 下宿問題

いつ果てるとも知れない事變の第四年目も、既に春去り夏過ぎて秋も深まりつゝある。そして世界の動きは我国のあらゆる部面の編成変へを強要してゐる。『窮すれば通ず』この歴史の中から生れ出でたのが『新体制』の銘である。

誰でも知つてゐるやうに、普通の水を入れた薬缶を火鉢にかけてくくと中の水はだん／＼熱くなつて来る。そして空気の状態が普通でさへあれば、水の熱さが丁度百度になると同時に、今までの水は水であることを止めて水蒸気になる。丁度この水のやうに、戦争が段々深刻になつて来ると、社会は今までの秩序をもち続けることが出来なくなる。例へば今までの儘では労働力の不足はどうにも出来ないし、更に悪いことには物の値段が高いやら品質が悪くなつたやらのために、労働者が生活に必要な品物を買ふためにはべら棒に沢山のお金を支払はねばならない。一週間とは持たない地下足袋一足が一円七十銭もしたり、昔一升一円だつた酒が二円四十銭もしたりすると云ふ風に。従つて彼等の大多数は生活に追はれて労働時間を

延長する。従つて疲労が甚しく、この調子でゆくと工場で働く労働者達が肉体的にヘタバツてしまふ恐れがある。そんな事になつたら折角の機械もこれを運転する人がない事になるだらう。

他方、最近四割を唱へられてゐる利子率の闇相場は企業利潤を超過し兼ねない勢ひなので、政府は二億円もの特別融資に依つてこれを防がうとしてゐるが、事態は必ずしも樂觀を許さない。これも旧い秩序ではどうにもならない事なのである。これは何も経済界だけに限つたことではない。

即ち、新しい秩序が生れ出でる可き機は熟して来たのである。世の中はまさに百度に迄、戦争によつて加熱されたのである。凡て周囲の状況は調つた。そこで新体制が発足したと云ふわけである。

ではわれ／＼学生の中に現れて来る新しい秩序とは、一体どんなものであらうか。

『温故知新』と云ふ言葉が教へてゐるやうに、水蒸気の正体を知るためには先づ水の分析から出発しなければならない。丁度水と水蒸気とのやうに、新しい秩序は旧い秩序が自ら破壊するところに生れるのであるから、旧い秩序を徹底的に究明することによつて新しい秩序を打ち立てることが出来るであらう。

現代の学生は全面的に行きつまつてゐる、と云ふことをよく耳にする。学問に於ても、享樂に於ても、はた又衣食住等々々において『学生は一意専心学問さへしたら良いんだ』と云ふ者があるがわ

れ／＼も人間だから先づ住み家が必要だ。だから、我々は先づ、下宿問題から究明してゆくことにしよう。

今年の春入学した人達には下宿探しの愁が生々しく残つてゐるだらう。車夫に車を牽かせ乍ら、あちらこちらと下宿を探して歩く学生を方々で見受けた。土地不案内な福岡へやつて来て、朝から晩まで下宿を求めて得られず、旅館に泊つたわれ／＼は、来年の春入つて来る人達のことを思つて、いさゝか同情せざるを得ない。それ程、箱崎方面は下宿が飽和状態に達してゐるのだ。今年は例年に比して各学部を通じて約百五十名だけ多く入学させた。来年は今年よりはずつと沢山入学させる筈である。何故かと言ふと、戦争は生産拡充を至上命令として要求し、生産拡充は多量の物資と共に多数の学校卒業者を要求するから。このやうに年々学生の数が急激に増えてゆくことは火を睹るよりも明らかなことなのだが、一方極端な資材難から新しい下宿家が建つと云ふことは減多にない。実際、建築材料の不足も亦深刻で、例へば昨年新設された理学部などでは、二重手間になることは分り切つてゐながら、莫大な損失を覚悟の上で仮校舎を建ててゐる有様である。小学校の雨天体操場を連想させるやうな三棟の木造校舎は早晚建て更へられることは必然だらう。これも亦戦争のためだから仕方がない。

ところで、下宿屋数が現状の儘で学生数は益々増加するとしたらどうしたら良いであらう。先づ誰でもすぐ氣のつくことは、学校が

学生アパートの建設乃至寄宿舎の劃期的大拡充をして呉れることである。学生課の意向を叩いてみると、流石に学生課も従来とは打つて変つた真剣さで、その苦慮の程を左の様に話してゐた。

下宿問題では全国の学校が困つてゐるが、我々も全く手を焼いてゐる。多数の技術者養成を要求する御時勢だから最大収容人員は無理をしてでも入学させられるだらうが、困るのは下宿をどうするかだ。学生アパートなんて贅沢なものには到底望めないが、寄宿舎の拡充は焦眉の急務だ。で、当方でも既に予算と共に具体的な設計図まで副へて文部省の方へ出したのだ。文部省の方は文句なしに通ると思ふが大蔵省の方はどうか。多分通して呉れるとは思ふが、駄目だったら本当に困る。此際のことだから、こちらでも最大の譲歩をして収容人員は百名にした。これは本当に最少限だ。

学生課の言ふ寄宿舎が実現したとしても事態は百名しか緩和されない。まして増改築不許可の場合は数年内に一室二人と云つた風な下宿が現はれるかも知れない。更に困つたことは、学生の精神鍛錬のためとあつて、二軒以内は徒歩で通学せよ、と云ふお布令が出たことだ。精神的に引き締めることはまことに結構だが、実際問題として済鉄利用者は名島から、市電利用者は千代町から歩くとなると、靴の減り方が甚だしい。この調子では二十円乃至三十円もする靴が一ケ年とは保つまいと言ふのである。そこで済鉄利用者中には学生

定期が買へないので普通定期を買つて通学してゐる者があるし、市電利用者も定期券の代りに回数券で通学する者が多くなつた。その方が結局、資源愛護の国策に副ふと言ふのである。然し屁理屈を言ふ学生はそれでよいとして、折角健康によい香椎あたりにゐる学生が、こんな目に遭ふのなら箱崎に移転したい、と言ふやうになつて来て学生の箱崎集中化が漸次激しくなつてきたが、既に飽和状態の下宿はこれから先どうなるのだらう。

そこで問題は一步前進する。すなはち、下宿屋の数が増えないのならその内容を再検討して、これを合理化しようと言ふのである。周知の通り昨年来箱崎町の下宿屋は町役場の肝煎りで『学生下宿組合』なるものを作り、警察ともタイ・アツプして強力な組織でもつて学生を威圧してゐる。そしてたとへば、下宿の最低価格二食付き二十五円、三食付き三十二円だとか、休暇中は電灯料を差引いて間代全額を申し受けるとか、十日以内は日割勘定で、食費は朝飯だけしか食へなくても六十銭取るとか言ふ風な内規を作つてゐる。而もあの『学生下宿』の看板や、えげつない待遇が嫌さに素人の家に下宿すると、素人下宿は御法度だとなつて警察に密告される。下宿屋も商売である以上、一定のコミッションを儲けるのは当たり前とは言ふものの、享樂の禁止的制限を受けてゐる学生は、このあぢけない下宿の物憂さを如何にして堪へ得べきか。学生課でも言つてゐる。

全く学生諸君はお気の毒だよ。先づ箱崎町から締め出されたと言ふかたちだからね。実は一軒／＼調べてみる積りだが、学生下宿の看板を出してをき乍ら、昭和鉄工所あたりの職工を泊めてゐるのがあるらしい。と言ふのは学生は夜長く電灯を使ふし部屋にゐる時間も多し。職工は之に反し夜寝るだけだから部屋のスレルことも多いし、学生のやうに文句も言はないから何かにつけて学生よりも有利なんだよ。職工を泊めるなどは言はないが、それだつたら組合を解散させろ。さうすれば看板が嫌さに下宿させなかつた家へも学生が入り得るやうになる。一つ実情を調査して組合と掛け合ふ積りだ。

学生課の意向も尤もだが、組織のもつ力はおおきい。この事は現在のわれ／＼が下宿組合の前には全く無力であることから明白だらう。組合は容易に解散させ得るものではない。

斯うした旧い秩序の中から、下宿問題を通して学生の新しい秩序を打ち立てねばならない。新体制はその声明にも明なやうに万民の組織的な協力がその内容である。部分は決して全体ではない。だから各人がバラ／＼になつてゐたり、或は一部の者の意志が全体を支配したりしてはならない。その事は隣組や常会の組織にも明白に認められる。今こそ、一人／＼が真に興亜の政治的自覚をもつて立ち上らねばならない秋である。

学生の新体制は、従来の個々バラ／＼の無組織性を切り捨てて、

「学生隣組」「学生常会」と云つた風な確固たる組織の建設から出発す可きだ。下宿問題にしても、学生課に一任して我不開焉、と云ふやうな旧い觀念はこの際断乎として切つて捨て、学生隣組の激しい支援のもとに大いに学生課に仕事をして貰ひたいものである。下宿問題に限らず、学内行政について、学生福利厚生について、はた又現代学生の堅実なる思想の涵養について、学生隣組に基く下意上達、上意下達は実質的新体制の第一歩であらう。

本紙はそのため、喜んで全学生総意の発表機関となるであらう。斯くすることによつてのみ、下宿問題も最も有効に、最も容易に解決し得られるであらう。

(2) 娯楽問題

①

最近社会の各方面に所謂新体制なるものが派手に叫ばれるやうになつた。其一つとして登場した娯楽新体制に就ては既に新聞や雑誌でうるさく論議されてゐる。政府も国民の政治的指導の手段として娯楽の社会的役割を再認識し始めた。

社会生活が複雑さを増し、其中にあつて活動する人々の心身が疲労し云はゞ其補給としての欲求に應へるのが娯楽である。

娯楽は、その本来の存在理由が人心の教化にあるわけではないが、それが社会教化と密接なる関聯を有してをる事は否定出来ないであ

らう。それは娯楽と云ひ芸術と云ひ要するに直接人間の感情に訴へる点からみて明らかである。従つて封建時代に於ては、演劇が武士の横暴を背景に勸善懲惡の思想の下に例へば博多二〇加の如きものが勃興したし又特定の者が自己防衛の為に政治的に積極的に利用した時代もあつた。即ち娯楽及芸術の社会的役割は教化を側面から云はゞ間接的に促進する事にあると云へよう。娯楽は現実生活に結びつく一切の苦しい考へから人々を解放し、自由な面白いユートピアへ導いてくれる。そう云つた娯楽の中で映画は、時間の点に於て、経済の点に於て余裕の少い一般人に最も適してゐる。従つて娯楽と云へば先づ映画を聯想するのが常識だらう。アメリカの心理学者ホーンは学校教育に於ける映画の重要さを文学の遙か上に置いたが遺憾な事には我国の映画水準従つて文化水準の停滞はホーンの例外に属する様だ。

『土曜、日曜、祝祭日以外学生さん入場お断り』と云つた木札が、娯楽街に無表情にぶらさがるに至つたのは正に新体制の生んだ喜劇の一つだ。映画の質的向上、文化水準の上昇化と云つた積極的方策を無視して消極的なことのみをやつてゐたのでは仕方あるまいに。しかし似而非学生が白昼から学校をサボつて暗室に飛び込んでゆく様は、歎かほしい事実ではあつた。現代の学生に対する批判は往々、かゝる似而非学生を対象として論じられる傾向がある。その為多数の学生が迷惑を蒙ることは夥しいものだ。

さて学生の娯楽は囲碁将棋映画音楽等色々ある。囲碁や将棋が今なほ盛んであるのは、日本の国民的な且つ安価な遊戯の特性が今猶伝統的な生活のモードに調和するためであつて、この点から云へば学生生活の個人主義的又は家族主義的遺風を充分に認め得るのであり、且つこれ等は、知的遊戯として、今後もなほ大いに愛好せらるることが予想される。しかしそれにもかゝらず、我々学生の情操そのものの淵源が、専ら映画や音楽にあることはすでに既定の事実である。則ち学生は、一週間に六日づつ、ノートを持つて学校へ行く以外、少しも実生活的な勤勞にあづからなくてもよい故に、その若々しい神経と感情に適切な特殊な文化さへも持つてゐるのだ。僅か十銭か十五銭で一時間ばかりレコード音楽の聞ける喫茶店はそのこゝに散見する。

文部省の学生生活刷新に関する通牒の主旨に従つて、学生課は、学生集会所の狭い一室に、僅かばかりの碁将棋盤を備へ付けたり医学部恵愛団の撞球台使用を禁止した。長年、消極的な活動のみをやり続けて来た学生課も、最近どうやら惰眠から、醒めて来た様だ。が、その後一向進捗しないのはどういふわけだらうか。時として学生課には最早学生を指導するだけの能力と熱意とがないのではあるまいかと疑はしめられる。あまり沢山の学生に來られない様に体裁よく並べた碁、将棋盤では、到底需要に応じ切れない。常に数個のグループに独占されてゐる状態だ。大体、室の感じが悪い。薄暗く

まるで物置小屋の様だ。最近問題になつた学生会館の建設には我々は大きな関心と期待を持つてゐる。早急に学生会館を建て明る広い感じのよい娯楽室を設けてくれる事を望んでゐる。何としても九大の学生娯楽問題は学生会館を出発点とする様に思はれる。従つて先に述べた映画の社会的意義を認識して科学映画、文化映画を上映する映写室も設けてほしい。一体、現代の学生の如く全く思想的にアナーギな状態の下では映画批評なんか出来るものではない。脆弱な現実認識は映画の持つ芸術感覚を痴呆のものにしてしまつたらうから我々は映画が演ずる社会的機能の諸性質を鋭く分析せねばならない。端的に云へば、映画を映画としてではなく其社会的機能に於て批判せねばならない。今やあらゆる国々の国民の予算簿の中に於て映画フィルムは衣食住に次いで大きな比重を保つてをり、それに対する学生の需要も習慣的必然性をもつて高まりつゝあるものと云へやう。

②

次に学生の娯楽は学生自身の手で建設すべきである。音楽にしても従来の享樂的なものより脱却して生活的、建設的音楽を作り出すべきではないか。弱々しい娘がかき鳴らす様な消費的享樂的音楽は止揚せらるべきではないか。

この事は当然音楽部の再編成に帰属する問題として重要である。又最近社会から見捨てられた如き観のあつた演劇が再興しつゝある

事は喜びにたへない。文化政策の一翼としての演劇の役割は茲に述べる必要はあるまい。最近労務者が彼等の手で組織する演劇運動が急速に然も力強く其第一歩を踏み出して来た事は国民演劇の一つの方向を示唆するものとして注目すべきであらう。学生の演劇に対する関心も従来兎角冷却され勝であつたが我々はこの際大いに反省すべきではないか。特に文科の学生諸君の活動を期待して止まない。勿論学生の演劇は単に演劇のためのものであつてはならないが。

以上述べ來つた結論として我々は先づ第一に当局が学生会館の建設を急速に実現すべく努力されん事を熱望する。資料関係云々でお茶を濁すことのない様に学生会館が学生生活に必要な不可欠なものである以上、学生会館の不設立と云ふ事が決して非常時局下の資源愛護、物資節約を意味するものではなく寧ろその逆であること云へやう。次に九大學生自身の文化的関心がもつと強まることを期待する。此の様な時代にこそ文化の持つ意義は一層大であり従つて学生は自己の立場と使命を明確に認識しその進路を定めねばならぬ。学生を誘導し方向づけるものは決して時局便乘的な安価な思想ではない。而して学生生活の充実は、学生の自主的活動によつてのみ可能であることを銘記すべきであらう。

三三三 大東亜戦争と学生生活

『九州帝国大学新聞』第二五九号

一九四二（昭和一七）年二月八日

大東亜戦争と学生生活

総長 荒川文六

大東亜戦争が始まつてから既に一年に垂んとして居るが、昨年の今日米国があゝの暴慢な回答を我が国に突き付けた日である。戦争が始まつてから今日に至るまでの間に於ける我が皇軍の赫々たる戦果は偏に大御稜威によるものと感激に堪へないのであるが、然し是れまでの戦争に勝利を得たからと云つて、それで此の戦争が近い将来に於て終了するものとは考へられない。我々が敵とする米英は今

や其の強大な財力を動かして軍備を充実し、我を反撃しやうと真剣になつて居るのであるから、彼としても容易に其の矛を収むる事はないであらうし、又我が国としても此の聖戦の目的を達成するまでは戦ひ抜く決意を有する事は勿論であるから、此の戦争が長期に亘るものである事は明かであつて、決して中途半端な状態で終る事は出来ないし、又之を曖昧な状態で終らしてはならないのである。それ故、我々は此の戦争の目的を十分に達するまでは、万難を排しても我々の総力を挙げて最後まで戦ひ抜き、以て終局の勝利を得ると云ふ覚悟が必要である。

敵国と戦つて彼に勝ち彼を屈服せしむる為には、彼に勝れた武力

を備へる事の必要は申すまでもない事であるけれども、戦争が単に腕力を以てのみ行はれない今日に於いては、常に敵に勝れた武力を維持する為には其の背後に強健壯口な政治、経済、産業等の力がなければならぬ。即ち今次の戦争は皆に武力のみの戦争ではなくして、同時に又政治力の戦争であり、又経済力、生産力の戦争である。と云ふ事が出来る。更に又学術、思想、教育等有ゆる文化的の勢力の戦争であると云ふ事も出来る。而して此等の総ての力を綜合したものを以て国の総力と称するのであるから、今次の戦争が国の総力を挙げての戦であるとして居る者は悉く大東亜戦争の戦士であると云つても過言ではあるまい。

實際現在に於ては、戦争は第一線に在る者に委せて置け、我々後方に在る者は直接戦争に従事して居るのではないと云ふ様な考へ方は間違であつて、たとへ所謂銃後に在る我々と雖、我々の為す仕事それ自身が戦争の一部分なのである。随つて苟くも此の総力戦の一部分を戦ふ我々は、第一線に在る者と同じく『大君のしこの御楯』となる覚悟を以て其の命的として其の職責を尽さなければならぬのである。

新聞紙の伝ふる処によれば、我々が当面の敵として居る米国では愈々本腰になつて戦争する気持になつた様で、毎月飛行機を何千台、潜水艦を何隻、航空母艦を何隻造つて日本を徹底的にやつづけるの

だと、頻りに国民の士気を鼓舞して居ると云ふ事であるし、又国民の戦意も侮るべからざるものがあると云ふ事であるが、尨大な経済力を有する彼等であるから、彼等の計画は、たとへ多少の困難はあつても何とかして実現せられるものと思はなければならない。唯ひたすら物の数量にのみ重きを置くかに見える彼等の計画に対しては、之を侮るべきではないけれども又決して唯徒らに之を恐るゝには当らないと思ふ。

凡そ国の総力を挙げての戦争に於て、其の総力を養ふべき根源となるものは学問の力である。学問が振はなくなれば国の力が衰へると云ふ事は、昔に科学技術の方面に於てのみならず、国民の思想、教養を向上せしむべき文化的の学問に於ても同様である。科学技術に関する学問の盛衰が直ちに軍事、生産、運搬等に影響を及ぼす如く文化的学問の衰退は直に国民の思想、道德等の枯渇廢頽を招来するのであつて、夫れが又国の総力に影響を及ぼす事は申すまでもない処である。それ故、学問の修得研究に従事する学徒の責任は、今日の如き非常の時局に於て特に重大なるものがあると謂はなければならない。敵国に於ても勿論直接戦争に使用せられる飛行機や艦船の製造に全力を尽して居るばかりでなく、戦力の根源となるべき学問の進展には必ずや非常な努力を払つて居るに違ひない。現今の様な状態の下に於ては、彼等の国に於ける其等の学問の進展の状況が如何なる有様になつて居るかは窺ひ知る事は出来ないけれども、我

が国に於ける学問の進歩が彼等のそれを凌駕するものではなくては我が国の総力をして彼等の国のそれに勝たしむる事が出来ない。我々は実に相手の見えない競走をやつて居る様なものであるから、少しの油断をも為す事は出来ないのである。我々此の学園に於いて学業を修め又研究を行ふ者は此の事を常に深く心に留め、我々が為しつゝある事は総力戦の最も重要な部分である事を思ひ、其の心構を以て努力して参りたいのである。

現在本学に於いて教育を受くる学生諸君は将来の我が国を担ふべき任務を有する者で、唯今は其の準備を為しつゝある者であるけれども、然しそれだからと云つて現在の情勢に対して盲目であり、何等知る処なく為す処なくして過してよいと云ふ訳のものではない。過去の或る時代に於いては学生々々と云へば呑気な生活を意味する様に思はれて居た事もあつた。然し現在に於いては其の様な考へを持つ者は一人も居らないであらう。日常の物資が十分に手に入らないと云ふ事や人手が不足して居ると云ふ事等も悉く学生たる諸君の生活に少からざる影響を与へて居るのである。然し此等の事は、大なる消耗を伴ふ大戦争を遂行して居る以上は当然の事であるから日本国民たる者は誰でも之を忍び之に対処して行かなければならない。私は学生諸君が真剣に学業を修むると共に其の生活の有ゆる方面に於いて出来るだけの無駄を省き、或は又従来も既に実行して来た様に機会が与へられた場合には進んで勤労作業等に従事して人手の不

足を補ふ等の事を努むる様ありたいと希ふのである。此の如くして我々の生活の全部を挙げて大東亜戦争の目的を達成する為に役立つものとする事が出来たならば、日本国民として生きる我々の生活に大なる意義が生じて来るし、又それが我々に取つては大なる光榮であり幸福であると云ふべきである。蓋し我々日本国民に取つては、悠久二千六百年に亘つて我々の父祖がはぐまれて来た我が君国を護る事は単なる義務と云ふ言葉を以て表はし得る以上のものであつて、実に止むに止まれぬ我々の衷情であるからである。

(昭、一七、一一、二六)

三二四 本学学生体位の現況

『九州帝国大学新聞』第二六〇号

一九四二(昭和一七)年二月二〇日

本学学生体位の現況

憂ふべき結核の増加

学生の自発的錬成が要望さる

体力検査集計

学生課が本年六月施行せる、国民体力法にもとづく第二回体力検査の結果は、その後同課に於て整理中であつたが、このほど漸く集計をみた。

それに依ると、在籍者数二二二五名(医専を含み、臨教を除く)

中、受験者数二〇六八名(八九・三パーセント)で欠席者中には休学者九三名を含むから、理由なくして欠席せるもの一五四名(在籍者数に対して六・六パーセント)となり、学生の検査に対する熱意の程がうかゞへる。学部別にみれば、理学部が九五・六%で最もよく以下医専(九一・〇%) △医学部(九〇・五%) △工学部(九〇・一%) △農学部(八八・七%)これに次ぎ、法文学部は八六・八〇%で殿を承つてゐるが、これは各学部、夫々人数に甚だしく懸隔があるため、一様には論ぜられぬ。つぎに各項目についてみるに、結核性疾患の激増、脊柱異常者、胸廓異常者の高き比率、かなり多き耳鼻咽喉疾患者、奇異なる現象としては、齶菌ある者が、一七五八名の多数にのぼり、しかも治療者はそのうち僅かに六五九名(三七・四パーセント)にすぎぬことである。以下検査項目中顕著な現象についてみる。

最も憂慮すべきは結核性疾患の激増である、先づ休学者九三名在籍者数の四パーセント)の殆んどが結核患者であるが、これとは別に、受験者の八・八パーセント一八六名が結核性疾患と診断されてゐる。各学部別にみれば、

医学部四二名(九・五%—受験者に対する比以下括弧内これに同じ) △工学部四八名(九・三%) △農学部一八名(九・七%) △法文学部四一名(六・四%) △理学部一三名(一四・八%) △医専二四名(二〇・六%)であるが、理学部、医専の高率は注目すべきで

ある。

尚昨年の医学部一、四%△工学部〇、三%△農学部〇%△法文学部〇、五%△理学部〇%△医専〇、六%△全学〇、六%に比べると非常な増大である。もつとも右の増大は精密検査にもとづくものであらう。それにしても全く寒心すべき事実で米英撃滅のため国を挙げて戦つてゐるこの際、陸海の将兵が大陸に、南の島に、北の海に、勇戦力闘してゐるときに當つて、僅かに修業年限短縮といふ臨時措置のみにて、全く平時と変らぬ安穩のうちに、学術理論の蘊奥を攻究しつゝある学徒の、かゝる健康状態は痛く学校当局を憂慮せしめてゐる。

つぎに脊柱に異常ある者及び胸廓異常者であるが、

前者は二五五名(二二、三%)で、学部別にみると、医学部四九名(一一、二%)△工学部六三名(二二、三%)△農学部二〇名(一一、一%)△法文学部七一名(二二、二%)△理学部二二名(二四、一%)△医専三二名(一四、六%)で矢張理学部、医専が高率を示してゐるが、

この脊柱異常の主要なる原因と考へられるところは、大学におけるノートに依る講義によるのではないかといふ議論もある。ノート講義の可否に関する論議は今に始まつたことではないが、目下のノート用紙文具類の補給困難と思ひ合し、かつ将来の指導者たるべき大学々生の体位向上といふ見地からも考へて、この際大学における

講義方法の根本的改革も一部では強く痛感されてゐる。同じくこれに關聯することであるが後者即ち胸廓異常者の高率も注目すべきである。受験者数の一〇、三%で工、法文、農、医、理、医専の順で夫々一〇%内外を示してゐる。学生とは縁の深い眼鏡については、近視が圧倒的に多く、一一〇二名(五三、三%)これについて弱視が六六四名(三二、一%)、前者を各学部別にみれば、

法文学部から三六六名(五七、六%)で最高、最低は医専九五名(四四、八%)でその間に△理学部(五七、五%)△医学部(五五、四%)△工学部(五〇、一%)△農学部(四九、七%)が占めてゐる。法文学部が圧倒的に高いのは、一考すべき問題である。つぎに耳鼻咽喉においては、鼻疾が二七七名(一三、四%)で著るしい特徴は医専が四七名(二二、〇%)を示し、法文学部九八名(二五、四%)がこれにつぐ。又扁桃腺肥大が割合に多く一四三名(六、九%)もある。最後に歯牙についてみるに齲齒ある者一七五八名(八五、〇%)の最大多数を示し一般に歯牙に無関心であるのは驚くべきで、治療済の者は、半分にも満たぬ六五九名(三七、四%)にすぎない。

各学部別にみると△工学部四五九名(八九、二%)治療済一四二二名(三〇、九%)△理学部が七七名(八八、五%)治療済三二名(四一、三%)△農学部一六〇名(八八、三%)治療済七〇名(四三、七%)△医学部三五七名(八一、五%)治療済一五七名(四三、九%)△最低は医専一六一名(七七、五%)治療済七三名(四五、三%)

で如何に学生が齒牙の保有について無頓着であるかゞ歴然と分る。

その他各項目にわたつて若干の数字が現はれ、絶無は只貧血および言語障碍のみであり、以上の項目について一般的に云へば理学部が最も成績わるく、医専、工学部これにつき以下法文学部、農学部、医学部の順で、さすがに医学部が最もよい。しかし、個々の項目についてみれば逆に医学部には悪質なものがあるとの事である。要するに戦争完遂上不可欠なものとして強調されてゐる生産力拡充と共に、国民体位向上の必要は今更喋々するまでもなく、本学学生の今後一層の注意摂生と積極的自発的なる錬成、及び撓ゆまざる努力が強く要望されてゐる。

〔註〕原本に句読点追加。

三二五 九州帝国大学学生便覧

(表紙)

一

昭和十九年十月

九州帝国大学学生便覧

一

目次

| | |
|--------------------------|----|
| 一、大学令(抜萃) | 一 |
| 一、沿革略 | 二 |
| 一、九州帝国大学通則 | 一四 |
| 一、在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ伴フ臨時規程 | 三四 |
| 一、宣誓式 | 三七 |
| 一、日本文化講義 | 三八 |
| 一、授業料 | 三八 |
| 一、会費 | 三九 |
| 一、示達及通告 | 三九 |
| 一、学生証 | 四〇 |
| 一、体力検査及身体検査 | 四〇 |
| 一、医療施設ニ関スルコト | 四二 |
| 一、身分証明書及在学証明書下附手續 | 四三 |
| 一、身分ノ異動 | 四三 |
| 一、退学、休学、復学、転学 | 四三 |
| 一、学内団体及集会 | 四三 |
| 一、揭示手續 | 四四 |
| 一、集会所使用 | 四五 |
| 一、体育ニ関スルコト | 四六 |
| 一、体力章検定 | 四七 |
| 一、寄宿舎 | 五〇 |

- 一、授学資金及育英会 五〇
- 一、郵便物 五〇
- 一、宿所届 五一
- 一、火元注意 五一
- 一、疑義問合 五一
- 一、教練及兵事要項 五一
- 一、九州帝国大学興学会会則 八三
- 一、九州帝国大学興学会会則施行細則 九一
- 一、保険部規程 九二
- 一、九州帝国大学報国隊規程 九六
- 一、九州帝国大学特設防護団規程 一〇〇

大学令 (抜萃)

第一条 大学ハ国家ニ須要ナル學術ノ理論及応用ヲ教授シ並
其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及国家
思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス

○沿革略

九州帝国大学ハ明治四十三年十二月設立セラル是ヨリ先既設東京、
京都両帝国大学ノ外更ニ帝国大学ヲ九州ニ設置セントスルノ議朝野
ノ間ニ唱導セラレキ明治三十六年三月勅令第五十四号ヲ以テ京都帝

国大学ノ一分科トシテ福岡医科大学ヲ設置セラレ他日九州帝国大学
タルノ素地ヲ造ルニ至レリ尋テ明治三十七八年戦役ハ大イニ国運ノ
発展ヲ来シ益々大学増設ノ急ヲ促スニ至リシモ戦後ノ財政ハ容易ニ
之ヲ許ササルノ事情ナリシカ時恰モ敷地及建物ノ寄附申出アリシヲ
以テ工科大学増設ニ決シ終ニ明治四十三年九州帝国大学ノ創立ヲ見
ルニ至レリ

明治四十三年

十二月 勅令第四百四十八号ヲ以テ九州帝国大学ヲ設置セラル

○文部省令第三十六号ヲ以テ九州帝国大学工科大学ハ

明治四十四年一月ヨリ開設ノ旨公布セラル

明治四十四年

一月 九州帝国大学工科大学官制実施セラル

三月 勅令第四十三号ヲ以テ九州帝国大学官制ヲ定メラレ九

州帝国大学工科大学官制ヲ廢止セラル ○勅令第四十
八号ヲ以テ工科大学ニ於ケル講座ノ種類及其ノ数ヲ定
メラル ○文部省令第十一号ヲ以テ工科大学ニ土木、

機械、電気、応用化学、採鉱及冶金ノ六学科ヲ置キ九

月ヨリ授業開始ノ旨公布セラル

四月 京都帝国大学福岡医科大学ハ勅令第四十五号附則ニヨ

リ此月一日ヨリ九州帝国大学医科大学トナル ○理学

博士山川健次郎九州帝国大学総長ニ任セラル ○元京

- 都帝国大学福岡医科大学ニ下賜セラレタル
 天皇陛下 皇后陛下ノ御真影ヲ本部ニ転載ス
 大正六年 等ヲ 天覧ニ供ヘ奉ル
 五月 御親署ノ教育勅語ヲ下賜セラル
 七月 九州帝国大学通則及副手規程ヲ定ム
 八月 学生ノ制服制帽ヲ定ム
 大正七年
 九月 此月十一日ヨリ工科大学ノ授業ヲ開始ス
 七月 第七回卒業証書授与式ヲ舉行ス此時特ニ侍従ヲ差遣ハ
 サレ優等卒業生ニ恩賜品ヲ授与セラル
 九月 特待学生ノ制ヲ廃止ス
 十二月 勅令第三百八十八号以テ大学令ヲ公布セラル
 大正二年
 五月 総長理学博士山川健次郎東京帝国大学総長ニ任セラレ
 文部省実業学務局長兼東京帝国大学工科大学教授工学
 博士眞野文二本学総長ニ任セラル
 大正八年
 二月 勅令第十二号ヲ以テ帝国大学令ヲ改正セラル ○勅令
 第十三号ヲ以テ帝国大学及其ノ学部ヲ定メラレ本学ニ
 医学部、工学部、農学部ヲ置カレ従前ノ医科大学、工
 科大学ハ本令ニ依リ各医学部、工学部トナリ明治四十
 三年勅令第四百四十八号（九州帝国大学設置ニ関スル
 件）廃止セラル ○勅令第十七号ヲ以テ本学各学部ニ
 於ケル講座ノ種類及其ノ数ヲ定メラレ明治四十四年勅
 令第四十八号（工科大学ニ於ケル講座ノ種類及其ノ数）
 及明治四十五年勅令第二百二十九号（医科大学ニ於ケル
 講座ノ種類及其ノ数）廃止セラル
 大正四年
 十月 天皇陛下ノ御真影ヲ下賜セラル
 大正五年
 十月 皇后陛下 皇太子殿下ノ御真影ヲ下賜セラル
 十一月 天皇陛下本学ニ行幸アラセラレ工科大学ニ於テ列品室
 実験室陳列品御巡覽アラセラレ天覧所ニ於テ標本実験
 三月 文部省令第十一号ヲ以テ大学規程ヲ定メラル

- 七月 従来毎年此月挙行ノ卒業將賞授与式ヲ廃止ス随テ優等卒業生ニ恩賜品授与ノコトモ廃止セラル
- 大正十二年 四月 文部省告示第二百六十三号ヲ以テ本学内ニ第八臨時教員養成所ヲ置カル
- 五月 久邇宮邦彦王殿下同妃幌子殿下良子女王及信子女王兩殿下 本学ニ台臨アラセラレ工学部ニ於テ工部列品室及農学部陳列品等御巡覽終テ医学部ニ於テ附属医院婦人科学産科学及小児科学病室及陳列品御巡覽アラセラル
- 大正十三年 五月 北白川宮大妃殿下本学ニ 台臨アラセラレ農学部ニ於テ農商学部陳列品室御巡覽終テ医学部ニ於テ附属医院小児科学病室及医学部陳列品御巡覽アラセラル
- 大正十年 九月 勅令第二百二十四号ヲ以テ大正八年勅令第十三号中改正セラレ本学ニ法文学部ヲ置カル ○勅令第二百二十二号ヲ以テ法文学部ニ於ケル講座ノ名称及其ノ数ヲ定メラル
- 大正十一年 四月 農学部ニ附属農場及農場長ヲ置カル
- 二月 文部省令第八号ヲ以テ農学部ニ農芸化学科及林学科ヲ置カル
- 三月 皇后陛下本学ニ行啓アラセラレ医学部ニ於テ特別列品室婦人科学産科学教室病室及小児科学教室病室等御巡覽終テ工学部へ 台臨各教室列品室実験室及農学部列品等ヲ御巡覽アラセラル
- 大正十四年 一月 法文学部規程ヲ制定ス
- 二月 秩父宮雍仁親王殿下本学ニ 台臨農学部ニ於テ土壤及肥料等ノ標本ヲ 台覽アラセラル
- 三月 法文学部本館成リ農学部内ノ同学部事務所ヲ之ニ移ス

大正十五年

三月 総長工学博士眞野文二願ニ依リ本官ヲ免セラレ朝鮮
督府勸業模範場技師兼本学教授農学博士大工原銀太郎
総長ニ任セララル

十一月 天皇陛下大演習御統監ノ為熊本県下へ行幸ノ際本学天
草臨海実験所へ侍從御差遣アラセラル

昭和三年

三月 大正八年以降廃止セラレタル卒業証書授与式ヲ本年ヨ
リ学士試験合格証書授与式トシテ挙行ス

七月 本学通則中改正ス（本学記念日ハ五月十一日トナル）

所ヲ廃止セララル

四月 津屋崎臨海実験所ヲ廃シ熊本県天草郡富岡町ニ臨海実
験所ヲ置ク

七月 総長松浦鎮次郎願ニ依リ本官ヲ免セラレ長崎医科大学
長医学博士高山正雄総長ニ任セララル

十月 天皇陛下 皇后陛下ノ御真影ヲ下賜セラル

十月 田川郡彦山村ニ生物学研究所ヲ設置セラル

昭和四年

九月 総長農学博士大工原銀太郎願ニ依リ本官ヲ免セラレ教
授医学博士後藤七郎総長事務取扱ヲ命セララル

昭和十四年

十一月 総長医学博士高山正雄願ニ依リ本官ヲ免セラレ本学教
授工学博士荒川文六総長ニ任セララル

十月 総長事務取扱医学博士後藤七郎総長事務取扱ヲ免セラ
レ京城帝国大学総長松浦鎮次郎本学総長ニ任セララル

三月 勅令第百十号ヲ以テ大正八年勅令第十三号中改正セラ
レ本学ニ理学部ヲ増設セラル ○勅令第百十一号ヲ以
テ大正八年勅令第十七号中改正セラレ工学部中地質学

昭和五年

十二月 総長松浦鎮次郎貴族院令第一条第四号ニ依リ貴族院議
員ニ任セララル

一講座ヲ削リ数学及力学ニ講座、物理学ニ講座、化学
ニ講座ヲ応用理学ニ講座ニ改メ法文学部ノ次ニ理学部
ヲ加ヘ且ツ講座ノ名称及其ノ数ヲ定メララル

昭和六年

十月 勅令第二百六十六号ヲ以テ本学ニ温泉治療学研究所ヲ
附置セラル

五月 勅令第三百十五号ヲ以テ本学ニ臨時附属医学専門部設
置セラル

昭和十五年

成所設置セラル

四月 勅令第二百六十三号ヲ以テ大正八年勅令第十七号中改

五月 勅令第四百六十三号ヲ以テ農学部中水産学一講座ヲ二

正セラレ理学部ニ物理学、化学、地質学、数学各一講

講座ニ改メラル

座ヲ増設セラル

十月 勅令第六百六十四号ヲ以テ大正八年 勅令第十七号中

五月 農学部ニ蚕糸化学研究所ヲ設置ス

改正セラレ農学部ノ部中水産化学一講座ヲ水産化学ニ

十二月 勅令第八百七十八号ヲ以テ大正八年勅令第十七号中改

昭和十八年

講座ニ改メラル

正セラレ医学部ニ民族衛生学、植民衛生学一講座ヲ増

一月 勅令第五百五十五号ヲ以テ彈性工学研究所官制公布セラ

設シ、工学部中冶金学三講座ヲ冶金学四講座ニ改メラ

ル

ル

昭和十六年

七月 勅令第六百十四号ヲ以テ官制中改正セラレ教授、助教

四月 勅令第四百三十七号ヲ以テ大正八年勅令第十七号中改

授、助手、書記ノ定員増加、各学部講座（講座令ト改

正セラレ工学部ニ通信工学一講座ヲ増設シ航空学四講

正）理学部ノ部ノ中数学三講座ヲ四講座ニ改メラル

座ヲ航空学五講座ニ改メ、農学部ニ水産学、水産科学

九月 文部省告示第七百四十三号ヲ以テ明治三十六年文部省

各一講座ヲ増設シ、理学部中物理学五講座ヲ物理学六

告示第三十号教員無試験検定ニ関スル指定学校名及学

講座ニ、化学四講座ヲ化学五講座ニ、地質学三講座ヲ

科目中「同林学科植物」ノ次ニ「同農業工学科数学、

地質学四講座ニ改メラル

農業」同水産学科動物（主トシテ水産生物学ニ関スル

十二月 勅令第八百八十九号ヲ以テ農学部ニ農業機械学一講座ヲ

科目ヲ修メタル者ニ限ル）植物（同上）化学（主トシ

増設セラル

テ水産化学ニ関スル科目ヲ修メタル者ニ限ル）ヲ加ヘ

昭和十七年

ラル

一月 勅令第二十号ヲ以テ流体力学研究官制公布セラル

十月 勅令第七百六十号ヲ以テ工学部ニ「化学機械学一講座」

二月 文部省告示第五十四号ヲ以テ本学内ニ福岡臨時教員養

ヲ加ヘラル

十一月 勅令第八百七十八号ヲ以テ理学部ノ中「数学四講座」

ヲ「数学五講座」ニ改メラル

昭和十九年

三月 勅令第二百号ヲ以テ「附属工業専門部」ヲ設置セラル

尚「臨時附属医学専門部」ヲ「附属医学専門部」トシ

「主事」ヲ「部長」ニ改メラル学生主事及学生主事補

ノ定員ヲ各々五人ニ改メラル

四月 達第六号ヲ以テ本学通則中改正サラル

五月 勅令第三百五十四号ヲ以テ木材研究所官制公布セラル

【注意】——在学年限ノ臨時短縮ニ伴ヒ本学通

○通則

則及学部規則中学年、学期、休業日、学科
目、学科課程及試験ニ関スル事項ニ付臨時
変更アリ。次項「在学年限ノ臨時短縮ニ伴
フ規程」ニ就キ之ヲ了知スベシ。

第一章 学年、学期及休業

第一条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第一条ノ二 学年ハ学部規程ニ別段ノ定アル場合ノ外之ヲ分チテ左

ノ二学期トス

第一学期 四月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル

第二学期 十一月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル

第二条 左ニ記載スル日ハ休業トス

日曜日

神武天皇祭 四月三日

天長節 四月二十九日

九州帝国大学記念日 五月十一日

秋季皇靈祭 秋分日

神嘗祭 十月十七日

明治節 十一月三日

新嘗祭 十二月二十三日

大正天皇祭 十二月二十五日

新年拝賀式 一月一日

元始祭 一月三日

紀元節 二月十一日

春季皇靈祭 春分日

第三条 春季、夏季ノ休業日ハ左ノ如シ

春季休業 四月一日ヨリ同月十日ニ至ル

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬期休業 十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

第四条 休業中ト雖モ見学又ハ実習ヲ為サシムルコトアルヘシ

第二章 学部

第一節 学生

第一 入学

第五条 入学ハ学年ノ始トス

第六条 学部ニ入学ヲ許スヘキ者ハ左ノ如シ

一、高等学校高等科ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力アル者

二、学部ニ於テ臨時施行スル学力検定試験ニ合格シタル者但シ此ノ試験ハ時宜ニ依リ高等学校ニ委託スルコトアルヘシ

第七条 医学部、工学部、農学部及理学部ニ在リテハ高等学校及学習院ノ高等科理科ヲ法文学部ニ在リテハ同文科ヲ卒業シタル者ハ他ノ入学志望者ニ先立チ入学ヲ許可ス

前項志望者ノ数学部收容予定人数ヲ超過スルトキハ学部ニ於テ選抜試験ヲ行ヒ入学者ヲ定ム

第八条 前条ノ志望者ヲ入学セシメタル後尚欠員アル場合ニ於テハ左ニ掲クル者ニ入学ヲ許可ス

一、医学部、工学部、農学部及理学部ニ在リテハ高等学校及学習院ノ高等科文科ヲ卒業シタル者

二、法文学部ニ在リテハ高等学校及学習院ノ高等科理科ヲ卒業シタル者

三、学力検定試験ニ合格シタル者

前項志望者ノ数欠員ニ超過スルトキハ前条第二項ノ例ニ依ル

第八条ノ二 前二条ノ入学志望者ニ就キ学部ニ於テ必要アリト認ムルトキハ入学志望者ノ数学部收容予定人員ヲ超過セサル場合ト雖モ銓衡ノ上入学者ヲ定ムルコトヲ得

第九条 大学ニ於テ試験ニ合格シ学士ト称スルコトヲ得タル者入学

ヲ請フトキハ第七条ニ該当スル入学志望者ヲ收容シ尚欠員アル場合ニ限り他ノ入学志望者ニ先立チ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第九条ノ二 本学学生ニシテ退学シタル者再ヒ同一学部ニ入学ヲ請フトキ及他ノ帝国大学又ハ官立大学学生ニシテ同一学部ニ転学ヲ望ム者ハ欠員アル場合ニ限り入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第九条ノ三 大学令ニ依リ他ノ大学附属大学予科ヲ卒業シタル者ハ場合ニ依リ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第十条 入学志望者ハ二月十五日迄ニ願書ヲ当該学部長ニ差出スヘシ但シ期限後ト雖モ授業上差支ナキトキハ願書ヲ受理スルコトアルヘシ

前項ノ願書ニハ履歴書及ヒ医師ノ体格検査書ヲ添付シ高等学校卒業者ニ在リテハ当該高等学校学習院卒業者ニ在リテハ同院ヲ経テ差出スヘシ

第十一条 入学志望者ハ総テ検定料金拾円ヲ納付スヘシ第六条第二号ノ学力検定試験ヲ要スル者ハ更ニ学力検定料トシテ金拾円ヲ納付スヘシ既納ノ検定料及学力検定料ハ本人ノ都合ニ依リ入学願ヲ取消スコトアルモ之ヲ還付セス

第十二条 入学ヲ許可セラレタル者ハ総テ入学金五円ヲ納付スヘシ

入学科ヲ納付セサル者アルトキハ第三十二条ノ規定ヲ準用ス

第十三条 入学ヲ許可セラレタル者ハ保証人一人ヲ設クヘシ

保証人ハ父又ハ兄トシ父兄ナキトキ若ハ已ムヲ得サル事情アルトキハ内地ニ居住スル成年ノ男子ニシテ学部長ニ於テ適當ト認メタル者ニ限ル

保証人ハ保証書並ニ入学者ノ戸籍抄本ヲ差出シ在学中ニ係ル一切ノ事件ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス

第十四条 保証人居所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ直ニ届出ツヘシ
第十五条 保証人死去シ又ハ其ノ資格ヲ失フトキハ更ニ第十三条ノ手續ヲ経ヘシ

第十六条 入学者ハ本学ニ於テ定メタル方式ニ依リ専心勤学ノ宣誓ヲ為スコトヲ要ス
故ナクシテ宣誓ヲ為ササル者ニ対シテハ総長之ニ退学ヲ命ス

第十七条 入学者ハ入学料ヲ納付シ保証書ヲ差出シタル後ニ非サレハ講義、実験ニ出席シ及圖書ヲ閲覧スルコトヲ得ス

第二 授業

第十八条 学生ノ授業ニ関スル規定ハ学部ニ於テ之ヲ定ム

第十九条 学生ハ他ノ学部ノ科目ヲ学修スルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ所属学部長ヲ経テ当該学部長ノ許可ヲ受クヘシ

第三 休学、転学、退学

第二十条 疾病ニ因リ三月以上修学ヲ中止セントスルトキハ医師ノ診断書ヲ添付シ学部長ニ願出テ其ノ許可ヲ受ケ休学ヲ為スコトヲ

得

本学ニ於テ施行スル身体検査ノ結果結核性疾患ニ依リ療養ヲ要スト認メラレタル者ハ学部長之ニ休学ヲ命スルコトヲ得

第二十一条 兵役ニ服スル者ハ其ノ現役又ハ応召中前条ニ準シテ休学シ満期後直チニ復学スルコトヲ得

第二十一条ノ二 休学ハ兵役ニ服スル場合及第二十条第二項ノ場合ヲ除クノ外一年以上ニ亘ルコトヲ得ス但シ特別ノ事情アル者ニハ学部長ハ尚一年以内ノ休学ヲ許可スルコトアルヘシ
休学期間内ト雖モ其ノ事故已ムトキハ学部長ハ願ニ依リ復学ヲ許スコトアルヘシ

第二十二条 他ノ大学ニ転学セントスルトキハ其ノ理由ヲ詳記シ学部長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ
前項ノ許可ヲ与ヘタルトキハ其ノ学籍ヲ除ク

第二十三条 疾病其ノ他ノ事故ニ依リ成業ノ見込ナシト認定シタルトキハ学部長ハ総長ノ許可ヲ経テ之ニ退学ヲ命スルコトヲ得

第二十四条 退学セントスルトキハ保証人連署ノ上学部長ニ願出ツヘシ

第四 試験

第二十五条 試験ハ学部ノ規定スル所ニ依リ之ヲ行フ

第五 合格証書、称号

第二十六条 大学令第十条ニ依リ一定ノ試験ヲ受ケ之ニ合格シタル

者ニハ合格証書ヲ付与ス

第二十七条 前条ノ合格者ハ左ノ區別ニ從ヒ称号ヲ用フルコトヲ得

医学部 医学士

工学部 工学士

農学部 農学士

法文学部 受験シタ科目ニ応シ法学士文学士又ハ経済学

士

理学部 理学士

第六 授業料

第二十八条 授業料ハ一学年金百五拾円トシ年二期ニ之ヲ等分シテ納付セシム其ノ每期ノ金額及納付期日ハ別ニ之ヲ定ム

期中中途ニ於テ陸海軍徴集見込ノ者ニ対スル其ノ期ノ授業料ハ月割分納ヲ為サシムルコトヲ得

第二十九条 授業料納期最終日以前ニ於テ休学スル者又ハ前条第二項ノ適用ヲ受ケタル者ノ授業料ハ次月分ヨリ之ヲ免除シ中途復学シタル者ノ授業料ハ当月分ヨリ之ヲ徴収ス

授業料納期最終日以前ニ退学スル者ノ授業料ハ次月分ヨリ之ヲ免除ス

前条第二項及前二項ノ場合ニ於ケル月割徴集額ハ金拾貳円五拾錢トス

第三十条 停学又ハ放學ニ処セラレタル者ニ付テハ其ノ期ノ授業料

ハ之ヲ徴収ス

第三十一条 既納ノ授業料ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セス

第三十二条 授業料ヲ定日以内ニ納付セサル者アルトキハ本人及其ノ保証人ニ催告シ尚納付ヲ怠ルトキハ之ヲ除籍ス

第七 懲戒

第三十三条 学生ニシテ品行修マラス又ハ学業ヲ懈怠シ其ノ他懲罰

ヲ要スト認ムル者アルトキハ総長ハ学部長ヲシテ懲戒ヲ行ハシム

一、譴責

一、停学

一、放學

第二節 外国学生

第三十五条 外国人ニシテ学部所定ノ科目中一科目若ハ数科目ノ学業ヲ受ケントスル者アルトキハ明治三十四年文部省令第十五号ニ依リ之ヲ許可ス

第三十六条 外国学生ニシテ当該学部所定ノ試験ニ合格シタル者ニハ本人ノ願ニ依リ学力ヲ檢定シ高等学校高等科卒業ト同等以上ト認メタルトキハ合格証書ヲ付与スルコトアルヘシ

第三十七条 外国学生ニハ正科生ニ關スル規定ヲ准用ス

第三章 大学院

第一節 学生

第三十八条 大学令第十一条ノ規程年限間大学ノ学部ニ在学シタル

者或ハ之ト同等以上ノ学力アル者ニシテ大学院ニ入ラントスル者ハ研究事項ヲ具シ総長ニ願出ツヘシ総長ハ学部教授会ノ議ヲ經テ之ヲ許可ス但シ必要ト認ムルトキハ学力検定ヲ行フコトアルヘシ

前項ノ入学志望者ハ入学願書ニ履歷書及戸籍抄本ヲ添付シ且入学検定料金貳拾円ヲ納付スヘシ但シ既納ノ入学検定料ハ本人ノ都合ニ依リ入学願ヲ取消スコトアルモ之ヲ還付セス

第三十九条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料金拾円ヲ納付スヘシ既納ノ入学料ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セス入学料ヲ納付セサル者アルトキハ第五十一条ノ規定ヲ準用ス

第四十条 大学院学生ハ当該学部長ヲシテ之ヲ監督セシム

第四十一条 大学院学生ノ在学期ハ二箇年トス但シ研究ノ必要ニ依リ在学延期ヲ願出ツル者アルトキハ総長ハ学部教授会ノ議ヲ經テ三箇年以内一年毎ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第四十二条 大学院学生ノ指導ハ学部教授会ノ議ヲ經テ総長ノ選定シタル教官ノヲ担任ス

教授会ニ於テ研究上必要ト認ムルトキハ総長ノ選定シタル他ノ学部又本学ニ附置セラレタル研究所ノ教官ヲシテ之ヲ指導ヲ為サシムルコトアルヘシ

第四十三条 大学院学生ハ当該学部内又ハ本学ニ附置セラレタル研究所内ニ於テ研究ニ従事スヘシ

第四十四条 大学院学生ハ本学所在地以外ニ居住シ又ハ他ノ業務ニ

従事スルコトヲ得ス但シ当該学部ノ教務ニ従事シ又ハ評議會ニ於テ研究上必要ト認メタル場合若ハ兵役ニ服スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四十五条 大学院学生ハ指導教官及担任教官ノ承認ヲ經テ学部ノ講義又ハ実験ニ出席スルコトヲ得

第四十六条 大学院学生ハ在学二年ノ終ニ於テ其ノ研究成績ヲ指導教官及当該学部長ヲ經テ総長ニ報告スヘシ但シ在学延期ヲ許可セラレタル者ハ一年毎ニ之ヲ報告スヘシ

第四十七条 大学院学生ニシテ学位ヲ得ント欲スル者ハ其ノ研究事項ニ就キ論文ヲ総長ニ提出シヘシ

前項論文ノ審査ハ学部教授会ニ於テ之ヲ行ハシム但シ必要アリト認ムルトキハ特ニ試験ヲ行ハシム

第四十八条 大学院学生ハ研究科トシテ一年金百円ヲ納付スヘシ

研究科ハ在学第一年ニ於テハ入学ノ際ニ在学第二年以後ニ於テハ入学ノ月ニ相当スル月ノ末日迄ニ之ヲ納付スヘシ

既納ノ研究料ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セス

第四十九条 大学院学生ニシテ兵役ニ服スル者ハ其ノ服役中研究料ヲ免除ス但シ既納ノ分ハ之ヲ還付セス

前項ノ月割徴収額ハ金八円五拾銭トス

第五十条 特ニ奨励ヲ加フヘキ事項ヲ研究スル者ハ評議會ノ議ヲ經

テ第四十八条ノ研究料ヲ免除シ又ハ研究ニ要スル相当ノ費用ヲ給
与スルコトアルヘシ

第五十一条 大学院学生ニシテ研究料納付ノ義務ヲ怠ル者ハ之ヲ除
籍ス

第五十二条 大学院学生ニシテ第四十三条、第四十四条及第四十六
条ノ規定ニ違反スル者若ハ品行修マラス又ハ研究ノ成績不良ニシ
テ其ノ目的ヲ達スルコト能ハスト認メタル者ハ学部教授会ノ議ヲ
経テ之ヲ除籍ス

第五十三条 大学院学生退学セントスルトキハ学部長ヲ経テ総長ニ
願出ツヘシ

第五十四条 第十六条ハ之ヲ大学院学生ニ適用ス

第二節 特選給費学生

第五十五条 大学院学生中学力優秀志操堅固ニシテ永ク學術ノ攻究
ニ従事セントスル者若干名ヲ選抜シテ研究料ヲ免除シ学費ヲ給与
シ大学院ニ於テ研究ヲ為サシム之ヲ特選給費学生トス

第五十六条 学部長ハ当該学部教授会ノ議ヲ経テ特選給費学生タル
ニ適當ノ者ヲ選抜シテ之ヲ総長ニ推薦シ総長ハ評議會ノ議ヲ経テ
之ヲ定ム

第五十七条 学資ハ月額金九拾円以内トシ一年間之ヲ給与ス但シ必
要アル場合ニ於テハ評議會ノ議ヲ経テ更ニ期間ヲ定メ之ヲ継続ス
ルコトヲ得

第五十八条 特選給費学生ハ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得ス

第五十九条 総長ハ学部長ノ申請ニ依リ特選給費学生ニ副手ヲ囑託
スルコトアルヘシ

第六十条 特選給費学生ニシテ其ノ資格ニ欠クル者アルトキハ総長
ハ評議會ノ議ヲ経テ之ヲ免ス

第六十一条 本節ニ掲クルモノノ外ハ第一節ノ規定ニ依ル

第三節 特別研究生

第六十二条 昭和十八年文部省令第七十四号ニ依リ大学院ニ特別研
究生ヲ置ク

第六十三条 特別研究生ハ之ヲ第一期及第二期ニ分チ其ノ研究年限
ハ第一期二年、第二期三年トス

第六十四条 特別研究生タラントスル者ハ研究事項ヲ具シ大学院特
別研究生選定願ニ履歷書、戸籍抄本ヲ添付シ総長ニ願出ツヘシ但
シ現ニ本学大学院学生タル者ハ戸籍抄本ノ添付ヲ要セス特別研究
生ノ員數、願書提出ノ時期等ハ其ノ都度之ヲ定ム

第六十五条 総長ハ前条ノ志望者ニ就キ關係学部長ヲシテ銓衡セシ
メ評議會ニ於テ審議ノ上文部大臣ノ認可ヲ経テ第一期ノ特別研究生
ヲ選定ス

前項ノ銓衡ニ当リ学部長ハ口頭試問及身体検査ヲ施行スルコトヲ
得

第六十六条 第二期ノ特別研究生ハ第一期ノ研究年限ヲ了ヘタル者

ニ就キ其ノ研究事項、研究成績及指導教官ノ意見ニ基キ前条ノ規定ニ準シテ之ヲ選定ス

第六十七条 第一期ノ特別研究生ニ対シテハ学資トシテ月額金九拾円ヲ給与ス

引続キ休学三月以上ニ涉リタルトキハ前項ノ学資ハ第四月以降月額金四拾五円トス

第六十八条 特別研究生疾病其ノ他ノ事故ニ依リ休学セントスルトキハ指導教官及当該学部長ヲ経テ総長ニ願出ツヘシ事故已ミ復学セントスルトキ亦同シ

休学ノ期間ハ研究年限ニ之ヲ算入セス

第六十九条 特別研究生ハ研究期間満了マテニ其ノ研究成績ヲ指導教官及当該学部長ヲ経テ総長ニ報告スヘシ但シ機密ヲ要スルモノアルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七十条 特別研究生其ノ研究ヲ怠リ又ハ研究ヲ繼續セシムルニ適セスト認メタルトキハ総長ハ指導教官及当該学部長ノ意見ヲ徴シ評議會ノ議ヲ経テ文部大臣ノ指示ヲ受ケ特別研究生ノ選定ヲ取消スコトアルヘシ

第七十一条 昭和十八年文部省令第七十四号第十六条ノ規定ニ依リ償還スヘキ学資及研究費ノ額ハ左ノ各号ノ定ムル所ニ依ル

一、学資ハ特別研究生タリシ期間ニ現ニ支給シタル額

二、研究費ハ月額金式拾円トシ特別研究生タリシ月数ニ応シ計算

シタル額但シ休学ノ月数ハ特別研究生タリシ月数ニ之ヲ算入セス

第七十二条 第四十条、第四十二条、第四十三条、第四十四条（但書ヲ除ク）及第四十五条ノ規定ハ之ヲ特別研究生ニ適用ス

第四章 選科生

第七十三条 農学部及法文学部所定ノ科目中一科目若ハ教科目ヲ選択シテ修学セントスル者アルトキハ設備ニ差支ナキ限リ選科生トシテ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第七十四条 選科生ノ入学ニ関スル規定ハ学部ニ於テ之ヲ定ム

第七十五条 本章規定ノ外ハ総テ正科生ニ関スル規定ヲ準用ス

第五章 専攻生

第七十六条 本学学部ニ於テ特殊事項ニ就キ攻究セントスル者アルトキハ設備ニ差支ナキ限リ専攻生トシテ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第七十七条 医学部ニ於テ攻究ヲナサントスル者ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ニ限ル

一、医師、歯科医師及其ノ資格アル者

二、大学令ニ依ル大学、文部省直轄諸学校及専門学校令ニ依ル学校ヲ卒業シタル者

三、医学部長ニ於テ適當ナリト認メタル者

第七十八条 工学部、農学部、法文学部及理学部ニ於テ攻究ヲナサ

ントスル者ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ニ限ル

一、大学令ニ依ル大学及専門学校令ニ依ル学校ヲ卒業シタル者

二、当該学部長ニ於テ適當ナリト認メタル者

第七十九条 専攻生タラントスル者ハ入学願書ニ攻究事項ヲ具シ履

歴書及検定料金拾円ヲ添ヘ当該学部長ニ願出ツヘシ

第八十条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科金五円ヲ納付スヘシ

第八十一条 入学期ハ每学期ノ始トス但シ特別ノ事情アル者ハ此ノ限りニ在ラス

第八十二条 専攻生ノ指導教官ハ当該学部教授会ノ議ヲ経テ学部長之ヲ決ス

第八十三条 専攻生ハ指導教官及担任教官ノ承認ヲ経テ学部ノ講義又ハ実験ニ出席スルコトヲ得

第八十四条 専攻生ハ其ノ攻究成績ヲ指導教官ヲ経テ当該学部長ニ差出スヘシ其ノ時期ハ指導教官之ヲ指定ス

第八十五条 攻究料ハ一年金百円トシ第二十八条ノ例ニ依リ之ヲ前納セシム

既納ノ攻究料ハ之ヲ還付セス

第八十六条 兵役ニ服スル者其ノ服役中攻究料ヲ免除ス

前項ノ月割徴収額ハ金八円五拾銭トス

第八十七条 攻究ニ要スル特別ノ費用ハ専攻生ノ自弁トス

第八十八条 特ニ奨励ヲ加フヘキ事項ヲ攻究スル者ハ当該学部長ニ

於テ総長ノ認可ヲ経第八十五条ノ攻究料ヲ免除スルコトヲ得

第八十九条 専攻生ニシテ相当ノ攻究ヲナシタリト認ムル者ニハ当該学部長ハ証明書ヲ授与スルコトアルヘシ

第九十条 専攻生退学セントスルトキハ学部長ニ願出ツヘシ

第九十一条 攻究料ヲ納付セサル者、体面ヲ汚シタル者、攻究ヲ怠ル者及疾病其ノ他ノ事故ニ依リ攻究ノ目的ヲ達スルコト能ハスト認メタル者ハ之ヲ除籍ス

第六章 聴講生

第九十二条 工学部、法文学部及理学部ニ於テ相当ノ学力アリト認メタル者ニシテ所定ノ科目中一科目若ハ数科目ヲ選ヒ聴講セントスル者アルトキハ設備ニ差支ナキ限り学期毎ニ聴講生トシテ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第九十三条 聴講生ノ授業ニ関スル規定ハ学部ニ於テ之ヲ定ム

第九十四条 聴講料ハ每学期工学部及理学部ニ於テハ一科目法文学部ニ於テハ一単位ニ相当スル授業ニ付金拾円トシ之ヲ前納セシム
既納ノ聴講料ハ之ヲ還付セス

第七章 奨学資金

第九十五条 大学院及学部学生ニ給費又ハ貸費ヲ為シ若ハ金員又ハ物品ヲ賞与シ其ノ他奨学ノ為ニ資金ヲ寄附セントスル者アルトキハ之ヲ許可スルコトアルヘシ

奨学資金ハ寄附者ノ指定スル名義ヲ付スルコトヲ許可スルコトアルヘシ

第九十六条 寄附者ハ給費貸費又ハ賞与ヲ付スヘキ学科ヲ指定シ及給費又ハ貸費ヲ受ケタル学生ヲシテ或ル期間相当ノ報酬ヲ以テ一定ノ事業ニ従事セシムルコトヲ条件トスルコトヲ得

第九十七条 給費又ハ貸費ハ学力優等品行方正ニシテ学資支弁ノ途ナキ学生ニ二年以内ヲ期シ年額四百八拾円以内ヲ給費又ハ貸付スルモノトス但シ寄附者ニ於テ其ノ額ヲ指定スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九十八条 給費又ハ貸費ヲ受ケント欲スル者ハ其ノ理由ヲ具シ学部長ヲ経テ総長ニ願出ツベシ貸費ノ許可ヲ受ケタルトキハ身元確實ナル保証人二名(内一名ハ福岡市内又ハ附近町村居住者ニ限ル)

ト連署ノ上別ニ定ムル書式ニ依リ証書ヲ総長ニ差出スヘシ
第九十九条 休学ヲ為シタル者ニハ其ノ休学期間給費又ハ貸費ヲ停止スルコトアルヘシ

第一百条 停学ニ処セラレタル者ニハ給費又ハ貸費ヲ罷ム

第一百一条 貸費ヲ受ケタル者ハ修学ヲ終リタル後一年ヲ経過シタル翌月ヨリ起算シ其ノ貸費ヲ受ケタル年月ニ二倍スル期間二月賦ヲ以テ返納スヘシ

但シ自己ノ都合ニ依リ月賦額以上ノ割合ヲ以テ返納シ又ハ一時ニ全部ヲ返納シ若ハ本項所定ノ期限前ヨリ返納シ始ムルコトヲ得

第一百二条 已ムヲ得サル事情ニ因リ貸費返納ノ延期ヲ願出ツル者アルトキハ総長之ヲ許可スルコトアルヘシ

第一百三条 貸費ヲ受ケタル者放学ニ処セラレタルトキハ其ノ金額ヲ即時返納セシム

第一百四条 貸費ヲ受ケタル者願ニ依リ退学シタルトキハ其ノ金額ヲ即時返納セシム但シ事情ニ因リ第一百一条ノ規定ニ準シ返納セシムルコトアルヘシ

第一百五条 貸費ヲ受ケタル者死亡シ又ハ不治ノ疾病ニ罹リ恢復ノ見込ナキトキハ総長ハ貸費ノ全部又ハ一部ノ返納ヲ免除スルコトアルヘシ

附 則

本改正規定ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十九年三月三十日以前ノ入学ニ係ル者ノ授業料、研究料、攻料及聴講料ノ額ハ仍従前ノ例ニ依ル但シ月割徴収ノ要アル場合ニ於テハ其ノ月割額ハ授業料ニ在リテハ金拾円、研究料及攻料ニ在リテハ金六円五拾銭トス

○在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ伴フ臨時規程

第一条 昭和十六年勅令第九百二十四号第一条ニ依ル在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ対シ本学通則及学部規程中学年、学期、休業日、入学、学科目、学科課程及試験ニ関スル事項ニ付テ

ハ当分ノ内本規程ニ抛ルモノトス但シ本規程ニ別段ノ定ナキモノ
ニ付テハ夫々通則及学部規程ヲ適用若ハ準用ス

第二条 昭和十八年度学年ハ昭和十七年十月一日ニ始リ昭和十八年
九月三十日ニ終ル

昭和十九年度以降ノ学年モ亦之ニ準ス

第三条 学年ハ之ヲ分子テ左ノ二学期トス

第一学期 自十月一日 至翌年三月三十一日

第二学期 自四月一日 至九月三十日

第四条 左ノ期間ニハ授業ヲ行ハス実習若クハ鍛錬等ヲ行フモノト
ス

春季 自三月十六日 至三月三十一日

夏季 自七月十一日 至八月二十日

冬季 自十二月二十六日 至翌年一月七日

第五条 通則第十条第一項、医学部規程第十七条第二項、工学部規
程第四条、農学部規程第七条及第十九条ニ依ル入学願書提出期限

ハ毎年別ニ之ヲ定ム

第六条 授業科目及標準授業時間數ハ医学部ニ於テハ別表ニ依リ其
ノ他ノ学部ニ於テハ各当該学部規程ノ定ムルトコロニ依ル

第七条 工学部規程第十二条ニ依ル科目試験申出ノ期間ハ第一学期
ニ於テハ二月二十五日、第二学期ニ於テハ七月十日トス

同規程第十三条ニ依ル試験施行ノ期間ハ三月六日ヨリ同月十五日

迄及九月六日ヨリ同月二十日迄トス

同規程第十九条ニ依ル論文試験ハ九月中ニ之ヲ行フ

第八条 法文学部規程第十一条及第十二条ニ依ル論文提出ノ期限ハ
毎年二月十五日及八月二十五日トス

同規程第十四条ニ依ル試験ハ三月及九月ニ於テ之ヲ行フ

附則

本規程ハ昭和十七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

一、宣誓式

本学通則第十六条ノ規定ニヨル宣誓ヲ為サシムルタメ学年始ニ於
テ新入学生生徒ノ宣誓式ヲ舉行ス宣誓式ニ於テ学生總代ノ朗誦
スル誓詞ハ次ノ通り

学部学生誓詞

誓 詞

生等謹ミテ茲ニ姓名ヲ記シ大学令第一条ノ趣旨ヲ体シテ本学ノ
規則ヲ守リ學術ヲ究メ身心ヲ練リ以テ皇恩ノ万一ニ報イ奉ラン
コトヲ誓フ

年 月 日

九州帝国大学何学部入学学生總代 何 某

大学院学生誓詞

誓 詞

生等謹ミテ茲ニ姓名ヲ記シ大学令第一条ノ趣旨ヲ体シテ専心所

選ノ學術ヲ攻究シ以テ皇恩ノ万ニ報イ奉ランコトヲ誓フ

年月日

九州帝国大学大学院入学生生総代 何 某

専門部生徒誓詞

誓 詞

生等謹ミテ茲ニ姓名ヲ記シ本学ノ規則ヲ守リ学芸ヲ修メ身心ヲ
練リ以テ皇恩ノ万ニ報イ奉ランコトヲ誓フ

年月日

九州帝国大学附属医学（工業）専門部入学生生総代 何 某

一、日本文化講義

日本文化講義ハ左記要旨ニ基キ昭和十一年ヨリ開始セラレタルモ
ノニシテ、本学ニ於テハ其ノ開催回数既ニ百回ヲ超ヘタリ。学生
生徒ハ本講義ノ趣旨ヲ理解シ、進ンデ出席聴講スルヲ要ス。

要旨—大学並ニ直轄ノ高等専門学校ノ学生生徒ニ対シ各方面ヨ
リ広ク日本文化ニ関スル講義ヲ課シ以テ国民的性格ノ涵養及日
本精神ノ発揚ニ資スルト共ニ日本文化ニ関スル十分ナル理解体
認ヲ得シメ之ヲ創造発展ニ寄与スヘキ気魄ト信念トヲ涵養セシ
ムルヲ以テ目的トス

一、授業料

昭和十九年度入学生ノ授業料ハ左ノ通区分シ之ヲ納付セシム

（昭和十八年度以前ハ百貳拾円）

前期分（自四月一日分） 金七拾五円
至九月三十日分

後期分（自十月一日分） 金七拾五円
至翌年三月三十一日分

納付期日ハ四月及十月トシ其ノ月一日ヨリ十五日迄トス

医学部学生ノ便宜ヲ計リ授業料受領ノ為メ日時ヲ定メテ医学部事

務室ニ会計課ヨリ掛員出張ノ管ナリ、其ノ日時ハ随時揭示ス

授業料ヲ定日内ニ納付セサルトキハ催告セラレ尚納付ヲ怠ルトキ
ハ除籍ノ処分ヲ受クルニ依リ特ニ注意スルコト

一、興学会費及学部会費

一時金五拾円（入会金五円、会費十五円、保健費参拾円）ヲ入学
ノ際納付ノコト（但シ医学部学生ハ保健費参拾五円ニ付五拾五円）

右ノ外ニ医学部ニ躬行会、工・農各学部ニ同窓会、法文学部ニ法
文会、理学部ニ相信会アリ医学部ハ会費四ケ年分金拾五円（入会
金共）ヲ一時ニ授業料ト同時ニ入学ノ際、工学部ハ在学中ノ会費
トシテ金五円ヲ入会金五円ト共ニ第一回授業料ト同時ニ、農学部
ハ会費三ケ年分金五円ヲ入学ノ際、基本金トシテ一時金五円ヲ卒
業ノ際、法文学部ハ会費金拾五円ヲ、理学部ハ会費三ケ年分金拾
円ヲ入学ノ際出金ノコト

一、示達及通告

示達及通告ハ所定ノ場所ニ揭示シタル以上一般ニ了知セラレタル
モノト看做サルルニヨリ常ニ揭示場ニ注意ノコト

一、学生証

- 一、学生ハ入学ノ初メ各学部事務室ヨリ学生証ノ交付ヲ受クヘシ
- 一、本証ハ登学ノ際必ス携帯スヘシ
- 一、本証ハ本学職員ノ請求アリタル場合ハ何時ニテモ之ヲ告示スヘシ

一、本証ヲ以テ本学附属図書館閲覧票ニ充ツ

一、本証ハ他人ニ貸与スルヲ許サス

一、本証ヲ紛失シタルトキハ直チニ当該学部ニ届出ツヘシ

一、卒業、退学等ニ依リ学籍ヲ離レタルトキハ直ニ返納スヘシ

一、本証再交付ヲ求ムル場合ハ手数料金壹円ヲ納ムヘシ

一、ソノ年度ノ検印ナキハ無効トス

一、国民体力法ニ依ル体力検査並ニ身体検査

一、国民体力法制定ノ趣旨

国民ノ体力ハ国家活動ノ本源ニシテ我國民ノ現状ヨリ鑑ミルモ速カニ国民体力ノ向上ヲ図ルハ刻下ノ要務ナリ、依テ、政府ニ於テハ昭和十五年四月本法ヲ制定シ國民ノ体力ヲ管理スルコトトナシ、昭和十七年二月ニハ被管理者ノ範囲ヲ拡大シ、帝国臣民タル年齢二十六年未満ノ男子（其ノ年十一月三十日ニ於テ年齢二十六年未満ノ者但シ、陸海軍軍人・応召者・陸海軍ノ学生生徒ヲ除ク）ハ公法上ノ義務トシテ本体力検査ヲ受クヘキコトトナレリ。

二、体力検査及身体検査

本学学生生徒ハ毎年四月一日ヨリ六月三十日迄ノ期間内ニ同時ニ施行スル体力検査並ニ身体検査ヲ受検スヘシ。

病氣其ノ他ノ事由ニ依リ体力検査並ニ身体検査ノ受検不可能ナル者ハ、所定ノ不参届（診断書添付ノコト）ヲ提出スヘシ。

正当ノ事由ナクシテ体力検査並ニ身体検査ヲ受検セサル者ハ相当ノ処分ヲナサレルニ付キ注意スヘシ。

三、体力手帳

イ、体力検査ヲ受ケタル者ニハ体力手帳ヲ交付ス

ロ、体力手帳ニハ左ノ事項記載セラレ

- 1 毎年ノ体力検査ノ結果
 - 2 体力向上ニ関スル指示ニ基キ措置ヲ受ケシトキ
 - 3 療養ニ関スル処置命令ニ基キ医師ノ診断ヲ受ケシトキ
 - 4 保健所・国民体力管理医等ニテ健康診断又ハ保健指導ヲ受ケシトキ
 - 5 種痘其ノ他ノ予防接種ヲ受ケシトキ
 - 6 『ツベルクリン』反応又ハ血液其ノ他ノ検査ヲ受ケシトキ
 - 7 体力章検定ヲ受ケシトキ
- ハ、体力手帳ハ次ノ如キ場合ニ之ヲ必ス提示スヘシ
- 1 体力検査ヲ受クルトキ

2 国民体力管理医ニ就キ療養ノ指導ヲ受クルトキ

3 徴兵検査其ノ他法令ニ依ル健康診断ヲ受クルトキ

4 入営入隊ノ場合

二、体力手帳ハ滿二十六年迄之ヲ大切ニ保存スル義務アリ、尚

其ノ後ニ於テモ一生ノ健康上ノ履歴トシテ保存スルヲ可

トス

ホ、体力手帳ヲ毀損又ハ滅失シタルトキハ其ノ理由ヲ具シ再交

付願ヲ差出スヘシ

一、医療施設ニ関スルコト

学生診療所ハ從來本学構外隣接地ニ設ケアリタルモ、ソノ設備機
構ノ充実ヲ図ルタメ移転準備中ナリ。移転完了シ診療開始セラ
ルマテ左ノ通り定ム

一、医学部附属医院、操内科、楠内科、澤田内科、石山外科、友

田外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、精神科、眼科、耳鼻咽

喉科、齒科、放射線科ニ学医ヲ嘱託シアリ、学生生徒ノ診療ノ

需ニ応ス

二、診察ハ無料トシ薬剤ハ実費ヲ以テ交付ス

三、学医ノ診療ヲ乞ハントスルモノハ学生課又ハ医学部内学生課

分室ニ於テ受診券ノ交付ヲ受ケ、診療時間、場所其他詳細ニツ

キ係員ノ指示ヲ受ケルコト

一、身分証明書及在学証明書ヲ受ケル手續

所属学部長宛願書ヲ認メ各学部事務室ニ提出ノコト

一、身分ノ異動

右ニ関シテハ所属学部ニ届出ツルコト

一、退学、休学、復学、転学

右ニ関シテハ所属学部長ニ願出テ許可ヲ受ケルコト

一、学内団体及集会ニ関スルコト

一、学内団体ハ本学学生生徒及本学関係者ノミヲ以テ組織スルモ
ノトス、前項ノ団体ヲ設立セントスルトキハ設立者ハ本学教授、
助教、講師（已ムヲ得サル場合ハ学生課ニ於テ適當ト認メタ
ルモノ）ノ中ヨリ指導責任者一名以上ヲ定メ別項ニヨリ責任者

学生二名以上連署ヲ以テ学生課ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

二、学内団体力カ機関誌会報等ヲ発行セントスル時ハソノ都度頒布

前二二部宛学生課ニ提出スヘシ

三、学内団体ハ毎年五月中ニ所定ノ用紙ニ左記事項ヲ記入シテ学

生課（医学部ニ在リテハ学生課分室）ニ届出ツヘシ

会員名簿・規則書ノ添付ヲ要ス

願書及届出用紙ハ学生課又ハ学生課分室ニ於テ交付ス

記

一、会ノ名称

二、会ノ目的

三、設立年月日

四、事務所々在地

五、指導者ノ官職氏名印

六、会ノ委員又ハ幹事ノ氏名印

七、会員数

八、会費額

一、揭示手続

学生ニシテ揭示ヲナサントスル者ハ学生課（医学部学生ニ在リテハ同学部内学生課分室）ニ出頭ノ上左記内容ヲ備付ノ帳簿ニ記入シ揭示用紙ニ課印ヲ受クルコト、尚ホ所属学部ノ学生掛、又ハ庶務掛ノ検印ヲ要ス

一、揭示文

一、揭示ノ期間

一、通告者ノ氏名

揭示用紙ハ已ムヲ得サルモノト認ムルモノノ外ハ方二尺以内トス
一、集会所使用

学生集会所ハ二ヶ所アリ、第一集会所ハ医学部構内、第二集会所ハ本学構内、第三集会所（三畏閣）ハ本学構外ニアリ

本学職員、学生生徒ニシテ集会所ヲ使用セントスル者ハ必ス使用日ノ前日迄ニ第一集会所ハ医学部内学生課分室へ、第二・第三集会所（三畏閣）ハ学生課ニ申出テ備付ノ帳簿ニ使用者ノ氏名（二名）、集会ノ要旨、集会人員、使用室番号及年月日時間ヲ記入シテ

学生課長ノ許可ヲ受クルコト、但シ三畏閣ノ使用ニ当リテハ右ノ外集会指導教官ノ捺印セル願書ノ提出ヲ要ス

興学会各部ノ集会其ノ他学生課長ニ於テ適當ト認ムル場合ニ限リ学外ノ者ヲ加フルコトヲ得

学生課長ニ於テ不適當ト認ムル場合ニ於テハ集会所ノ使用ヲ差止メ又ハ使用許可ヲ取消スコトアルヘシ

集会所使用時間ハ午後十時マテトス

一、体育鍛鍊ニ関スルコト

興学会ニ体育鍛鍊ニ関スル諸部ノ設ケアリ、体操・陸上運動・剣道・柔道・弓道・水泳・闘球・行軍山岳・銃剣道・射撃ノ各部並ニ海洋・航空・馬事・機甲ノ各訓練部ヲ具備ス、興学会正会員ハコレヲ鍛鍊部ノ何レカーニ必ス入部セサルヘカラス

トラツクハ本学構内、野球場、ア式蹴球場ハ医学部構内、闘球場ハ本学構内、剣道・柔道・銃剣道・弓道ノ道場ハ本学及医学部構内、水泳プールハ本学構内、庭球ノコートハ各所ニアリ、狭窄射撃場ハ本学構内ニアリ、ヨットハ二十数双名島ノ艇庫内ニ保管セラレアリ使用ニハ掛員ノ許可ヲ要ス

山ノ家ハ大分県玖珠郡飯田村筋湯ニ在リ、三楽台ト称ス、海拔一〇〇米温泉冷泉アリテ風光絶佳ナリ、收容人員約四十名、興学会員ニシテ、修練、鍛鍊ノタメ利用スル者ニ限り宿泊スルコトヲ得、但シ予メ学生課ニ於テ宿泊券ノ交付ヲ受クルコトヲ要ス

一、体力章検定

一、体力章検定ノ目的

青少年ヲシテ自己体力ノ現状並ニ国民体育ノ本義ニ関スル認識ヲ深カラシムルト共ニ体育運動ニ対スル関心ト興味トヲ喚起シ自ラ進ンテ之ヲ日常生活ノ中ニ織込マシメ次代ノ中堅タルヘキ

青少年ノ体力ノ増強ヲ図リ以テ国力ノ根基ヲ培養セントスルヲ目的トス

二、検定種目及級別

イ、基礎検定

| 懸垂 | 運搬 | 投 | 跳 | 走 | | 級別 | | | | | |
|-------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|-------|-------|---------|
| | | | | 種別 | 種別 | 上級 | 中級 | 初級 | 級 | 外 | |
| 懸垂屈臂 | 運搬(五〇米折返一〇〇米) | 手榴弾投 | 走幅跳 | 一〇〇米走 | 二〇〇米走 | 一四秒以内 | 一五秒以内 | 一六秒以内 | 一七秒以内 | 一八秒以内 | 一八・二秒以上 |
| 一二回以上 | 四〇呎 二三秒以内 | 四五米以上 | 四米八〇糎以上 | 七分三〇秒以内 | 七分三〇秒以内 | 九分以上 | 八分以内 | 九分以内 | 一〇分以内 | 一分以内 | 一分一秒以上 |
| 九回以上 | 四〇呎 二六秒以内 | 四〇米以上 | 四米五〇糎以上 | 四米以上 | 四米以上 | 三米八〇糎以上 | 三米五〇糎以上 | 三米以上 | 三米以上 | 三米以上 | 三米以上 |
| 五回以上 | 四〇呎 二九秒以内 | 三五米以上 | 三米以上 | 三米以上 | 三米以上 | 三米以上 | 三米以上 | 三米以上 | 三米以上 | 三米以上 | 三米以上 |
| 四回 | 三〇呎 三〇秒以内 | 三〇米以上 | 三米以上 | 三米以上 | 三米以上 | 三米以上 | 三米以上 | 三米以上 | 三米以上 | 三米以上 | 三米以上 |
| 三回 | 三〇呎 三五秒以内 | 二五米以上 | 三米以上 | 三米以上 | 三米以上 | 三米以上 | 三米以上 | 三米以上 | 三米以上 | 三米以上 | 三米以上 |
| 二回以下 | 三〇呎 三五・一秒以上 | 二四米九糎以下 | 三米以上 | 三米以上 | 三米以上 | 三米以上 | 三米以上 | 三米以上 | 三米以上 | 三米以上 | 三米以上 |

備考 ※運搬：重量物ノ重サヲ合格級ヲ、四〇呎、級外ヲ三〇呎ニシテ百米(五〇米折返)ヲ走ル時間ヲ計時ス

ロ、特殊検定

| 種 | | 目 | | 標準 | | 備考 | |
|---|--|-----|--|-------------|--|-----------------------------------|--|
| 水 | | 距離泳 | | 三〇〇米完泳 | | 静水ニ於テ所定ノ距離ヲ完泳スルモノトス泳形ヲ問ハス | |
| 氷 | | 時間泳 | | 一〇分間泳 | | 流レニ沿ヒ又ハ廻リ或ハ静水ニヨリ所定ノ時間泳クモノトス泳形ヲ問ハス | |
| | | 泳速 | | 一〇〇米二分廿五秒以内 | | 静水ニ於テ所定ノ距離ヲ泳ク速度ヲ計時スルモノトス泳形ヲ問ハス | |

但シ特殊検定ハ随意トス

| 行 | | 軍 | |
|--------------------------------------|--|-------------------------------|--|
| 一四籽行軍 | | 一〇籽疾走行軍 | |
| 五時間以内 | | 一時間以内 | |
| 重量八疋ヲ負重シ所定ノ距離ヲ踏破スルニ要スル時間ヲ計時ス | | 服装ハ輕装トシ所定ノ距離ヲ疾走踏破スルニ要スル時間ヲ計時ス | |
| 右ハ行軍力ノ基本種目トス、但シ実施ノ便宜上左ノ一ツヲ以テ代行スルコトヲ得 | | | |

三、体力章

基礎検定合格者ニハ体力章（上級、中級、初級）ヲ授与セラレ、

特殊検定合格者ニシテ同一年度内ニ更ニ基礎検定ニ合格セル者

ニハ特殊体力章ヲ授与セラル

四、検定実施期

本学ニ於テハ毎年五六月ノ頃若シクハ十、十一月ノ頃検定ヲ実

施ス、尚其ノ都度掲示ヲナスニ付キ周知スヘシ

一、寄宿舎

本学構内ニ小寄宿舎ノ設備アリ各学部ノ学生ヲ收容ス、舎ノ内容

其ノ他詳細ハ学生課ニ照合ノコト

一、奨学資金及各种育英会

学力優等志操堅固ニシテ学資支弁困難ノ学生ニ給貸費ノ制度アリ、

詳細ハ学生課又ハ所属学部学生掛ニ照合ノコト

一、郵便物

学生宛通常郵便物ハ医学部・農学部及法文学部ニアリテハ学生控

所、工学部及理学部ニアリテハ附属各教室ニ配布シ宛名者ノ隨時

受領スルニ任ス

書留郵便物ハ所属学部事務室ニ留置キ宛名者ノ出頭ヲ俟チテ之ヲ交付ス

一、宿所届

宿所ハ所属学部ニ届出ツルコト、又授業料納付ノ際ハ必ス納付書ニ宿所ヲ記入シ、転宿ノ場合ハ其ノ都度直チニ届出ツルコト、之ヲ怠ルトキハ郵便其ノ他通知ノ受領ニ遅延ヲ来シ不都合ヲ生スルコト多シ

一、火元注意

常ニ火元ニ注意シ喫煙ハ指定以外ノ場所ニ於テハ絶対ニナササルコト

一、疑義問合及身上ニ関スル相談

右ノ外授業ニ関スル事項ハ各学部事務室ニ、徴兵上ニ関スル事項ハ学生課ニ問合セノコト、身上ニ相談ニ関スル事項ハ学生課或ハ所属学部学生掛ニ出頭ノ上懇談ノコト

一、教練及兵事要項

本学ノ教練ハ総長ノ指揮監督ノ下ニ必修科目トシテ全学生（満洲国以外ノ外国人及女子ヲ除ク）ニ実施ス
但シ不具者ハ事情ニヨリ術科ハ之ヲ免除スルコトアリ

一、学校教練ノ目的及訓練要綱

一、教練ハ学徒ニ軍事の基礎的訓練ヲ施シ至誠尽忠ノ精神培養ヲ

根本トシテ心身一体ノ実践鍛錬ヲ行ヒ以テ其ノ資質ヲ向上シ国防能力ノ増進ニ資スルヲ以テ目的トス

二、教練ハ其ノ目的達成ノ為左ノ要綱ニ依リ訓練シ其ノ成果ヲ学徒ノ全生活ニ具現実行セシムヘキモノトス

(一) 国体ノ本義ニ透徹シ国民皆兵ノ真義ニ則リ左ノ徳性ヲ陶冶スヘシ

1 礼節ヲ重シ長上ニ服従スルノ習性

2 気節廉恥ノ精神實質剛健ノ氣風

3 規律節制責任觀念堅忍持久濶達敢為協同團結等ノ諸徳

(二) 旺盛ナル氣力鞏固ナル意志強靱ナル身体ヲ鍛錬スヘシ

(三) 皇国民トシテ分ニ応シ必用ナル軍事ノ基礎的能力ヲ体得スヘシ

二、教授要綱及其ノ実施

一、教練ハ学内及其ノ附近ニ於ケル教練、野外演習、及軍事講習ニ分チ、昭和十六年十一月二十七日文部省訓令第三十号ニ示ス
学校教練教授要綱ニ抛リ実施ス

二、教練ハ每週三―四時間宛連続実施ス

時間割其ノ他細部ニ関シテハ必要ノ都度指示スルモ別命ナケレバ常ニ武装ノ上兵器庫前ニ集合スルモノトス

三、教練成績ノ審査及検定

一、教練ハ必修科目トシ其ノ成績ハ独立シテ採点シ他必修学術科

ノ採点ト同様ニ進級又ハ卒業ニ際シ及落ヲ決定ス

二、教練ノ検定ハ左ノ時期ニ於テ実施ス

- 1 卒業時
- 2 中途退学時
- 3 入営ノ為休学時
- 4 転学時

三、左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ教練ノ検定ニ於テ不合格トス(学校教練検定規程第三条)

- 1 正当ノ事由ナクシテ屢々教練ニ欠席シタル者其ノ他教練実施ニ於テ怠慢ナル者
- 2 思想正順ヲ欠ク者又ハ素行不良ナル者ニシテ屢々訓戒ヲ受クルモ改悛セサル者
- 3 前学校ニ於ケル検定ニ合格シタルト否トニ拘ラス其ノ成績不良ナル者

四、教練ニ関スル心得

- 1 教練ニ欠席セントスル者ハ遅クモ当日教練開始迄ニ已ムヲ得サル者ハ成ルヘク速ニ欠席届ヲ提出スヘシ届用紙ハ学部事務室備付ノ正規ノモノノ他葉書其ノ他ノ用紙ニテモ可
- イ 疾病ニ依リ一ヶ月以上ニ亘リ欠席セントスル者ハ医師ノ診断書ヲ添付スヘシ(届用紙ハ所属学部事務室ヨリ受領スヘシ)

ロ 実習其他止ムヲ得サル校務ノ為欠席スル場合ハ欠席届ニ主任教授ノ認印ヲ受クヘシ動員ニテ出勤スル場合モ亦同シ

2 左記事項ニ関シテハ必ス届出ヲナスヘシ

- (1) 本人ノ戸籍ニ異動アリタル時(本籍地変更改姓名等)(附表第一)
- (2) 入(退)営ヲ命セラレタル時(附表第二)
- (3) 退学、復学、休学ヲナシタル時(附表第三)
- (4) 徴兵検査ヲ受ケタル時(附表第四)

3 教練ノ補備教育ハ実施セス

4 服装ハ成ルヘク本学制定ノ教練服ヲ着用スヘシ

教練服ニハ所定ノ氏名札 九六 ヲ其ノ上端ヲ左胸部物

入ノ上縁ニ縫着シ平常ハ物入レニ入レ教練其他必要ノ際ハ外部ニ頭ハスモノトス

5 教練用教科書トシテ入学ノ際左記書籍ヲ購入スヘシ

- (1) 陸軍省兵務局編纂 教練教科書 学科ノ部 一円十五錢
- (2) 歩兵操典
- (3) 作戦要務令 一、二

五、徴兵適齡届(附表第七)

| | | | | | | | | |
|---------|-----|---------|-----|---------|-----|-------|--------------------|--------------------|
| 医 学 部 | 年 齢 | 二 十 三 年 | 年 齢 | 二 十 四 年 | 区 分 | 部 別 | 一 月 二 日 ヨリ 四 月 一 日 | 四 月 二 日 ヨリ 一 月 一 日 |
| | | | | | | 専 門 部 | 迄ノ間ニ出生シタル者 | 迄ノ間ニ出生シタル者 |
| 工、農、理学部 | 年 齢 | 二 十 二 年 | 年 齢 | 二 十 三 年 | | | | |
| | 年 齢 | 二 十 一 年 | 年 齢 | 二 十 二 年 | | | | |

入営ヲ延期スヘキ期間

1 入営延期期間（以下召集延期モ入営延期ニ準ス）
左ノ期間内ニ於ケル所属学部ノ修業年限ノ終期迄

六、入営（召集）延期

| | | | |
|--------|----------|---------------|---------------|
| 昭和二十年 | 昭和十九年十一月 | 大正十三年十一月一日生マテ | 大正十四年十一月一日生ヨリ |
| 昭和二十一年 | 昭和二十年十一月 | 大正十四年十一月一日生マテ | 大正十五年十一月一日生マテ |
| 徴兵適齢年次 | 適齢届出年 | 適齢者出生年月 | |

徴兵適齢者出生年月日等早見表

十二月一日ヨリ同月三十一日迄ノ間ニ満十九年トナル者ハ其ノ年ノ十一月中ニ、一月一日ヨリ十一月三十日迄ノ間ニ満十九年トナル者ハ其ノ前年十一月中ニ徴兵適齢届ヲ戸主ヨリ本籍地ノ市区町村長ニ差出スモノトス

| | |
|---------|---------------------|
| 大 学 院 | 第一期生ハ本学学部ノ規定ヨリ更ニ二年延 |
| 特別 研究 生 | 長第二期ハソレヨリ更ニ三年延長ス |

備考 入営ヲ延期スヘキ期間ノ終期ハ本表ニ掲クル年齢（満）

ニ達スル年ノ十一月三十日迄トス

注意 右表昭和十八年十月現在ニ於テ高校、専門部或ハ学部ニ

在学中ナリシ者ハ右区分ヨリ一年延長サレル

2 入営（召集）延期届

（イ）初メテ入営延期ヲ届出ツル者

左記書類ヲ本籍地ノ聯隊区司令官ニ到着スル如ク本籍地ノ

市町村長ニ提出ノコト

入営（召集）延期届（附表第五）

在学証明書（学部經由ニテ学生課ヨリ発行ス）

提出期日 其ノ年ノ十月十五日迄（年ニヨリ徴兵検査前ニ提出ヲ要スルコトアリ）

（ロ）引続キ修学ノタメ入営（召集）延期ヲ届出ツル者

在学証明書ノミヲ其ノ年ノ十月十五日迄ニ（イ）ニ準シ提出ノコト

3 入営（召集）届

入営（召集）延期中ノ者ニシテ転校・退学・卒業・入営延期期間満了等ニヨリ入営（召集）延期ノ事由止ミタル時ハ三十日以内ニ左記書類ヲ本籍地ノ聯隊区司令官宛本籍地ノ市町村長ニ届出ツルコト

入営（召集）届（附表第六）

卒業或ハ退学証明書

4 入営（召集）延期願

休学其他已ムヲ得サル理由ノタメ修業年限ヲ超ヘテ尚ホ在学中ノモノハ前掲ノ期間内ニ於テ前ニ準シテ入営（召集）延期カ願出テラレ

入営（召集）延期願（附表第六）

在学証明書

滞学証明書（病気休学其他已ムヲ得サル事由ノ為修業年限

ヲ超ヘテ在学スル者ハ事由ヲ具シテ学部經由ニ

テ下附願ヲ提出スヘシ）

医師ノ診断書（現ニ病気休学ノタメ滞学中ノ者ハ右ノ代リ

ニ医師ノ診断書ヲ添付ス）

七、徴兵検査ニ携行スヘキ書類

1 幹部候補生志願者ハ徴兵検査ノ際左記書類ヲ徴兵官ニ提

出ス

(1) 幹部候補生採用願（附表第八）

(2) 幹部候補生志願者學歷一覽表（附表第九）

(3) 卒業証書（成ルヘク卒業証明書ヲ可トス）

(4) 教練検定合格（見込）証明書（或ハ教練参加証明書）（下

附願様式附表第一〇）

(5) 身分証明書（本人作成ノ上市町村長ヨリ証明ヲ受ク）（附

表第一一）

(6) 資格証明書（陸軍補充令第五十四号ノ規定ニヨリ左ノ資格アル者）

(一) 技術……工学部若クハ理学部ノ学科ヲ修メ学士ト称スルコトヲ得ル者

(二) 經理……農学部（農芸化学）工学部（土木、応用化学）法文学部（法学士若クハ経済学士ト称スルコト

ヲ得ル者又ハ之ト同種ノ学科ヲ修メタル者ニ限ル）

(三) 衛生……医師免許証薬剤師免許証或ハ齒科医師免許証ヲ有シ若クハ之ヲ受クヘキ資格アル者（以下省略）

2 体力手帳

八、徴兵検査寄留地、受験手続

1 寄留地受験手続

(1) 本籍所在ノ徵募区以外ノ寄留地ニ於テ身体検査ヲ受ケントスル者ハ検査ヲ受クヘキ年ノ一月三十一日迄ニ左記書類ヲ寄留地ノ兵事官支庁長又ハ市区長ニ宛寄留地ノ市町村長ニ提出ス

寄留地身体検査受験通常願（附表第一二）

(2) 一月三十一日迄ニ寄留地身体検査通常願ヲ提出シ能ハサル者ハ寄留地受験臨時願（附表第一二書式ニ準シ標記ヲ

2 寄留地換受検手續
寄留地受検ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ寄留換ヲ為シ新寄留地
徵募区ニ於テ身体検査ヲ受ケントスル者ハ新寄留地ノ兵事官
支庁長又ハ市長ニ宛左ノ書類ヲ新寄留地ノ市町村長ニ提出ス
寄留換受検願 (附表第一三)

3 寄留地身体検査受検取消ノ手續
寄留地受検ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ其ノ許可ノ取消ヲ願ハ
ントスル者ハ寄留地ノ兵事官支庁長又ハ市長ニ宛左記書類ヲ
寄留地ノ市町村長ニ提出ス
寄留地身体検査受検取消願 (附表第一四)

九、在留地受検手續

在留地ニ於テ身体検査ヲ受ケントスル者ハ三月三十一日迄ニ到
着スル如ク在留地ヲ管轄スル在留地徴兵事務官ニ提出ス
在留地身体検査願 (附表第一五)

一〇、在外部隊服役手續

朝鮮、台湾、関東州、満洲国又ハ支那ニ在ル部隊ニ於テ服役ス
ルコトヲ希望スル者ハ本籍地聯隊区司令官宛ニ身体検査ノ際左
記書類ヲ提出ス(検査ノ際提出シ得サリシ者ハ八月十五日迄ニ)
在外部隊服役願 (附表第一六)

一一、寄留地ニ於テ簡易点呼ヲ受ケントスル者ハ毎年三月三十一日
迄ニ寄留地ノ聯隊区司令官宛テ市長又ハ町村長及警察署長ヲ經
由シ願書ヲ差出スヘシ(附表一七)
注意 学内ニ於テハ行ハス
一二、現役将校及予備役将校志願手續
右ニ関スル手續ノ概要附表一八参照ノコト

附表第一

(用紙適宜)

| |
|-----------------|
| 戸籍異動届 |
| 昭和 年度入学 |
| 番号 |
| 氏名 |
| 一、原籍(旧姓名) |
| 一、本籍(改姓名) |
| 右ノ通り異動致候ニ付及届出候也 |
| 昭和 年 月 日 |
| 軍事教官 殿 |

附表第二

(用紙適宜)

| |
|--------|
| 入(退)當届 |
|--------|

昭和 年度入学 学部 科
番 号 氏 名 ㊦

一、入(退)當時 昭和 年 月 日

二、部隊 名

三、服役区分 現役兵(第一補充兵或ハ応召等)

四、兵種官等級 (退營者及既教育者ノミ記載ス)

右 及 届 出 候 也

昭和 年 月 日

軍事教官 殿

附表第三

(用紙適宜)

退(復)(休)学 届

昭和 年度入学 学部 科
番 号 氏 名 ㊦

一、日時 昭和 年 月 日 (休学者ハ自 年 月 日 至 年 月 日)

二、事由 (例 疾病ノ為休学中ノ処家事上ノ都合ニ依リ等)

右 及 届 出 候 也

昭和 年 月 日

軍事教官 殿

附表第四

(用紙適宜)

徴兵検査結果届

昭和 年度入学 学部 科
番 号 氏 名 ㊦

一、体格等位 甲(一乙)(戊)

二、本籍地 聯隊区名

三、受検地

右 及 届 出 候 也

昭和 年 月 日

軍事教官 殿

附表第五

(用紙適宜)

入営(召集)延期届

一、本籍地

二、現住所

三、在学スル学校(学部学科学年)

四、入学ノ年月日

五、卒業予定年月

六、入営延期期間満了期日 (延期スベキ年齢ノ範囲内デ卒業スベキ者ハ卒業予定年月日ト同ジ)

右及届出候也

昭和 年 月 日

本人 氏 名 ㊦

年 月 日生

何聯隊区司令官殿

附表第六

(用紙適宜)

入営(召集)届(入営(召集)延期願)

一、本籍地

二、現住所

三、在学セシ学校(学部学科学年)

四、届出(願出)ノ理由、何年何月何日日期日滿了卒業又ハ退学
右及届出候也(右關係書類相添及願出候也)

昭和 年 月 日

本人 氏 名 ㊦

年 月 日生

何聯隊区司令官殿

徵兵適齡届

本籍地

本人現住地

受檢予定地

戸主トノ続柄

(傍訓ヲ附フヘシ)

氏 年 月 日生 名

本人ノ職業

特有ノ技能

就学程度

青年学校ノ課程若ハ之ト同等以上ト認ムル課程
又ハ学校教練ヲ修メタル程度

右徵兵適齡ニ達シ候ニ付及届出候也

年 月 日

戸主 氏 名 ㊦

市町村長殿

附表第七

(用紙適宜)

幹部候補生志願ノ為メニハ附表八乃至一一ノ外学校卒業証明及資格
証明書ヲ要ス

附表第八

(用紙美濃白紙)

幹部候補生採用願
幹部候補生ニ採用相成度候也

本籍地 府県郡市区町村字番地

現住地 何々

本人 氏 名 ㊦

年 月 日 生

陸軍大臣殿

資格

註 令第五十四条ノ規定ニ依ル資格ヲ具フル者ハ様式中
資格ノ下ニ其ノ具フル資格ニ応シ技術、経理、技術
及経理、軍医、薬剤、歯科医、獣医ノ区分ニ從ヒ之
レヲ記入ス

附表第九

(用紙美濃白紙)

幹部候補生志願者学歴一覽表

本籍地 府県郡市区町村字番地

現住地 何々

本人 氏 名 ㊦

年 月 日 生

一、何年何月何県何市国民学校初等科修了

一、何年何県何中学校入学

一、何年何月同校卒業

一、右学校卒業ノ際ノ教練検定ニ合格(朱書)

一、何年何月何高等学校入学

一、何年何月同校卒業

一、右学校卒業ノ際ノ教練検定ニ不合格(朱書)

一、何年何月何大学何学部入学何学科ニ於テ何学ヲ修ム

一、何年何月同校第二学年中途退学

右ノ通相違無之候也

註 1 令第五十四条ノ資格アルモノハ卒業又ハ中途退

学ノ項ノ下ニ括弧ヲ附シ修学シタル科目ヲ朱書

ス 2 在学中ノ者ハ最後ノ項目ニ「右学校ニ在学中、

目下教練ニ参加中」ト書ケバ可ナリ

附表第一〇

(用紙適宜)

教練検定合格(合格見込)証明書下附願

昭和 年度入学 学部 科

番 号 氏 名 ㊦

一、本籍地 府県郡市区町村字番地

一、証明書送附先

一、卒業 業 (卒業見込) 年月日

一、願書目的 何々

右之通及願出候也

昭和 年 月 日

軍事教官 殿

附表第一 (用紙適宜)

証明願

本籍地 府県郡市区町村字番地

現住地 何々

年 月 日 本人 氏 名 ④

年 月 日 生

左記証明相成度願出候也

左記

一、禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルコトナシ
 (何年何月何日破産ノ宣告ヲ受ケタルモ何年何月何日復権ヲ得タリ)

二、破産ノ宣告ヲ受ケタルコトナシ

何市町村長殿

寄留地身体検査受検通常願

本年左記寄留地所在ノ徵募区ニ於テ徵兵身体検査受検致度候間御許可相成度候也

左記

府県郡市区町村字番地

本籍地 府県郡市区町村字番地

戸主某「長(二)男」「兄(弟)」 本人戸主ナルトキハ戸主ト記スヘシ

年 月 日 本人 氏 名 ④

年 月 日 生

何府県兵事官(何支庁長何市区長)殿

附表第二 (用紙適宜)

寄留換受検願

本年左記旧寄留地所在ノ徵募区ニ於テ徵兵身体検査受検ノ儀許可セラレ居候処寄留換致候ニ付左記新寄留地所在ノ徵募区

附表第三 (用紙適宜)

寄留換受検願

本年左記旧寄留地所在ノ徵募区ニ於テ徵兵身体検査受検ノ儀許可セラレ居候処寄留換致候ニ付左記新寄留地所在ノ徵募区

ニ於テ受檢致度候間御許可相成度候也

左記

新寄留地 府県郡市区町村字番地

旧寄留地 何々

本籍地 何々

戸主某「長(一)男」「兄(弟)」 本人戸主ナルトキハ
戸主ト記スヘシ

年 月 日 本人 氏 名 ㊦

何府県兵事官(何支庁長何市区長)殿

附表第一四

(用紙適宜)

寄留地身体検査受檢取消願

本年左記寄留地所在ノ徵募区ニ於テ徵兵身体検査受檢ノ儀許可セラレ居候処本籍地ニ於テ受檢致度候間右御許可取消相成度候也

左記

府県郡市区町村字番地

本籍地 府県郡市区町村字番地

戸主某「長(一)男」「兄(弟)」 本人戸主ナルトキハ
戸主ト記スヘシ

年 月 日 本人 氏 名 ㊦

何府県兵事官(何支庁長何市区長)殿

附表第一五

(用紙適宜)

在留地身体検査受檢願

本籍地 府県郡市区町村字番地

在留地 何々(詳細ニ記入ス)

戸主某「長(一)男」「兄(弟)」 本人戸主ナルトキハ
戸主ト記スヘシ

年 月 日 生 名 氏 ㊦

在留地ニ於テ徵兵身体検査受檢致度ニ付御許可相成度候也

右在留地ニ於テ徵兵身体検査受檢致度ニ付御許可相成度候也

年 月 日 本人 氏 名 ㊦

在留地徵兵事務官何官(職)殿

附表第一六

(用紙適宜)

在外部隊服役願

左記部隊ニ於テ服役致度ニ付及願出候也

左記

何隊（朝鮮ニ在ル部隊等）

本籍地 府県郡市区町村字番地

現住地 何々

年 月 日 本人 氏 名 ④

年 月 日 生

何聯隊区司令官殿

附表第一七

（用紙適宜）

寄留地簡閲点呼参会願

寄留地

本籍地

徴集年（下士官以上ニアリ） 役種官等級 氏 名

テハ当該編入年

右本年寄留地ニ於テ簡閲点呼ニ参会致度候条御許可相成度

及願出候也

年 月 日

右

何聯隊区司令官殿

氏

名 ④

附表第一八

陸海軍現役将校志願手続一覧表

| 軍 陸 | | | | | 分 区 | |
|------------------------------------|---|----------------------|----------------------------------|----------------------------------|---|---------|
| 校 将 役 現 | | | | | 種 役 | |
| 經理部見習士官 | 航 技 術 航 技 見 習 士 官 | 兵 技 術 兵 技 見 習 士 官 | 衛 生 部 (軍 医、薬 劑 官) 委 託 学 生 | 航 技 委 託 学 生 | 兵 技 委 託 学 生 | 名 称 |
| 大学令ニ依ル大学ノ法学 部経済学部商学部卒業者 及見込者 | 卒業見込者ヲ含ム | 註(一)参照ノ事 | 大学令ニ依ル大学ノ医学 部学生 | 大学令ニ依ル大学ノ工学 部、理学部ノ学生 | 大学令ニ依ル大学ノ工学 部、理学部又ハ農学部農 芸化学ノミヲ修ムル学生 | 志 願 者 |
| 出願年ノ三月三十一日 ニ於ケル年齢三十年未 満ノ者 | | | 出願年ノ三月三十一日 ニ於ケル年齢二十八年 未満ノ者 | 出願年ノ三月三十一日 ニ於ケル年齢二十七年 未満ノ者 | | 資 格 |
| | | | | | | 募 集 期 日 |
| 四、經理部ニアリテハ此ノ外ニ 学業成績証明書 | 一、志願票 二、戸籍謄本 三、卒業証明書又ハ卒業見込証 明書 | | 一、志願票 二、戸籍謄本 | | | 提 出 書 類 |

| 軍 | | | | | | | 陸 |
|--------------------------|--|---------------------------|--------------------------|----------|--------------------------|-------|---------|
| 校 | | 将 | 役 | 備 | | 予 | |
| 特別候補生 | | 見習士官 | 技術部航技候補生 | 技術部兵技候補生 | 軍医予備員 | 軍医候補生 | 衛生部見習士官 |
| 専門学校一年在学以上ノ学歴アル者 | | 専門学校以上ノ学歴アル者 | 註(2)参照ノ事 卒業見込者ヲ含ム | 註(3)参照ノ事 | 醫師法第一条第一項各号ノ一該当者 | | |
| 出願年ノ三月三十一日ニ於ケル年齢三十年未滿ノモノ | | 出願年ノ三月三十一日ニ於ケル年齢二十八年未滿ノモノ | 出願年ノ三月三十一日ニ於ケル年齢三十年未滿ノモノ | | 出願年ノ三月三十一日ニ於ケル年齢三十二年未滿ノ者 | | |

一、官報ニ告示セラルル外各学部ニモ通報アルニ依リ志願者ハ其ノ都度承知スヘシ

| | | | | |
|---|---|--|------------------------------|--|
| <p>一、志願票 二、戸籍謄本 三、身分証明書 四、卒業(在学)証明書 五、教練検定合格(見込)証明書</p> | <p>一、志願票 二、戸籍謄本 三、卒業(見込)証明書 四、名刺型写真</p> | <p>一、志願票 二、戸籍謄本 三、卒業証明書又ハ卒業見込証明書 四、教練検定合格証明書</p> | <p>身元調書 (市町村長ノ証明ヲ受ク)</p> | <p>一、志願票 二、戸籍謄本 三、学校卒業証明書又ハ見込証明書(醫師法第一条第二号該当者ハ合格証明書)</p> |
|---|---|--|------------------------------|--|

| 軍 | | | 海 | |
|---------------------------------------|-----|----|--|--|
| 校将役備予 | | | 官士（年二期短）役現 | |
| 生学備予軍海 | | | 軍医学生（生徒） 軍医見習尉官 薬剤見習尉官 技術学生 技術見習尉官 主計見習尉官 | |
| 飛行科 | 整備科 | 兵科 | | |
| 大学学部 若クバ予科高等学校専門 学校卒業又ハ見込者 | | | 医学部学生卒業若ハ見込 者其他 註（4） | |
| 満十九年以上四十年未 満 （飛行専修ハ二十八年 未満迄） | | | 軍医学生、技術学生ニア リテハ満十九年以上二 十八年未満、其ノ他ニア リテハ満十九年以上四 十年未満 | |
| 右二同シ | | | 一、志願票 二、戸籍抄本 三、卒業（在学）証明書 四、軍属又ハ官庁奉職者ニアリ テハ受験許可証 | |

註

- （1）大学令ニ依ル大学ノ工学部、理学部、又ハ農学部ノ学課ヲ修メ学士ト称スルコトヲ得ル者（農学部ハ農芸化学ヲ修メタル者ニ限ル）
- （2）右二同シ（農学部ハ農芸化学、農林科学ヲ修メタル者ニ限ル、但シ兵技ニアリテハ農学部ヨリハ採用セズ）
- （3）軍医予備員志願書類ハ九月十日（普通）迄ニ到着スル如ク現在地所管師団長ヘ提出ノコト
- （4）大学令ニ依ル大学ノ附属医学専門部若クハ附属薬学専門部、官公立医学専門学校、国民医療法施行令第一条第一項第一号ノ規定ニ依リ文部大臣ノ指定シタル学校ヲ依リ文部大臣ノ指定シタル私立医専、官公立薬専、又ハ薬事法施行令第一条第一項第一号ノ規定ニ依リ文部大臣ノ指定シタル学校ヲ卒業シタル者

九州帝国大学興学会会則

（昭和十六年四月一日制定）
 （昭和十九年三月六日改正）

第一章 総則

第一条 本会ハ九州帝国大学興学会ト称ス

第二条 本会ハ心身ヲ陶冶鍛錬シ和衷協同以テ皇国ノ進展ニ貢献ス

ルコトヲ目的トス

第三条 九州帝国大学職員及び学生、生徒ヲ以テ会員トス

第四条 前条ノ外九州帝国大学又ハ元福岡医科大学ニ縁故アル者ハ

会長ニ於テ特ニ会員ニ推薦スルコトアルベシ

第二章 会員

第五条 会員ヲ分チテ左ノ四種トス

一、名誉会員

二、特別会員

三、正会員

四、準会員

第六条 第四条ニヨリ推薦シタル者ヲ名誉会員トス

第七条 九州帝国大学総長、教授、助教授、学生主事、事務官、司

書官、薬局長、技師、講師及相当待遇職員ヲ特別会員トス

第八条 九州帝国大学学生及生徒ヲ正会員トス

第九条 第七条ニ該当セザル九州帝国大学職員ニシテ本会ニ入会ヲ

申出タル者ヲ準会員トス

第三章 役員

第十条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会長

副会長

部長

主事

幹事

委員

第十一条 九州帝国大学総長ヲ会長トス

会長ハ本会一切ノ業務を統轄ス

第十二条 九州帝国大学学部長ヲ副会長トス

副会長ハ会長ヲ輔佐シ会長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第十三条 各部ニ部長一名ヲ置キ特別会員中ヨリ会長之ヲ任命ス

部長ハ各部ノ事業ヲ指揮監督ス

第十四条 学生主事及本部事務官ヲ主事トス

主事ハ会長ヲ輔ケテ常務ヲ処理ス

第十五条 幹事ノ定員ハ各学部三名トシ一名ハ特別会員、他ノ二名

ハ正会員トス

幹事ハ会長ヲ輔ケテ本会ノ業務ヲ執行ス

第十六条 各部委員ノ定員ハ各学部正会員一名トス但シ総務部委員

ハ正会員タル幹事之ヲ兼ヌ

委員ハ所属部長ノ指揮ヲ承ケ其ノ部ノ業務ヲ執行ス

第十七条 幹事及委員ハ各学部ニ於テ推薦シ会長之ヲ任命ス幹事ハ

総務部及保健部ヲ除ク各部ノ委員ヲ兼ヌルコトヲ得ズ

第十八条 幹事及委員ノ任期ハ各一箇年トス但シ後任者就任ノ時迄

ハ満期後ト雖モ引続キ其ノ職務ヲ行フベキモノトス

補欠ノ場合ニ於ケル後任者ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第十九条 本会ニ関スル業務ヲ処理スルタメ総務部ニ庶務掛ヲ置ク

第二十八条 本会ニ左ノ部ヲ置ク

庶務掛ハ総務部長監督ノ下ニ文書ノ処理、金銭ノ出納及物品保管

一、総務部

ノコトヲ掌ル

二、基礎訓練部

第二十條 総務部長ハ会長ノ旨ヲ承ケテ毎年六月適當ノ形式ニ於テ事務及會計報告ヲナス

一、体操部

第四章 役員総会

第二十一条 役員総会ハ本会役員ヲ以テ組織ス

二、陸上運動部

第二十二条 会長ハ必要ニ応ジ役員総会ヲ召集ス

三、剣道部

第二十三条 役員総会ノ議事ハ会長之ヲ決ス

四、柔道部

第五章 審議会

第二十四条 審議会ハ会長、副会長、部長、主事及特別会員タル幹事ヲ以テ組織シ会長之ヲ召集ス

三、戦技訓練部

第二十五条 審議会ハ本会ニ関スル重大事項ニツキ審議ス

一、行軍山岳部

第二十六条 常議会ハ本会主事及幹事ヲ以テ組織シ総務部長之ヲ召集ス

二、銃剣道部

第二十七条 常議会ハ予算ノ査定決算ノ檢閲其他本会ノ向上方法ヲ研究ス、但シ保健部ニ属スル予算及ビ決算ノ審議決定ハ部規程ノ定ムルトコロニ依ル

三、射撃部

第六章 常議会

四、特技訓練部

第二十八条 常議会ハ本会主事及幹事ヲ以テ組織シ総務部長之ヲ召集ス

一、海洋訓練部

第二十九条 常議会ハ予算ノ査定決算ノ檢閲其他本会ノ向上方法ヲ研究ス、但シ保健部ニ属スル予算及ビ決算ノ審議決定ハ部規程ノ定ムルトコロニ依ル

二、航空訓練部

第三十条 常議会ハ本会主事及幹事ヲ以テ組織シ総務部長之ヲ召集ス

三、馬事訓練部

第三十一条 常議会ハ予算ノ査定決算ノ檢閲其他本会ノ向上方法ヲ研究ス、但シ保健部ニ属スル予算及ビ決算ノ審議決定ハ部規程ノ定ムルトコロニ依ル

四、機甲訓練部

第三十二条 常議会ハ予算ノ査定決算ノ檢閲其他本会ノ向上方法ヲ研究ス、但シ保健部ニ属スル予算及ビ決算ノ審議決定ハ部規程ノ定ムルトコロニ依ル

五、文化報国部

第七章 部

一、文化部

二、音楽部

三、美術部

六、保健部

第二十九条 総務部ニ庶務掛、事業掛及厚生掛ヲ置き掛員ハ會員中ヨリ会長之ヲ任命ス

庶務掛ハ本会ニ關スル文書ノ処理、金銭ノ出納其他ノ會計事務及他部ニ屬セザル物品ノ保管等ヲ掌ル

事業掛ハ山の家経営、植林、運動会其他ノ事業ヲ掌ル

厚生掛ハ會員ノ厚生ニ關スル諸般ノ業務（保健部ニ屬スルモノヲ除ク）ヲ掌ル

第三十条 保健部ハ正會員ノ保健療養ヲ目的トシタル諸種ノ事業ヲ行フ其ノ運営ニ關シテハ別ニ規程ヲ設ク

第三十一条 部ニ屬スル事業ハ部長ヨリ会長ニ報告シ隨時之ヲ執行ス

第三十二条 各部ニ於テ事業執行ニ關スル細則ヲ制定セントスルトキハ予メ會長ノ認可ヲ受クベシ

第三十三条 各部ニ屬スル物品ハ当該部長之ヲ保管ス

第八章 會計

第三十四条 本会ノ經費ハ會員ノ會費其他ノ收入ヨリ之ヲ支弁ス、但シ保健部ノ經費ハ保健費其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第三十五条 會員ハ左記ニヨリ會費及保健費ヲ納付スルモノトス

一、特別會員 會費毎月俸給月額ノ二百分ノ一

二、正會員 會費金拾五円、保健費金參拾円（医学部在籍ノ會員ハ金參拾五円）

三、準會員 一ケ年金壹円

第三十六条 正會員トシテ新タニ入会スルモノハ入会金トシテ金五円ヲ納付スベシ

入会金ハ基本金トシテ積立ツルモノトス但シ審議會ノ議ヲ經テ一部ヲ臨時費トシテ支出スルコトヲ得

基本金ヨリ生ズル利子ハ之ヲ經常費ニ支出ス

第三十七条 正會員ノ入会金、會費及保健費ハ入会ト同時ニ其ノ全額ヲ、又準會員ノ會費ハ毎年四月之ヲ納付スルモノトス

第三十八条 本会ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ルモノトス

第三十九条 部長ハ其ノ部次年度ノ費用ヲ予算シ毎年十一月末日迄

ニ會長ニ差出スベシ

第四十条 部ニ屬スル費用ハ部長及主事ノ捺印シタル債權者ノ請求書アルニアラザレバ支払ヲナスコトヲ得ズ

附則

一、本会則ハ昭和十六年四月一日ヨリ施行ス

二、九州帝国大学校友会規則ハ本会則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

附 則

- 一、本改正規定ハ昭和十九年三月六日ヨリ之ヲ施行ス
- 二、保健部ニ関スル事項ハ昭和十八年十月一日以後ニ入会スル正会員ノミニ之ヲ適用ス

九州帝国大学興学会会則施行細則

(昭和十六年四月一日制定
昭和十九年三月六日改正)

第一 役員ノ任免ニ関スルコト

- 一、総務部長ハ学生課長ヲ以テ之ニ充ツ
- 二、部長及特別会員タル幹事ハ各副会長之ヲ推薦ス
部長ヲ推薦スベキ学部ハ会長之ヲ決ス
- 三、各部ノ部長ハ任期ニケ年トス但シ重任ヲ妨ケズ
部長交替ノ場合ハ前部長ハ其部ノ顧問トナル
- 四、部長ハ部総数ノ二分ノ一ニ当ル数ダケ毎年改任スルモノトス
- 五、部長ハ必要アル場合ハ会長ニ届出デ特別会員中ヨリ副部长ヲ依頼スルコトヲ得、副部长ハ総長代理トシテ会議ニ出席スルコトヲ得
- 六、正会員ニシテ幹事及委員ニ任命セラレタル者ハ猥リニ辞任スルコトヲ得ズ
- 七、毎年十二月一日ヨリ同十五日迄ノ間ニ於テ各副会長ハ次年度ノ幹事及委員ヲ推薦ス

第二 役員總會ニ関スルコト

役員總會ノ議案ハ其ノ都度予メ之ヲ通知スルモノトス

第三 部員ニ関スルコト

- 一、学生ハ少クトモ訓練部ニ属スル各部ノ一以上ニ参加スベキモノトス
- 二、副会長委員ヲ推薦スルトキハ学業成績素行等ヲ考慮スベシ
- 三、部長部ノ選手ヲ定ムルトキハ学業成績素行等ヲ考慮スベシ

第四 会計ニ関スルコト

- 一、本学卒業生ニ非ザル大学院学生ハ入会金五円及会費拾五円ヲ納入スベシ

附 則

本細則ハ昭和十九年三月六日ヨリ施行ス

保健部規程

第一章 総 則

- 第一条 正会員ニシテ疾病其ノ他ニ因リ療養ノ必要生ジタルトキハ全会員一体トナリ相扶共済ノ精神ヲ以テ其ノ健康ノ回復ニ協力スルモノトス

- 第二条 前条ノ疾病中特ニ結核性ノモノニ重点ヲ置キ其ノ予防及療養ニ万全ヲ期セシムルモノトス

- 第三条 保健部ノ庶務及会計ニ関スル事務ハ総務部庶務掛ニ於テ之ヲ行フ

第四条 保健部ニ属スル会計ハ之ヲ特別会計トシテ処理ス

第二章 役員

第五条 保健部ニ部長委員ノ外左ノ役員ヲ置ク

顧問 若干名

理事 若干名

主務 若干名

顧問ハ特別会員中ヨリ会長之ヲ委嘱ス

顧問ハ部ノ重要ナル事項ニ就キ会長ノ諮問ニ応ズ

理事ハ各学部一名宛ノ特別会員並ニ学生主事、事務官及学医ニ付

会長之ヲ任命ス但シ各学部一名宛ノ理事ハ任期ヲ一年トシ重任ヲ

妨ゲズ

理事ハ部務ヲ掌理ス

理事中若干名ヲ常務理事トシ会長之ヲ任命ス

常務理事ハ部ノ常務ヲ処理ス

主務ハ学生主事補、書記中ヨリ会長之ヲ任命ス

主務ハ部ノ事務ヲ分掌ス

第三章 協議会

第六条 保健部ニ協議会ヲ設ケ部長、顧問、理事、主務及委員ヲ以

テ組織ス

会長及副会長ハ隨時協議会ニ出席シテ其ノ議事ニ参加スルコトヲ

得

第七条 協議会ハ部長之ヲ招集シ部事業ノ計画実施其ノ他ノ重要ナ

ル事項ニ付キ協議ス

第八条 保健部ニ属スル予算及決算ノ審議ハ協議会ニ於テ之ヲ行ヒ

会長ノ承認ヲ受クルモノトス

第四章 療養費補助

第九条 正会員ニシテ左ノ各号ニ該当スル者ニ対シテ療養費ヲ補助

ス補助金額ハ別ニ之ヲ定ム

一、結核性疾病要療養者ニシテ学医ノ指定スル病院ニ於テ療養ス

ル者

二、結核性疾病要療養者ニシテ学医ノ指定スル病院以外ノ場所ニ

於テ療養スル者

三、結核性以外ノ疾病其ノ他ニ因リ療養ノ為入院一ヶ月以上ニ亘

ル者

四、本学医学部付属医院ニ於テ一回ノ料金五円以上ノ手術又ハ処

置ヲ受クル者

五、本学医学部付属医院薬局ニ於テ調剤ヲ受クル者

結核性疾病要注意者ニシテ休学療養ヲ希望スル者アルトキハ詮議

ノ上療養者に準ジテ取扱フコトヲ得

第十条 前条第一項第一号乃至第三号及第二項ニ該当スル者ニシテ

療養費ノ補助ヲ受ケントスル者ハ要項ヲ具シ学医ノ診断書ヲ添ヘ

部長ヲ経テ会長ニ願出ツベシ

第十一条 療養費ノ補助継続ノ期間ハ六ヶ月以内トス

六ヶ月以上継続シテ補助ヲ受ケントスル者ハ六ヶ月毎ニ前条ノ規程ニヨリ補助継続ヲ出願スルコトヲ要ス但シ通算三ヶ年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十二条 療養ニ関シテハ凡テ学医ノ指導監督ヲ受クルモノトス

第十三条 正会員ノ資格ヲ失ヒタル者及ビ正会員ニシテ入学ト同時

ニ休学療養ヲ命ゼラレタル者ハ本規程ノ適用ヲ受ケズ

附 則

本規程ハ昭和十八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

九州帝国大学報国隊規程 (昭和十九年八月改正)

第一条 本報国隊ヲ九州帝国大学報国隊ト称ス

第二条 九州帝国大学報国隊ハ皇国民錬成ノ本旨ニ基キ隊組織ニヨリ本学学生生徒ノ修鍊強化ヲ図ルト共ニ国家ノ要請スル諸種ノ要務ニ服シ非常危急ノ際ニハ本学ノ防護及学外ヘノ赴援ニ当ルコトヲ以テ目的トス

九州帝国大学報国隊ハ九州帝国大学興学会会員、附属医学専門部至誠会会員、附属工業専門部報国団員及福岡臨時教員養成所報国団員タル教職員学生生徒及之ニ準ズルモノヲ以テ組織ス

第三条 九州帝国大学報国隊ノ編成ハ之ヲ分チテ通常編成及防護編成トシ、平常ノ報国隊行事及活動ハ通常編成ヲ以テシ防空、火災、

其ノ他報国隊長ニ於テ必要ト認メタル時ハ防護編成ニヨルモノトス

第四条 報国隊ハ防空警報発令ト共ニ別命ヲ待タズシテ、防護編成ヲ採リ防空補助隊ニ属スル者ヲ除クノ外凡テ九州帝国大学特設防護団ニ編入セラルルモノトス

防護編成ノ解除ハ防護団長之ヲ命ス

第五条 警報発令時ト雖モ防護団活動開始ノ時ハ報国隊ハ前項ニ準ジ対処スルモノトス

第六条 防護団ニ編入セラレタル報国隊ハ防護団長ノ指揮ニ従ヒ行動スルモノトス

第七条 報国隊長ハ総長トシ報国隊ヲ総轄統率ス

隊長不在又ハ事故アル時ハ先任学部長之ヲ代行ス

第八条 報国隊ニ隊長附ヲ置キ、庶務課長ヲ以テ之ニ充ツ

隊長附ハ隊務一般ニ関シ隊長ヲ補助スルモノトス

第九条 報国隊ニ総務部及経理部ヲ置ク

総務部長ハ学生課長、経理部長ハ会計課長ヲ以テ之ニ充テ各部ニハ部員若干名ヲ置ク

第十条 総務部ニ庶務掛及企画掛ヲ設ク

第十一条 総務部庶務掛ハ報国隊ニ関スル文書ノ接受、伝達、發送、關係各官公署其ノ他学外トノ連絡、学内各部下ノ連繫、所要記録及調製其ノ他他部又ハ他掛ニ属セザル一切ノ事項ヲ担任ス

総務部企画掛ハ報国隊活動ノ企画及実施ニ関スル事項、防空補助隊ニ関スル事項、報国隊命令ノ伝達及各部隊ヨリノ報告接受等ニ関スル事項ヲ担任ス

第十二条 経理部ハ報国隊ニ関スル一般会計事務、報国隊用資材ノ調達、配給、保管、報国隊員ノ給養、報国隊施設ノ整備等ヲ担任ス

第十三条 報国隊総務部長、経理部長、報国隊長附、各学部ヨリ一名宛ノ教授、学生主事及先任軍事教官ヲ以テ報国隊本部員トス本部員ハ報国隊全般ノ要務ニ参画ス

第十四条 報国隊ノ通常編成ニ於テハ各学部及工業専門部ノ隊員ヲ以テ夫々学部大隊及工業専門部大隊ヲ組織ス

但シ附属医学専門部ニ属スル隊員ハ医学部大隊ノ専門部支隊トシ福岡臨時教員養成所ニ属スル隊員ハ理学部大隊ニ編入ス各学部長及工業専門部長ヲ以テ当該学部大隊長及工業専門部大隊長トシ医学専門部長ヲ以テ医学専門部支隊長トス

第十五条 各大隊長ハ報国隊長ノ命ヲ受ケ当該大隊ノ統率ニ任ズ

第十六条 大隊ニ副大隊長ヲ置キ、当該学部又ハ工業専門部勤務ノ教授ヲ以テ之ニ充ツ

副大隊長ハ隊長不在又ハ事故アル時其ノ職務ヲ代行ス

第十七条 大隊ノ中隊及小隊ニハ夫々隊長及副隊長ヲ置ク

中隊長、副中隊長ハ教授トシ小隊長副小隊長ハ助教教授講師又ハ之

ニ準ズルモノトス

第十八条 大隊長ニ隊長附ヲ置キ助教教授又ハ専任講師ヲ以テ之ニ充ツ

第十九条 各学部又ハ専門部教官ニシテ本部部員、隊長、副隊長又ハ隊長附トナラザル者ハ凡テ大隊附、中隊附或ハ小隊附ノ何レカニ任ズルモノトス

第二十条 大隊ニハ掛員若干名ヲ置キ学部又ハ専門部ノ事務職員ヲ以テ之ニ当ラシム

第二十一条 大隊ノ幹部ハ大隊長ノ推挙ニ依リ報国隊長之ヲ任命ス

第二十二条 流体工学研究所、弾性工学研究所ノ専任所員タル教授及助教教授ハ工学部教授及助教教授ニ準ズルモノトシ、木材研究所ノ専任所員タル教授又ハ助教教授ハ工学部又ハ農学部教授及助教教授ニ準ズルモノトス

第二十三条 報国隊ノ防護編成ニ於テハ隊員ヲ以テ本部防護隊、学部防護隊並ニ第一警備隊、第二警備隊、第一消防隊、第二消防隊、救護隊、第一防毒隊、第二防毒隊(以上ノ七隊ヲ特務隊ト総称ス)及防空補助隊ヲ組織ス

第二十四条 各特務隊及防空補助隊ニハ隊長及副隊長ヲ置キ教官中ヨリ報国隊長之ヲ任命ス

本部防護隊及学部防護隊ハ小隊又ハ分隊単位ノ編成トシ規程第十七条ニ抛リ各隊ニ隊長及副隊長ヲ置ク

第二十五条 本部防護隊、学部防護隊及各特務隊ノ任務ハ九大特設防護団規程ノ定ムルトコロニ拠ル

第二十六条 防空補助隊ハ報国隊員中ノ防空補助員ヲ以テ組織シ学外防空ヲ担任スルモノトス

防空補助隊ハ之ヲ第一防空補助隊及第二防空補助隊ニ分ツ、第一防空補助隊ハ工、農、法文、理学部、附属工業専門部大隊ノ防空補助員ヲ以テ組織シ主トシテ警備、消防等ニ従事ス第二防空補助

隊ハ医学部大隊ノ防空補助員ヲ以テ組織シ救護医療等ニ従事ス

第二十七条 防空警報発令ノ場合ニ於テハ防空補助隊ハ別命ナク所定ノ配置ニ就キ市長、警察署長、消防署長或ハ警防団長ノ指揮ヲ受ク

前項ノ配置ハ予メ学外関係官公署及警防団ト打合ノ上別ニ之ヲ定ム

第二十八条 報国隊長ハ報国隊行事及活動ニ関シ、諮問ノ必要アルトキハ最高隊長會議ヲ招集ス

最高隊長會議ハ報国隊長、本部長、大隊長、医学専門部支隊長、各特務隊長及防空補助隊長ヲ以テ構成ス

九州帝国大学特設防護団規程 (昭和十九年八月改正)

第一条 本団ハ九州帝国大学特設防護団ト称ス

第二条 本団ハ空襲其ノ他緊急ノ事態ニ際シ本学ノ自衛防護ノ責ニ

任ズルト共ニ平常之ガ企画研究及訓練ヲ行フモノトス

第三条 本団ハ本学教職員、学生生徒及傭員ヲ以テ組織ス

第四条 本団ニ左ノ各部ヲ置ク

一、庶務部

二、企画部

三、経理部

四、第一警備部

五、第二警備部

六、第一消防部

七、第二消防部

八、救護部

九、第一防毒部

十、第二防毒部

第五条 庶務部ハ警報ノ受領伝達学外関係官公署及警防団トノ連絡、文書ノ接受、發送、所要記録及調査ノ調製及他部ニ属セザル

一切ノ事項ヲ処理ス

第六条 企画部ハ本学防空計画ノ設定及其ノ実施、命令ノ伝達、状況報告ノ接受等ニ関スル事項ヲ分担処理ス

第七条 経理部ハ防護施設ノ整備、資材ノ調達及配給、防護用物品

器具ノ保管及監守、団員ノ給養、其ノ他会計ニ関スル事項ヲ分担

処理ス

器具ノ保管及監守、団員ノ給養、其ノ他会計ニ関スル事項ヲ分担

処理ス

| | | | | |
|--------|--------|----|-----|-----|
| 企画部 | 庶務部 | 部名 | 本部長 | 副部長 |
| 本学学生課長 | 本学庶務課長 | | | |
| 本学学生主事 | | | | |

第八条 警備部ハ御真影、勅語謄本、詔書謄本ノ奉護、学内ノ警戒、灯火管制主要施設ノ警備、重要搬出物ノ監視保管、待避者ノ統制誘導等ニ関スル任務ニ従事ス

第九条 消防部ハ学内ニ於ケル一般消防及之ガ為ニ必要ナル破壊作業、瓦斯電気ノ遮断、瓦斯管、給水管、電線等ノ修理工作等ノ作業ニ従事ス

第十条 救護部ハ傷病者及瓦斯患者ニ対スル救護治療等ノ作業ニ従事ス

第十一条 防毒部ハ毒瓦斯ニ対スル防毒、消毒、検知、瓦斯患者ノ臨機收容ニ関スル作業ニ従事ス

第十二条 本団ノ団長ハ総長ヲ以テ之ニ任ジ全団ヲ指揮統轄スルモノトス 団長不在又ハ事故アルトキハ先任学部長之ヲ代行ス

第十三条 第二警備部、第二消防部、救護部、第二防毒部ノ西部地域内ニ於ケル防護活動ハ医学部防護分団長ノ区処ヲ受クルモノトス

第十四条 本団ノ各都二部長ヲ庶務部ヲ除ク各部ニ副部長ヲ置キ左記ニヨリ団長之ヲ任命ス

| | | |
|-------|-----------|-------------|
| 經理部 | 本学会計課長 | 医学部附属医院事務官 |
| 第一警備部 | 報国隊第一警備隊長 | 報国隊第一警備隊副隊長 |
| 第二警備部 | 報国隊第二警備隊長 | 報国隊第二警備隊副隊長 |
| 第一消防部 | 報国隊第一消防隊長 | 報国隊第一消防隊副隊長 |
| 第二消防部 | 報国隊第二消防隊長 | 報国隊第二消防隊副隊長 |
| 救護部 | 報国隊救護隊長 | 報国隊救護隊副隊長 |
| 第一防毒部 | 報国隊第一防毒隊長 | 報国隊第一防毒隊副隊長 |
| 第二防毒部 | 報国隊第二防毒隊長 | 報国隊第二防毒隊副隊長 |

部長ハ各当該部ノ業務ヲ処理ス

副部長ハ部長不在又ハ事故ノ際部長ノ職務ヲ代行ス

各部ニハ掛員若干名ヲ置クコトヲ得

第十五条 第一、第二警備部、第一、第二消防部、救護部及第一、第二防毒部ノ編成ハ別表ニ拠ル

第十六条 第一、第二警備部、第一、第二消防部、救護部及第一、第二防毒部ノ各部長ハ其ノ担当ノ任務ニ対スル防護実施計画ヲ立案シ防護団長ノ承認ヲ受クベシ

第十七条 本学構内ヲ左記ノ如ク区劃シ各地区ニ防護分団ヲ設ケ当該地区内ノ防火、警備、監視、搬出、連絡、救急、收容等ノ任務ヲ担当セシム

甲、東部地域 一、本部地区 担当分団 本部防護分団
二、工学部地区 工学部防護分団

- 三、農学部地区 農学部防護分団
- 四、法文学部地区 法文学部防護分団
- 五、理学部地区 理学部防護分団
- 乙、西部地域 六、医学部地区 医学部防護分団
- 丙、南部地区 七、工業専門部地区 工業専門部防護分団
- 地区ノ区劃ハ別図ヲ以テ示ス

第十八条 各防護分団ノ組織ハ左表ニ示スガ如シ

| | |
|-----------|--|
| 本部防護分団 | 本部所属ノ職員及備員、報国隊本部防護隊 |
| 工学部防護分団 | 工学部流研及弾研所属ノ職員及備員、木材研究所所属職員及備員ノ一部、報国隊工学部防護隊 |
| 農学部防護分団 | 農学部所属ノ職員及備員、木材研究所所属職員及備員ノ一部、報国隊農学部防護隊 |
| 法文学部防護分団 | 法文学部及図書館所属ノ職員及備員、報国隊法文学部防護隊 |
| 理学防護分団 | 理学部及臨教所属ノ職員及備員、報国隊理学部防護隊 |
| 医学部防護分団 | 医学部、附属医院及医学専門部所属ノ職員及備員、報国隊医学部防護隊 |
| 工業専門部防護分団 | 工業専門部所属ノ職員及備員、報国隊工業専門部防護隊 |

第十九条 各防護分団ニ分団長及副分団長ヲ置ク、副分団長、分団長不在又ハ事故アルトキ其ノ職務ヲ代行ス

本部防護分団長ハ会計課長ヲ以テ学部又ハ工業専門部防護分団長ハ報国隊当該学部大隊長又ハ工業専門部大隊長ヲ以テ之ニ充ツ
本部防護副分団長ハ建築課長ヲ以テ、学部又ハ工業専門部防護副分団長ハ報国隊当該学部大隊又ハ工業専門部大隊ノ副隊長ヲ以テ之ニ充ツ
各分団ニハ分団長附一名乃至二名ヲ置ク

第二十条 各防護分団長ハ各担当防護地区ニ於ケル防護実施ノ具体的計画ヲ立案シ防護分団長ノ承認ヲ受クベシ

第二十一条 各防護分団長及各部長ハ部下ニ対シ其ノ部署ヲ詳細ニ明示シ置キ各員ノ病氣其ノ他ノ事故ノ為メ配置ニ就キ得ザル場合ヲ考慮シ代行者ヲ定メ置クベシ
部署ヲ有スル各員病氣其ノ他ノ事故ノ為メ配置ニ就キ得ザル場合ニハ必ズ分団長又ハ部長ニ届出置クト共ニ其ノ代行者ニ連絡シ置クベシ

第二十二条 各防護分団長及各部長ハ其ノ管下ノ計画及部署ヲ変更シタルトキハ速カニ之ヲ分団長ニ報告スベシ

第二十三条 各防護分団長ハ防護指導員トシテ其ノ防護分団中ヨリ防護ニ関シ指導的能力アル教官及職員各一名ヲ選ビ其ノ氏名ヲ分団長ニ報告スベシ防護指導員ヲ変更シタルトキ亦同ジ

第二十四条 分団長ハ企画部長ヲシテ随時防護指導員連絡会ヲ開カシメ防護ニ関スル研究及計画ノ打合ヲ為サシム

第二十五条 防護指導員ハ各所属防護分団担当地区ノ防護ニ関シ常

ニ其ノ計画ヲ練リ防護訓練ニ際シテハ自ら教職員及学生生徒ノ
実施指導ニ当ルモノトス

第二十六条 防護指導員ハ必要ニ応ジ学外ノ見学、研究会講習会ニ

参加シ随時防護ニ関スル意見ヲ団長及分団長ニ具申スルモノトス
第二十七条 本団ニ最高会議ヲ置キ団長之ヲ招集シ本学ノ自衛防護

ニ関スル重要事項ヲ審議ス

最高会議ノ会員ハ各防護分団長、各防護副分団長、各部長、企画
部副部長、企画部ヲ除ク他ノ各部毎副部長一名、防空補助隊長及
先任軍事教官トス

団長ハ必要ニ応ジ前項以外ノ者ヲシテ最高会議ニ列席セシムルコ
トヲ得

補遺事項

◎昭和十九年九月三十日付官報陸軍省告示第四十六号ヲ以テ陸軍依

託学生生徒募集要項発表サル、本学関係ノ分ヲ抄録セン

一、応募資格

1 技術部依託学生（工学部、理学部、又ハ農学部農芸化学科、

林学科ノ学生） 同生徒（附属工業専門部生徒）

2 経理部依託学生（工学部応用化学科、土木工学科、理学部化

学科、農学部農芸化学科、水産学科、農業土木科ノ学生）

昭和十九年三月三十一日ニ於ケル年齢二十七年未満ノ者

尚陸軍へ入隊中ノ者モ右資格者ハ志願スルコトヲ得

二、提出書類及提出期日

①志願票 ②戸籍抄本 ③身元証明書

右書類ヲ十一月十五日迄ニ学校長宛提出ノコト

陸軍部内ヨリノ志願者ハ右ノ外在学証明書添付ノ上所属部隊長宛
提出ノコト

◎昭和十九年十月五日付官報海軍省告示第二十六号ヲ以テ軍医学生、
薬剤学生、技術学生、軍医並薬剤見習尉官等ノ募集要項発表サル
一、応募資格

1 軍医学生、薬剤学生（医学部学生ニシテ大学卒業時ニ於ケル
年齢十九年以上二十八年未満ノ在学生）

2 技術学生（工学部、理学部、又ハ農学部ニ於テ指定学科ヲ修
ムル学生ニシテ年齢八前ニ同ジキ者）

3 軍医、薬剤見習尉官（医学士又ハ附属医学専門部卒業生ニシ

テ昭和二十年九月三十日ニ於テ年齢満十九年以上四十年未滿
ノ者但シ昭和二十年十月一日迄ニ右資格ヲ取得スル見込ノ者
モ含ム）

二、提出書類及提出期日

軍医、薬剤、技術学生ニアリテハ ①志願票 ②戸籍抄本

軍医、薬剤見習尉官ニアリテハ ③卒業（見込）証明書 ④軍属

又ハ官庁奉職者ハ受験許可証ヲ在学ノ学校長ヲ経テ（既ニ卒業シタル者ハ直接）十九年十月三十一日迄ニ海軍省人事局長ニ提出スベシ